

平成21年9月1日(火曜日)第3回定例会

出席議員(17名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
12番	石川忠義	議員	13番	新宮征一	議員
14番	伊藤忠男	議員	15番	佐藤暘子	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	鈴木賢也	議員			

欠席議員(1名)

11番	松田孝	議員
-----	-----	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会 委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課 財務室長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長 都市整備室長
山田敏彦	花・緑・せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長 指導推進室長
清野健	生涯学習課 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
安孫子政一	生涯学習課 生涯学習課長	犬飼弘一	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第1号 第3回定例会  
平成21年9月1日(火曜日) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告  
(1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 行政報告  
(1) 市政の概要について
- ” 5 議第58号 寒河江市名誉市民の推挙について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 議第59号 表彰について
- ” 10 議案説明
- ” 11 委員会付託
- ” 12 質疑、討論、採決
- ” 13 報告第7号 平成20年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- ” 14 報告第8号 平成20年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- ” 15 認第 1号 平成20年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 16 認第 2号 平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 17 認第 3号 平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 18 認第 4号 平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 19 認第 5号 平成20年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 20 認第 6号 平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 21 認第 7号 平成20年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 22 認第 8号 平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- ” 23 認第 9号 平成20年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の  
認定について
- ” 24 認第10号 平成20年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 25 認第11号 平成20年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 26 議第60号 平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- ” 27 議第61号 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 28 議第62号 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 29 議第63号 平成21年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

- ” 30 議第64号 平成21年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）補正予算（第1号）
  - ” 31 議第65号 平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）
  - ” 32 議第66号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
  - ” 33 議第67号 寒河江簡易水道事業の設置条例の一部改正について
  - ” 34 請願第5号 日米FTA反対、農家経営の危機打開を求める意見書の提出を求める請願
  - ” 35 請願第6号 政府備蓄米をルールに基づき買い入れることを求める意見書の提出を求める請願
  - ” 36 請願第7号 『所得税法第56条の廃止』に関する意見書の提出を求める請願
  - ” 37 議案説明
  - ” 38 監査委員報告
  - ” 39 質疑
  - ” 40 予算特別委員会設置
  - ” 41 決算特別委員会設置
  - ” 42 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成21年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様に申し上げます。

議会運営委員会におきまして、エコスタイル推進期間中に合わせ、会議における服装について決定をしております。

本定例会中の会議は上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員は松田 孝議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、3番石山 忠議員、17番那須 稔議員を指名いたします。

会 期 決 定

高橋勝文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成21年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月27日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から9月18日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの18日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成21年9月1日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所	
9月 1日(火)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、名誉市民推挙議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場	
		本 会 議 終 了 後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
		予算特別委員会終了後	決算特別委員会	正副委員長の互選、付託案件審査	議 場
9月 2日(水)	休 会				
9月 3日(木)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	決算特別委員会正副委員長互選結果報告、一般質問	議 場	
9月 4日(金)	休 会				
9月 5日(土)	休 会				
9月 6日(日)	休 会				
9月 7日(月)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	一 般 質 問	議 場	
9月 8日(火)	午前 9 時 3 0 分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室	
9月 8日(火)	午前 9 時 3 0 分	厚生経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室	
		建設文教委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室	
9月 9日(水)	午前 9 時 3 0 分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室	
		厚生経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室	
		建設文教委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室	
9月10日(木)	午前 9 時 3 0 分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室	
		厚生経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室	
		建設文教委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室	
9月11日(金)	休 会				
9月12日(土)	休 会				
9月13日(日)	休 会				
9月14日(月)	休 会				

月 日	時 間	会 議		場 所
9月15日(火)	休	会		
9月16日(水)	休	会		
9月17日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
9月18日(金)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸般の報告

高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行政報告

高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

初めに、6月定例会以降今日までの主な市政の概況について御報告させていただきたいと思えます。

まず、景気雇用の状況であります。政府や日銀では景気が底を打っていると見ているようですが、寒河江市において、景気回復の状況にあるという実感はいまだできず、引き続き景気・雇用対策が重要な課題であるという認識を持っているところであります。

雇用情勢につきましては、市内100社を対象にした4月の調査では、7月以降減員予定数が65人であったのに対し、7月の調査では40人に減少し、また、7月以降の求人予定数が32人から79人に増加するなど、数字上は持ち直しの状況が見られるところであります。しかしながら、8月各事務所を直接訪問し、雇用の確保を要請したところでは、現在の雇用人員を「過剰感がある」とする事業所が多く、いまだに雇用情勢は厳しいものと認識しているところであります。

寒河江市においては、国の経済対策を積極的に活用しているわけではありますが、平成20年度第5号補正予算で計上いたしました地域活性化・生活対策臨時交付金事業については、約80%の執行率であります。そのうち、定額給付金給付事業については、金額で99%が支給済みというふうになっているところであります。

また、21年度第1号補正予算で計上いたしました緊急雇用創出事業等につきましては、第4号補正予算で変更した都市基盤情報整備事業を除き、発注済みでありまして、また、市の臨時職員の雇用も本日まで延べ35人の雇用となっているところであります。

さらに、平成21年度第3号補正予算で計上いたしました地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業についても、約40%の執行率となっておりまして、今後順次発注する予定にしているところであります。

次に、新型インフルエンザへの対応でございますが、寒河江市におきましても、8月23日に学校等で新型インフルエンザ患者の集団発生が確認されたところであります。直に対策本部本部員会議を開催したところであり、情報収集、さらに市内全戸、企業へのチラシ配布、また各施設への注意喚起を実施してまいったところであります。今後感染拡大が進んでいくものと懸念されますので、適切な対応策を講じて、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、農業情勢ありますが、まず、本年のさくらんぼの状況でございますが、収穫前の予想では、平年比でやや少ないと発表されたところでありましたが、農協の取り扱い実績では、対前年比117%となり、人工授粉等の結実確保対策が功を奏したものと思っております。

また、水稻の作況については、7月末に日照不足と低温傾向により、本県全体の作況指数は98とやや不良と公表され、心配したところでありましたが、出穂期ごろから天候が回復し、8月15日現在の作柄概況では平年並みと発表されたところであります。今後、低温が続けば収穫に影響が出ることも考えられる、とされておりますが、天候が順調に推移し、よい実りの秋を迎えられることを期待しているところでございます。

そのほか、主な事業といたしまして、就学前の乳幼児医療費の無料化については、予定どおり7月から実施したところであります。また、高齢者ふれあいサロン事業についても、昨年の24カ所から49カ所と倍増して開催するに至っているところであります。

戸籍事務電算化事業につきましても、7月27日からシステム運用を開始し、待ち時間の短縮など、サービス向上が図られたところでございます。

また、ことしで7年目を迎えました「花咲かフェアINさがえ」におきましては、5,983人のボランティアの御協力をいただきまして、28万4,717人ももの来場者を迎え、初回からの通算入場者では179万819人に達しているところでございます。

以上、6月定例会以降、今日までの市政の概況を申しあげたところでありますが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、市政運営に努めてまいりますので、よろしく願い申しあげ、ご報告とさせていただきます。



## 質 疑

高橋勝文議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 案 上 程

高橋勝文議長 日程第5、議第58号、寒河江市名誉市民の推挙についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

高橋勝文議長 日程第6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 議第58号寒河江市名誉市民の推挙について御説明申し上げます。

本市住民または特別に縁故の深い者で、広く社会の進展に貢献し、市民から等しく郷土の誇りとして深く尊敬されていると認められる方に対し、本市名誉市民の条例に基づき議会の議決を得て、名誉市民の称号を贈るものでございます。

御案内のとおり、前市長佐藤誠六氏におきましては、新第3次寒河江市振興計画を初め、第4次、第5次振興計画を策定し、先見の明を持って時代の情勢を見きわめ、常に先取りした市政運営により、6期24年にわたり本市発展に寄与されたところであります。中でも高速交通時代の到来をいち早く認識し、山形自動車道寒河江インターチェンジの開通を見据え、幹線道路網の整備を初め、観光拠点としてのチェリーランドの整備、寒河江中央工業団地の拡張と積極的な企業誘致、区画整理事業の推進による優良な住宅環境の整備などに尽力されたほか、さくらんぼにこだわったまちづくりを推進し、観光資源としての活用はもちろんのこと、さくらんぼの日の制定やさくらんぼ祭りの充実、さらにはさくらんぼのルーツをたどった姉妹都市の提携を行い、日本一さくらんぼの里として寒河江市の情報を全国に発信するなど、定住と交流にこだわった事業を推進され、本市発展基盤の構築に多大なる貢献をされたところであります。

特に、寒河江市百年の大計である寒河江駅前中心市街地整備事業では、駅舎移転による南北市街地の一体化を成し遂げ、振興に導くなど、本市発展の礎を築かれたところであります。

功績の詳細及び履歴については、別冊のとおりであります。これらのことから佐藤誠六氏に対しまして、名誉市民の称号を贈ることがふさわしいと考え、御提案申し上げます。

なお、この件につきましては、去る8月20日に開催されました市名誉市民選考委員会において全会一致をもって佐藤誠六氏を名誉市民に推挙する旨決定をいただいたところでございます。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

## 委 員 会 付 託

高橋勝文議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第58号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第58号は委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第58号について、質疑はありませんか。13番新宮議員。

新宮征一議員 この58号について、一つ、二つ質問をさせていただきます。

まず、前もって申しあげておきたいことは、私ども新清・公明クラブといたしましても、ただいま市長から提案理由の説明があったように、すべての面で佐藤誠六氏の名誉市民に対してはいささかの異論もなく、大賛成であることをまずもって申しあげておきます。

この件に関しては8月21日、代表者会に副市长の方からこの案件を提案したいという旨の説明がありました。そして、それぞれが各会派に持ち帰って協議をしてほしいということでありましたので、即、会派の協議をいたしまして、27日の2回目の代表者会議で新清・公明クラブとしての考え方を述べさせていただいたところであります。そのときも申しあげましたように、佐藤誠六氏の名誉市民に対して何ら異論はないと。それから、前日に開かれた選考委員会のその決定も尊重しますということをお申しあげました。

ただし、これまで3人の方が名誉市民となっております。お三方とも叙勲を受けられているんですね、名誉市民になる前に。確かに叙勲と名誉市民との関連といえますか、全く違うといってしまうとそれまでなんですけれども、お三方とも勲1等瑞宝章、勲4等瑞宝章、勲3等瑞宝章、しかも叙勲を受けられてから短い人で2年8カ月、8年6カ月、長い人は10年8カ月という期間を経た後に名誉市民になられておるんですね。

こういったことも踏まえ、佐藤前市長も市の方からは県の方に叙勲を受けるべく書類を提出して、上申しているということでありました。したがって、その状況から判断するに、もしかすれば、この秋の叙勲にも該当するのではないかと。あるいはそれに漏れたとしても、来年の春、あるいは来年の秋には叙勲を受けられるのではないかと。であるならば、むしろそういったものをちょうだいしてから、重みをつけて名誉市民として推挙してはどうかということをお申しあげてきたところであります。

したがって、まだ退任して1年も経過していない中で、なぜ9月議会に提案しなければならないのかということをお我々は申しあげてきたところであります。

ところが、どうも話がひとり歩きして、新清・公明クラブは、佐藤誠六氏の名誉市民に対して反対している。こういう話が先行してきました。非常に我々としては残念ですし、ふんまんやる方ない。どこからそういうふうになったのか、大体はこれ想像つきますけれども、こういう曲がった話が出されたんでは非常に迷惑である。したがって、その辺をしっかりと確認した上で、提案される前にはそういうことを申しあげてきましたけれども、今現に提案されています。ましてや、27日の議運で提案されることが確認されました。その後、新清・公明クラブでは、提案を受けての対応を協議してまいりました。その協議の結果については、しかるべき意思表示をさせていただきますが、この情報が、市長に情報といえますか、代表者会議で私が申しあげた新清・公明クラブの考え方が市長に正確に伝わっているのかどうか、第1点。

それから、もう1点は、私どもが申しあげてきたいわゆる叙勲を受けてからでもいいんではない

かと。もうちょっと時間を置いても遅くはないのではないかとということを申しあげてきましたけれども、これに対して市長の御見解を承っておきたいと思います。

よろしく申し上げます。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 新宮議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。新清・公明クラブを代表しての御質問ということですので、お答えをしたいと思います。

新清・公明クラブのこの件に関する認識、それから考え方については、副市長の方から十分お聞きをして、我々も推挙をいただけると、賛成していただけるといふふうに思っていたところであり、そういった意味で、我々としては大変ありがたいクラブとしての御判断だなというふうに思っていたところでもありますので、御認識をいただきたいというふうに思います。

それから、推挙の時期が早いのではないかというような御指摘であります。誠六前市長の功績については、新宮議員おっしゃるように、名誉市民としてのふさわしい功績があるということですが、その時期が早いのではないかということについては、我々としては時期についてもいろいろ検討をもちろんさせていただいたところではありますが、ただ、やはりそういう条件にふさわしい方が名誉市民の条例の規定の中で、そういった条件にふさわしい方が現に存在をしている。現にいらっしゃるという状況の中では、我々としてはできるだけ早く推挙をして、市民の皆さんとともに、祝福をする。慶賀をするというのがやはりそれにふさわしい立場であろうというふうに思います。

確かに、叙勲の問題などもあるかと思いますが、叙勲は御案内のとおり国の方で決める勲章でありますので、それはそれとして、市民の総意としてそういうものが名誉市民としてふさわしい方がいるということであれば、できるだけ早く、健康なうちにそういう名誉市民の称号を贈っていただきたいということで我々はこの時期を選ばせていただいたところでもあります。もちろん、6月議会での議会からの御質問もありましたとおり、そういった声もあって、さらに、選考委員会の中での議論の中でも満場一致で御推挙にふさわしいという結論を得たところでもありますので、そういった流れの中で、それを踏まえて今回御提案させていただいたということでもありますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 新宮議員。

新宮征一議員 私の質問に対しては的確に御答弁をいただきました。ただ、この時期的な問題も考えてみたんだけどということがありましたので、これ以上くどくどと申し上げるつもりはございません。現に提案されているわけですから、その提案を受けてそれなりの判断をさせていただくということを申しあげて、誤解を市長の答弁からも、市長は正確に受けとめられておったということでもありますので、心ない一部の方の話だなというように受けとめて、それなりの判断をさせていただきます。

ありがとうございました。

高橋勝文議長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより議第58号を採決いたします。

ただいま議題となっております議第58号は、これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号はこれに同意することに決しました。

## 議 案 上 程

高橋勝文議長 日程第9、議第59号表彰についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

高橋勝文議長 日程第10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 議第59号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の交流、発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき、議会の同意を得ようとするものでございます。

鈴木俊幸氏は、平成9年から11年まで寒河江市商工会理事、また平成11年から寒河江市商工会会長として10年間の長きにわたり、組織の拡充、強化、経営改善普及事業などに尽力をし、本市商工業の振興と市政の発展に大きく貢献をされました。

また、安孫子貞夫氏は、昭和62年5月に発足した寒河江市住宅建設推進協議会において、およそ22年の長きにわたり会長を務められ、「寒河江市住宅フェア」の開催などを通じ、市民の居住水準の向上や優良住宅環境の整備に尽力され、市政の発展に大きく貢献をされたところであります。

両氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりでございます。

また、この件につきましては、8月20日に開催いたしました市表彰審査委員会において審議していただいた結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、報告をいただきましたので、今回御提案申し上げるものであります。よろしくお願いを申し上げます。

## 委 員 会 付 託

高橋勝文議長 日程第11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第59号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第59号は委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑、 討 論、 採 決

高橋勝文議長 日程第12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第59号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより議題59号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第59号は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第59号はこれに同意することに決しました。

## 議案上程

高橋勝文議長 日程第13、報告第7号から日程第36、請願第7号までの24案件を一括議題といたします。

## 議案説明

高橋勝文議長 日程第37、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 初めに、報告第7号平成20年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は19.0%、将来負担比率は151.0%となったものであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規程により、御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第8号平成20年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

資金不足比率を四つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものであり、地方公共団体の財政の健全化の法律第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

次に、決算の認定について御説明申し上げます。

平成20年度寒河江市一般会計歳入歳出補正決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

まず第一に、認第1号平成20年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は155億3,468万7,405円、歳出決算額は149億2,455万8,055円であります。

形式収支は6億1,012万9,350円の黒字決算で、繰越明許費等に係る繰り越すべき一般財源が1億9,316万3,403円で、実質収支は4億1,696万5,947円の黒字決算であります。

剰余金の処分につきましては、基金条例等の規定により、財政調整基金に2億5,000万円、減債基金に500万円を積み立てし、残る1億6,196万5,947円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第2号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は20億6,269万4,596円、歳出決算額は20億5,943万5,596円であります。形式収支は325万9,000円の黒字決算で、繰越明許費等に係る繰り越すべき一般財源は325万9,000円ですので、実質収支では差し引き残額はありません。

次に、認第3号平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申



しあげます。

歳入歳出とも決算額は924万854円で、歳入歳出差引残額はありません。

次に、認第4号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入決算額は40億4,234万6,797円、歳出決算額は39億355万2,801円で、歳入歳出差引残額1億3,879万3,996円は翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第5号平成20年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入歳出ともに決算額は4億2,834万7,403円で、歳入歳出差引残額はありません。

次に、認第6号平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。歳入決算額は3億5,106万7,300円、歳出決算額は3億4,805万2,170円で、歳入歳出差引残額301万5,130円は翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成20年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入決算額は25億7,103万2,756円、歳出決算額は25億3,282万6,567円で、歳入歳出差引残額3,820万6,189円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入決算額は2,497万8,976円、歳出決算額は2,201万8,705円で、歳入歳出差引残額296万271円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第9号平成20年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認手について御説明申しあげます。

歳入決算額は64万8,673円、歳出決算額は38万7,570円で、歳入歳出差引残額26万1,103円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、平成20年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成20年度寒河江市水道事業会計決算について地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

最初に、認第10号平成20年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は19億9,343万305円、支出は20億310万918円で、967万613円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は2億4,602万5,000円で、支出は2億7,619万7,597円であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は3,017万2,597円となりますが、これについては、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金4億7,777万3,995円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

次に、認第11号平成20年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は12億2,771万9,894円、支出は9億4,020万7,070円であります。その結果、収益的収支につ

いては2億7,139万7,797円の純利益を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は7,741万3,191円、支出は6億980万6,760円であります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は5億3,239万3,569円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり、減債積立金に4,100万円、建設改良積立金に2億3,000万円を積み立てし、5,061万3,019円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりであります。

以上、各会計の決算及び事業会計決算について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申しあげる次第であります。

次に、議第60号平成21年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、財産管理事業費、果樹園芸作物等生産振興対策事業費等を追加するのが主なものでございます。その結果、1億2,718万8,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ146億6,180万5,000円とするものでございます。

次に、議第61号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、消費税等の納付に係る予算の追加と下水道建設費の事業費の調整などを行うものでございます。その結果、予算総額に変動はなく、歳入歳出それぞれ22億189万2,000円とするものでございます。

次に、議第62号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、退職被保険者等に係る療養諸費、健康保険法施行令等の改正に準じた出産育児諸費並びに前年度決算等に伴う基金積立金等を追加するものであります。その結果、1億4,425万6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ40億2,822万8,000円とするものでございます。

次に、議第63号平成21年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護保険事業の財政基盤の安定化を図るため、介護給付費準備基金積立金及び過年度の介護給付費国庫負担金等を返還金として償還金を追加するものであります。その結果、3,820万6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ28億544万5,000円とするものでございます。

次に、議第64号平成21年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、醍醐財産区財政調整基金積立金を追加するものでございます。その結果、7万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ71万4,000円とするものでございます。

次に、議第65号平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江市立病院改革プランを推進するに当たり、コンサルティング業務を委託するため、他会計補助金を追加するものでございます。その結果、予算総額は収益的収入総額及び収益的支出総額で20億189万4,000円とするものでございます。

以上、補正予算の大要について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

次に、議第66号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について御説明申しあげます。

これは、緊急の少子化対策としての健康保険法施行令等の改正に準じ、出産育児一時金の支給額を暫定措置として4万円引き上げるため所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第67号寒河江市簡易水道事業の設置条例の一部改正について御説明申しあげます。

これは、田代地区に簡易水道を整備し、地域住民の福祉向上を図るため所要の改正をしようとするものでございます。

以上、8案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

## 監査委員報告

高橋勝文議長 日程第38、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。片桐監査委員。

片桐久志監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成20年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合計11会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げますので、お手元に配付になっております意見書1ページをお開き願います。

第1、審査の概要につきましては、審査の対象、期間、方法は記載のとおりであります。平成20年度より、寒河江市後期高齢者医療特別会計が加わり、特別会計は8会計となっております。

第2、審査の結果であります。審査に付された各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金は、それぞれ設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もありますので、結びの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況について御説明申し上げますので、50ページをお開き願います。

50ページの7行目、決算額の概要から御説明を申し上げます。

平成20年度の一般会計及び特別会計の純計決算の総額は歳入235億7,959万円、歳出227億8,296万5,000円で、歳入歳出差引き7億9,662万5,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は6億20万3,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は791万4,000円の赤字となっております。このうち、一般会計の決算総額は、歳入155億3,468万7,000円、歳出149億2,455万8,000円で、歳入歳出差引き6億1,012万9,000円の黒字決算となっております。この中から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質4億1,696万6,000円が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億2,870万1,000円の赤字となっております。

特別会計につきましては、新たに後期高齢者医療特別会計が加わり、8特別会計となり、決算総額は歳入94億9,035万7,000円、歳出93億386万2,000円で、歳入歳出差し引き1億8,649万6,000円の黒字決算となっております。この中から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1億8,323万7,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億2,078万8,000円の黒字となっております。

次に、財政分析であります。財政力指数は0.556で、前年度に比べまして0.01大きくなっております。経常収支比率は99.6%で、前年度に比べ1.5ポイント高くなり、一段と財政硬直化が進んでおります。これは市税の減収や下水道特別会計への繰り出しについて、繰り出し基準内の繰り出額が経常経費としてカウントされることとなったことが主な要因となっております。

実質公債費比率は19.0%で、前年度に比べ0.4ポイント低くなっております。これは、市債の元利償還額の減少と公債費充当特定財源であります都市計画税充当可能額が増加したことにより、実

質公債費比率は低下しております。

市債残高、一般会計分でございますが199億4,426万7,000円で、前年度に比べて12億7,739万円減少しております。

次に、市税等の収納状況についてであります。収納率は市民税が94.9%、固定資産税は92.7%で、市税合計では93.8%となり、前年度と比べて0.4ポイント低下しております。

また、国民健康保険税は76.6%と、前年度に比べて3.5ポイント低くなり、介護保険料については98.4%で、0.2ポイント高くなっております。その結果、収入未済額は、市税で3億1,748万4,000円、国民健康保険税は2億9,260万3,000円となり、それぞれ前年度に比べ増加しております。

税外収入の保育所運営費負担金、市営住宅使用料についても、収納率が低下し、収納未済額が増加しております。

公金の未収金収納対策につきましては、庁内における市税及び税外収入金未納整理班において、情報交換や滞納整理マニュアルの作成検討など、対策を講じられておりますが、公金の収入未済額解消は公費負担の公平、公正の観点や一般財源確保からも重要であり、さらなる収納率向上の工夫と対策が望まれます。

平成20年度は世界大不況のさなかにあり、市税の大きな減収となりましたが、地方交付税が数年ぶりに増加となり、国の景気雇用対策の財源手当もあり、所要の事業費が確保されております。

一方、行財政改革の実施による人件費、物件費等の経費節減や高利率公的資金の借り換えの実施など、健全財政運営に努力されておりますが、今後、扶助費や特別会計への繰り出しが増加し、公債費も当分の間高水準の起債償還が続く状況にあります。

さらに、公共施設の耐震化関連対策事業も控えており、財政調整基金も年ごとに目減りしていることから、財政運営は厳しい状況が続くことが予想されます。今後少子高齢化社会の進展が続く中で、なお一層コスト意識を徹底し、歳入確保策と事業の実施に当たり、創意工夫に努められ、市勢の発展と市民福祉の向上に努力いただきますよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。

お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

第1、審査の概要についてであります。審査の対象は、平成20年度寒河江市立病院事業会計決算、平成20年度寒河江市水道事業会計決算であります。

審査の期間、審査の方法は、記載のとおりであります。

第2、審査の結果につきましては、審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規定等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく、適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は、意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明を申し上げます。

先に病院事業会計について申し上げますので、13ページのむすびをお開き願います。

初めに、中段に記載しております病院の利用状況から申し上げます。

入院患者の年間延べ人数は2万9,704人で、前年度に比べ17.7%減少し、1日平均81.4人、病床利用率は65.1%となっております。

外来患者の年間延べ人数は、6万1,819人で、10.9%減少し、1日平均254.4人となっております。

医業収支状況を前年度と比較しますと、収益は27.9%、費用は17.8%それぞれ減少し、医業収支比率は79.8%と、11.2ポイント低くなっております。その結果、損益状況は総収益19億9,205万2,000円に対し、総費用は20億172万2,000円で、損益967万1,000円の純損失となり、総収支比率は99.5%と、前年度に比べ0.5ポイント低くなっております。

総収支比率と医業収支比率の低下理由であります。当年度は経営の安定と経常損失補てんのため、前年度より1億7,000万円多い5億4,500万円を一般会計より負担金及び補助金として病院事業収益に繰り入れを受けましたが、入院収益、外来収益合わせて、前年度に比べ6億370万4,000円の減収となったことが大きな要因となっております。

未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金を加えますと、4億7,777万4,000円となっております。

病床利用率は、認可病床数の減により、数値的には上昇しておりますが、1日平均入院患者数は激減していることから、経営上厳しい状況にあります。

また、流動比率については、不良債務発生の危険域から脱出しきれていない状況にあります。

寒河江市立病院の経営指数について、全国の類似病院と比較してみますと、職員給与費対医業収益比率、100床当たり栄養（食事）部門職員数、病床利用率において、特に指数がかけ離れており、入院患者数の大きな減少と業務のアウトソーシングが全国的に進んでいることが考えられます。

病院の経営にあっては、施設規模や職員数などに見合った患者数の確保が不可欠であり、患者数減少の分析、検討とともに、病院改革プランに掲げている給食調理業務の民間委託について、早期の検討が必要と思われま。

また、地域医療連携室の業務拡充強化により、患者紹介率を高め、患者数増加に結びつけることが望まれます。

病院経営を取り巻く環境は、国の医療費抑制政策や地域偏在的な医師不足もあり、大変厳しい状況にありますが、病院、スタッフ総力を挙げて、病院改革プランに掲げている具体的な取り組みを実践していただき、市立病院が保有している医療資源を最大限活用できるよう、そして市民が安心して医療を受けられる質の高い地域医療の核となる病院経営を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページのむすびをお開き願います。

水道事業収益を前年度と比較しますと、総配水量は3.5%、有収水量は1.6%それぞれ減少したことにより、給水収益が1,052万円、0.9%減少し、水道事業収益についても3,372万4,000円、2.8%減少しております。

一方、水道事業費用は、業務及び総係費、減価償却費で増加しているものの、浄水及び配給水費、受託工事費、企業債利息等で減少したことにより、前年度に比べ、1億8,373万3,000円の大きな減少となっております。その結果、純利益は2億7,139万8,000円で、前年度に比べ1億5,000万9,000円、123.6%増加しております。

営業収支比率は140.0%で、16.9ポイント増となり、県内類似市と比較しても、良好な数値となっております。これは、営業収益で給水収益や受託工事収益の減により、3,421万7,000円減少しておりますが、営業費用においても、村山広域水道受水費や固定資産除却費などで1億4,882万円減少したことが主な理由であります。

また、第4次拡張事業も中盤に差しかかっておりますが、進捗率は事業ベースで65%、老朽管更新事業は工事延長ベースで48.1%となっております。それらの効果により、有収率は84.8%、有効率は91.5%と過去5年間で前年度対比最高の伸び率となっており、流動比率、施設利用率も良好な数値となっております。

これからの水道事業の経営環境ではありますが、費用では、第4次拡張事業の残事業費と施設整備に係る企業債償還費、減価償却費、統合を予定している幸生簡易水道施設整備などに多額の費用を要することが見込まれます。

また、給水収益のベースになります有収水量については、節水型社会の進展による節水意識の高まりにより、大きな増加は期待できないと思われまます。

今後経営の効率化と未収金回収等営業収益の確実な確保に取り組み、住民負担の軽減と安全で安心、良質な水道水の供給に努力されますよう要望いたします。

以上でございます。

## 質 疑

高橋勝文議長 日程第39、これより質疑に入ります。

報告第7号に対する質疑はありませんか。16番川越議員。

川越孝男議員 7号とそれから8号も同じように関係してくるわけでありましてけれども、お尋ねしたいのは、これの資料も出ているわけでありましてけれども、監査委員の意見書なども出ています。それで、一般会計なり、特別会計、病院事業会計、水道事業会計なり、あるいは特別会計などのやつも出ているわけでありましてけれども、連結決算でいきますというと、法律的には確かに今回報告されているような中身でありますけれども、実質的に寒河江市としては、土地開発公社の問題ですね。それから西村山広域事務組合の関係、消防やなんかは一部事務組合でやっているわけでありましてから、そういうふうなものについてのものも実質的には連結決算をしながら見ていかないと、寒河江市の本質的な財政状況というのは分析できないというふうに思うんですね。

したがって、前にはこの法律改正になった段階では、そういうものも入るであろうというふうに想定しながらいろいろ勉強もしてきておったわけでありましてけれども、法律的にはそれが外れるんだというふうなことで、今の今回の報告ももちろん抜けているわけでありまして。これは法律からしてそれでいいわけでありましてけれども、この法律ができて、地方自治体の財政の将来的な見通しをきちんと立てながら、健全な財政運営をしていくという視点でこの法律ができて、この制度ができていますから、除外になっているといえども、本質的な部分で、土地開発公社の問題や一部事務組合の今後の問題、一部事務組合というのは償却施設などだって、永久に続くというものでなくて、随時更新もしなければならぬという、こういうふうなものを考えれば、法律的にはこれでいいんですけれども、そういった部分も含めて検証していくという、こういうことが必要なのではないかなというふうに思いますので、その辺も資料も収集され、分析、検討されているんだとしたら、お示しをいただきたいというふうに思いますし、もちろん監査意見の中でも、そういう法で定められた部分のやつは今回提示されていますけれども、私が今申しあげたような地方自治体の健全財政を堅持をしていくという、そういう基本的な観点からして、そういうふうなことについての見解などもお聞かせできればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 それでは、お答え申し上げます。

今、議員がおっしゃられたとおり、開発公社関係については、この将来負担比率を算出させる際には入っていないというようなことでございますが、我々サイドもその開発公社の方に対する債務と申しますか、それがどのような状況になっているかというのは、順次把握しているつもりでございますので、そうした数字についても極力把握して、将来負担比率に影響が出ないような格好でしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

西広の部分につきましては、この将来負担比率算出の際には西広のいわゆる起債残高、全額入ってまいりますので、そのものも合わせて見てまいりたいというふうに考えております。



高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 それでは、お答え申し上げます。

今、議員がおっしゃられたとおり、開発公社関係については、この将来負担比率を算出させる際には入っていないというようなことですが、我々サイドもその開発公社の方に対する債務と申しますが、それがどのような状況になっているかというのは、順次把握しているつもりでございますので、そうした数字についても極力把握して、将来負担比率に影響が出ないような格好でしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

西広の部分につきましては、この将来負担比率算出の際には西広のいわゆる起債残高、全額入っ  
てまいりますので、そのものも合わせて見てまいりたいというふうに考えております。

高橋勝文議長 報告第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第1号に対する質疑はありませんか。6番杉沼議員。

杉沼孝司議員 一般会計の収入未済額等について、欠損金等についてお尋ねをしたいと思います。

昨年からのこれまでの決算状況を踏まえましても、昨年からの不況なり、景気後退、これらによりまして、失業者の増加とか、市税の収入についても大変苦労しているんじゃないかというふうには思いますが、歳入の中の不納欠損金、これが市税を中心に国保税まで6,200万円ほどあります。これは毎年これぐらい、あるいはそれ以上の額が不納欠損金として出ているようでありますけれども、どんな理由でこうなっているのか。

さらには、21年8月20日現在の県内の13市の決算状況の分析、これらを見ますと、寒河江市の經常収支比率は99.6%というふうなことで、先ほどの監査意見の中にもありましたけれども、県内13市の中では最高となっているようです。このような財政状況の中ですので、未収金の回収については、どのような状況になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

先ほどの監査意見書の中にもありましたけれども、プロジェクトチームを組んで、回収の整理に当たっているというふうなこともありましたけれども、その結果、あるいは実績、これらについてはどのようにしているのか。

あわせて、水道、病院の未収金の回収状況についてもお尋ねをいたしたいというふうに思います。

高橋勝文議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 それでは、市税関係の歳入未済額の内容について申し上げます。

現在、滞納者が国保税も含めると約2,300人程度おりますけれども、それらを納税相談を中心にして、滞納に至った要因等を分析しながら、納税の特例に努めさせてもらっております。その結果、残念ながら5年時効で不納欠損という手続に至るケースが大半でございますけれども、今滞納者の状況を把握しながら、納税力のない方については、5年を待たないで執行停止をかけながら、納税義務を消滅させるという方法などもとって、特に20年度からはそういう取り組みを中心にさせてもらっておりますけれども、最終的には5年時効の徴収義務の消滅がゼロ件になるように努力してまいりたいというふうに思いますので、そういう過程にあるということをまず御理解をいただきたいというふうに思います。

あと、未納整理班の徴収の関係ですけれども、19年度までそれぞれの関係課からの応援をいただきまして、プロジェクトチームを組んで訪問徴収を実施していましたが、20年度から滞納者の滞納に至る要因、あるいは納税に結びつける相談の内容等を踏まえまして、より継続的に専門的な知識の中で対応することが望ましいということで、未納整理班の直接の訪問徴収は20年度からいたしていないところでございます。

その結果、我々が滞納繰越額の収納は18年度ベースから見ますと約1,000万円程度、19年度と比較しても400万円程度は伸びておりますけれども、収納率にしますと19年度に企業の方の経営状況の不振から、18年度分と19年度分の2年分を18年度分の未納分と19年度の現年度分を約2,400万円ずつ、4,800万円収納することができた関係で、19年度は滞納繰越額が非常に少なく、いわゆる滞納繰越額の収入額が多くなりました。

そんな関係もありまして、20年度は滞納繰越分についての収納額が収納率にしますと落ちるといった結果になった関係で、全体的には滞納繰越額が年々若干ずつですけれども、大きくなっている関係で、市税全体に占める割合の比率からしますと、全体的な収納率を引き下げるといった結果になってございます。現年度分については、前年度よりもそれぞれ収納率は向上しておりますので、そういう取り組みを強化しながら、収納率アップ、あるいは自主財源の確保のために未納がないように取り組んでいきたいと、最終的には不納欠損額が5年時効のものについては極力出さないという方向で滞納者と向き合っていきたいというふうに考えております。

以上です。

高橋勝文議長 水道と病院につきましては次のことでさせていただきます。

認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。6番杉沼議員。

杉沼孝司議員 認第10号市立病院の会計決算についても先ほどと同じように未収金が2,199万4,000ほどあるようでありますけれども、同じようなことでお尋ねをしたいと思います。

高橋勝文議長 病院事務長。

櫻井幸夫病院事務長 それでは、病院の未収金について申しあげます。

いわゆる未収金と申しますのは、入院、外来の個人負担分ということになるわけでありましてけれども、集計をいたしてみますと、平成20年3月末現在では930件、3,064万5,000円ほどになるようでございます。これをことしの4月から7月まで納付していただいているものがございまして、7月末現在で残っているものが786件、2,320万5,936円ほどになっているようでございます。

取り組みの状況でありますけれども、毎月文書による催促を行っております。さらに、保険外診療といいますか、これらの方で未納のある方については、重点的に電話などをしながら督促を行っている。本来ならば訪問徴収なども実施してどしどし進めるべきところではございますが、なかなか現実的にそこまで手が回っていないという状況でございます。

なお、平成20年度からクレジット納付、それから休日現金納付などによりまして、納めていただく方法なども設けまして、かなり効果はあるのかなというふうに思っております。現に平成20年度分だけを見ると、滞納のいわゆる未収金の金額は減っている傾向にあると、このように判断しているところでございます。

いずれにしても、大切な財源でございますので、未収金対策につきましては、今後とも全体として頑張ってお取組んでまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

高橋勝文議長 認第11号に対する質疑はありませんか。6番杉沼議員。

杉沼孝司議員 11号の水道事業会計につきましても同じようなことで未収金が結構あるようであり、先ほどの決算状況を見ますと、黒字ということではありますけれども、やっぱり未収金につきましては、公平、公正の観点からも極力なくすべきというふうなことに思いますので、同じようなことでお尋ねをしたいと思います。

高橋勝文議長 水道事業所長。

那須勝一水道事業所長 水道料金についての未収金もございます。資料では、21年度に繰り越している額として2億5,800万円ほどありますけれども、これには2月、3月分の水道料金も入っているところですので、多額になっておりますけれども、前の年度で水道料金の額が大体800万円前後の未収金があります。それについても各未納者に電話なり、連絡をとりながら、未収金の回収をしているところでもあります。

さらには、水道では、給水停止などの方法もあります。未納者に連絡をとりながら、さらにはいつ給水停止をしますので、納めてくださいと、そのような連絡をとりながら回収をしているところです。

さらには、市全体の収納関係のプロジェクトとも一緒になりながら、さらには、20年度からは下水道の方とも一緒に協力しながら未納相談などもしているところです。そういうことから、料金の回収は大切です。そういうことから一生懸命やっていかねばと思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第60号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第61号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第62号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第63号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第64号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第66号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第67号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

### 予算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第40、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第60号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第60号につきましては議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。



## 決算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第41、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号から認第11号までの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16名を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第11号までの11案件については議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 委員会付託

高橋勝文議長 日程第42、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

### 委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第64号、請願第7号
厚生経済委員会	議第62号、議第63号、 議第65号、議第66号、 請願第5号、請願第6号、
建設文教委員会	議第61号、議第67号
予算特別委員会	議第60号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 認第11号

散 会 午前11時14分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会をいたします。

大変御苦労さまでした。

平成21年9月3日(木曜日)第3回定例会

出席議員(17名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
12番	石川忠義	議員	13番	新宮征一	議員
14番	伊藤忠男	議員	15番	佐藤暘子	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	鈴木賢也	議員			

欠席議員(1名)

11番	松田孝	議員
-----	-----	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長
山田敏彦	花・緑・せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長
清野健	生涯学習課 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
安孫子政一	生涯学習課 生涯学習課長	犬飼弘一	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

平成21年9月第3回定例会

議事日程第2号  
平成21年9月3日(木曜日)

第3回定例会  
午前9時30分開議

再 開

日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

日程第 2 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は松田 孝議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号によって進めてまいります。

### 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

高橋勝文議長 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告であります。

去る9月1日、決算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので御報告いたします。

決算特別委員会委員長、木村寿太郎議員、副委員長、佐藤暘子議員。

以上でございます。

### 一 般 質 問

高橋勝文議長 日程第2、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

#### 一般質問通告書

平成21年9月3日(木)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	寒河江市の都市計画について	現在本市の都市計画についてどう思うか 都市計画道路落衣島線の整備促進(内環状道路)について スマートインターチェンジの終日オープンについて 都市計画決定公園の整備について 街路樹及び公園等樹木の管理・維持について	12番 石川忠義	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
2	防災対策について	箕輪地区の地すべり対策について	5 番	市 長
3	農業振興について	農地法の改正に伴う耕作放棄地の解消等について	工 藤 吉 雄	農 業 委 員 会 長
4	行政施策の推進策について	これまで一般質問等で提言・提案された事項について、改めて確認されることが大事と考えることから、ぜひ実施してほしい 平成22年度事業の推進策について	3 番 石 山 忠	市 長
5	寒河江市のイメージアップとPR作戦について	本市のPR活動の推進について 原付バイクへのオリジナルナンバープレート作成・交付について	6 番 杉 沼 孝 司	市 長
6	地上デジタル放送への対応について	地上デジタル放送、難視聴地域への対策について		市 長

## 石川忠義議員の質問

高橋勝文議長 通告番号1番について、12番石川忠義議員。

〔12番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

私は、新清・公明クラブの一員として、また、多くの市民の意見をお聞きし、質問いたしますので、御答弁のほどをよろしくお願いします。

まず、先日の議会で前市長佐藤誠六氏の寒河江市名誉市民の称号を採決されましたことに心よりお祝いを申しあげさせていただきます。

さて、先日行われた第45回衆議院選挙では、与野党が大逆転し、今後の成り行きに不透明感もありますが、民主党のマニフェストに沿って、政策が実行されていくものと思われれます。

質問の中に政権交代でどうなるのかなと思われるものもあると思いますが、御理解の上、御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告番号1番、寒河江市の都市計画についてお伺いいたします。

本市の都市計画マスタープランは、本市の将来像を都市計画に関する基本的な方針として平成9年度に策定されました。要約しますと、将来都市像として、いかに市民の生活が時代の変遷に自然と環境と共生し、住みよい快適なまちづくりを目指すかにあります。そして、平成18年度を初年度とする第5次振興計画が策定され、その中において、都市計画マスタープランの見直しなども提起され、「花と緑せせらぎの中で四季を感じる交流文化の拠点都市」として位置づけております。

市長は、就任なされて9カ月近くになりますが、着々とマニフェストの実現にまい進していることに多くの市民とともに敬意を表しております。私も当時最初からマニフェストづくりに参画して、丁々発止しながら策定したことに誇りを持っている一人であります。

そこで、本市の都市計画全般について、新市長はどのように感じられているのか、まず御所見をお伺いいたします。

次に、都市計画道路落衣島線（内環状道路）の整備促進についてお伺いいたします。

さて、山形自動車道は県内初となる待望の山形北インターチェンジから寒河江インターチェンジ間11.1キロメートルが1989年、平成元年7月26日に開通し、ことしは20周年の記念すべき年であります。その年は歴史的に見ますと、昭和天皇崩御、ベルリンの壁崩壊の年でありました。1991年、平成3年7月には、山形自動車道関沢インターチェンジ山形北インターチェンジ間が開通し、東北自動車道を經由で、県都山形と仙台及び首都圏が直接結ばれ、本市も本格的な高速交通時代に突入したわけであります。

以上のことから、本市においては、県内でも一足早く高速交通網の中に組み入れ、本市のまちづくりの基本となりました。それにより工業団地の拡張も進み、市独自で誘致した工業団地として、県内でも屈指の団地に発展したわけであります。

2000年、平成11年8月には、酒田みなと間まで開通し、太平洋側と日本海側の交通アクセスが大きく進展いたしました。2002年、平成14年9月には、東北中央自動車道山形インターから東根インター間も開通し、本市においては高速交通網の主要な位置にあるところであります。

平成18年10月には、スマートインターチェンジも開通し、その効果により、平成20年5月にはクアパークに国民健康保険連合会の事務所も開設の運びになりました。

都市計画概要の中の都市施設、すなわち都市計画道路は、現在23路線、総延長約5万8,960メートルを決定いたしております。そのうち、平成20年度現在の改良済み延長は19路線、3万8,170メートルであり、54.6%になっております。いずれの路線も市民生活に密着しており、市民の多くは早期着工、完成を待ち望んでおるところであります。特に、落衣島線、いわゆる内環状道路は、本市の幹線道路であります。この道路の計画決定は、昭和38年12月であります。計画延長9,040メートルで、改良済み延長は平成20年度で4,770メートルまで進捗いたしております。この道路は、都市計画区域マスタープランの中で、まとまりのある市街地づくりと都市機能の充実化を進める中で、環状道路内へ市街地を集約することで、コンパクトな市街地の形成を目指すとして述べております。

そのことから、木の下区画整理事業が起され、落衣島線約1.2キロメートルが着々と進捗し、現在では一部片側通行ではありますが、開通しており、今月の中旬には全面開通すると思っております。また、下釜山岸線の一部区画道路も昨年完成し、あとは市街区道路として市役所交差点までの実施計画も着実に推移しております。

そこで、あと残された区間として、ほなみ団地より陵東中学校間の街区道路の実施計画の策定があります。この内環状道路落衣島線は、当初から幹線道路として早期完成することにより、本市の生活環境、交通体系、工業団地及び高速道へのアクセスを変え、より住みやすいまちづくりを目指し、目標に、都市計画道路の策定をしたわけであります。

このように、幹線道路はすべてをつなぎます。ほなみ団地内幹線道路の完成を目前にしている現在、継続して陵東中学校までの実施計画を策定すべき時期に遅からず来ていると思っております。陵東中学校の通学路も現在複雑で、これが通れば安全ですっきりしたものになります。

以上のことを踏まえ、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、スマートインターチェンジの終日オープンについてお伺いします。

現在、スマートインターチェンジの営業時間は、午前6時から午後10時までとなっておりますが、「24時間体制にしていきたい」と多くの市民の声、各種団体の要望及び近隣自治体からの声もあります。今後の見通しと何がそのネックになっているのかお伺いいたします。

次に、都市計画決定公園の整備についてお伺いします。

現在、本市の都市計画公園は29カ所計画決定しております。うち28カ所を供用開始しております。公園・緑地は、私どもの生活において、その周辺住民の憩いと潤いの場所であり、また、コミュニケーションの場として、また安全な子供たちの遊び場でもあります。また、災害時の避難場所であり、救助活動の場所として、多目的な機能を持っている施設でもあります。

そこで、今問題の公園は、落衣前第1号公園であります。公園整備は、本市独自の手法、グラウンドワーク方式で進めてまいりました。しかしながら、この公園予定地は、今もって原野に近い状態で放置されたままになっております。本来公園は述べましたとおり、環境保全、景観の向上に帰することのはずですが、逆に公害の元凶、犯罪の源になる場所では絶対にあってはならないと思うところであります。この公園は落衣前土地区画整理組合の宅地造成で生まれた0.4ヘクタール1,200坪の広大な面積を持つ公園であります。一刻も早く公園としての目的を完成していただきたいと思うわけです。これまでの経過と今後の見通しについてお伺いいたします。



最後に、街路樹及び公園等樹木の管理・維持についてお伺いします。

この関連質問は、6月議会で同僚議員からありましたが、私はそれを踏まえ、再度都市計画の観点から質問させていただきます。

最近市内を通りますと、明るく感じられ、道幅が広く感じ、視野が広く感じられる道路が多くなりました。飛び出しの危険性もなく、安全運転向上にも大きく貢献しております。

さて、街路樹は住む人に町並み景観と安らぎを与えてくれるものです。夏には道行く人に涼風を提供するとともにエコロジ的にもCO<sub>2</sub>減少に努め、なくてはならないものであります。本市には、数多くの街路樹がありますが、現在何種類の樹木と総数でどのくらいの本数があるのかまずお伺いいたします。

さきに述べましたように、今までになく街路樹の整備に努めていることは、町並みも明るくなり、市民の方も大変喜んでおります。これまでは、財政難から管理が追いつかず、交通標識や安全運転の障害になっているところも多々ありました。また、消毒等にも手が回らず、病害虫が発生し、中でもアメシロが発生したり、管理不足により朽ち果てた樹木も多数あります。この恵まれた緑豊かな本市で、この場所には街路樹が必要なのかと思われるところと、樹木の種類が適しているのかと指摘する声もあります。

また、都市公園及び緑地、ポケットパーク、児童遊園地等に占める樹木の管理、消毒、除草がままならず、足を踏み入れるのに躊躇するような公園も複数あります。

以上の事柄について、今後どのように管理運営をしていくのか、市民の大きな関心の一つであります。市長の御所見をお伺いして、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま石川議員から寒河江市の都市計画について何点か御質問をいただきました。大変重要な課題であるというふうに思います。順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

初めに、寒河江市の都市計画についてどう思うかということであります。

寒河江市の都市計画については、先ほどお話にありましたとおり、寒河江市都市計画マスタープラン、そして第5次の寒河江市振興計画に基づき都市計画事業としてこれまで大きいところでは、寒河江駅前土地区画整理事業、そして、木の下土地区画整理事業、都市計画道路下釜山岸線等が具体化され、全体として、着実に整備されつつあるという認識を持っているところであります。

御案内のように、都市計画の基本計画であります市の都市計画マスタープランは、平成9年度に策定され、長期を見据えた本市のあるべき都市づくりの長期ビジョンを明らかにするとともに、都市構造、土地利用、都市施設の配置構造などを総合的に定めたものであるわけであります。しかしながら、先ほど話がありましたように、策定時点から相当な時間も経過をしている。その間、社会経済情勢も大きく変化をしている。新たな地域課題も生じてきているということであります。私どもは情勢の変化に応じた新たな対応というものが必要なのではないかと考えているところであります。

次に、都市計画道路落衣島線の整備促進についての御質問であります。

御指摘の都市計画道路落衣島線は、寒河江市の内回り環状線として大変重要な路線でございます。これまで土地区画整理事業等により若神子土地区画整理事業地内、さらにはみずき団地造成事業地内を整備してきているわけであります。

また、都市計画道路として陵東中学校から若神子跨線橋までと山形銀行寒河江支店から山形自動車道付近まで整備がなされているところであります。

現在木の下地区区画整理事業地内の一環として一部整備中であります。

未着手の箇所については南寒河江駅付近から高速道路区間、ほなみ団地から陵東中学校の区間、工業団地から長生園の区間というふうになっているわけであります。特に、今回御質問ありました箇所につきましては、先ほど御指摘のとおり、工業団地へのアクセス、ほなみ団地付近の利便性、そして中心市街地内の交通緩和、さらには通学時の交通緩和など、良好な市街地の形成と円滑な市街地内の交通処理の観点からも早目に整備を進めることが必要であるというふうに考えているところであります。

しかしながら、現在進めておりますほなみ団地より中心市街地へアクセスいたします都市計画道路下釜山岸線が中心市街地の整備ということでありますので、多くの事業費も必要になってきているというところであります。

また、最近非常に交通量が多くなってきました都市計画道路山西米沢線、市立病院前の通りでありますけれども、また、都市計画道路落衣島線の延長にあります柴橋平塩線の整備なども急がれる課題でございます。

また、今回御質問をいただきました箇所については、都市計画事業として整備するのか、木の下の

地区と同様に土地区画整理事業での整備とするのかという事業施行方法についても検討していかねばならないということでございます。

いずれにいたしましても、どの路線から整備を進めるか、その優先順位につきましては、今後十分に検討しながら、順次実施計画の中で整備を進めていかねばならないというふうに考えているところであります。御指摘のように、そうした時期が来ているのではないかという認識を持っているところであります。

次に、スマートインターチェンジの終日オープンについての御質問であります。

寒河江サービスエリアスマートインターチェンジにつきましては、平成16年12月の社会実験からスタートをいたしまして、平成18年10月1日より本格運用が開始され、現在は午前6時から午後10までの16時間が利用可能となっているところであります。このスマートインターチェンジは、本市を初め、朝日町や大江町など、周辺地域の産業や観光などの活性化に大きく寄与し、チェリークア・パーク玄関口として、また、本市中央工業団地からの物流を支えるインターチェンジとしてその重要性が一層増してきていると認識しているところであります。

さらに一刻を争う救急搬送にも活用され、命を守る重要なインターチェンジでもあり、これらのことから24時間、終日オープンが求められている状況にあります。

インターチェンジの終日オープンにつきましては、これまでも機会をとらえて、東日本高速道路株式会社と意見交換をし、また、終日オープンについての要望もしてきたところでありますが、スマートインターチェンジについては、ETCゲートの開閉バーへの衝突やふぐあい、そして誤進入等に対応するため、常に人員を配置する必要があります。24時間オープンということになりますと、現在の1.5倍の人員が必要となることから、夜間の利用がどの程度あるのか、費用対効果の面が課題となっているというふうに聞いております。

しかしながら、東日本高速道路株式会社においては、終日オープンにする明確な基準というものはないものの、目安として、1日1,000台以上の利用があれば検討していただけるという感触を得ているところであります。

こうしたことから、スマートインターチェンジの終日オープンを実現していくには、1日1,000台を目標にして、さらに利用を拡大していくということが第一であるというふうに思っているところであります。

スマートインターチェンジの現在の利用状況でありますけれども、本格運用開始から現在までの1日当たりの平均利用台数は588台ということでありますけれども、ことしの3月から始まった休日1,000円乗り放題の効果によりまして、休日利用台数が順調にふえてきております。最近では、さくらんぼの季節の6月には、1日平均878台、7月は786台、8月も878台と、利用台数の大幅な増加が見られてきているところであります。

これまで、ホームページによる案内でありますとか、20万台、50万台の通過記念として、記念品贈呈など、PR活動も行い、利用促進を図ってきたところでありますけれども、今後もPR活動を積極的に行ないながら利用拡大を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

一方、今回の衆議院議員選挙におきまして、民主党が衆議院における第1党となったわけであり、高速道路利用料金を無料にするというマニフェストを掲げているわけであり、公約が実現され、利用料金が無料となった場合、料金所のあり方も変化することが予想されます。今後、国

政の状況を注視していく必要があるというふうに認識しているところであります。

次に、都市計画決定公園の整備についてお答えを申し上げます。

御質問の落衣前第1号公園は、平成2年から平成11年まで施工された落衣前土地区画整理事業により造成された40アールの公園予定地であります。平成4年12月に都市公園の街区公園として計画決定されていることは御案内のとおりであります。

寒河江市の公園の整備方法に当たりましては、平成9年度の市民参加のうるわしい快適環境づくり基本計画に基づきまして、市民、企業、行政がパートナーシップを組んで、連携をして、協働により取り組むグラウンドワークというものが進められているわけでありまして。これまで美原町の仲谷地第1号公園や、南新町のこもれび公園初め、公園、緑地など15カ所がグラウンドワークにより整備をされているところであります。

落衣前第1号公園の公園整備の経過でありますけれども、この公園の用地につきましては、落衣前土地区画整理事業の事務所用地として使用された関係上、公園の整備や区画整理事業の完了後に計画されたところであります。また、同じ区画整理事業区内には、落衣前第2号公園も造成され、市が整備を行い、平成6年に供用開始をしております。

こうした経過から、地域では第1号公園の整備についても、第2号公園同様に市が行うというふうに考えておられたようでしたが、先ほど申しあげましたように、市民参加のうるわしい快適環境づくり基本計画というものに基づきまして、公園の整備については、グラウンドワークにより進めるようになったということでございます。

公園整備を行うため、地域の地元の役員の方々とは何度かお話し合いもさせていただいたわけでありまして、第2号公園の整備のこともあって、また、グラウンドワークで整備するには、いささか面積が広いというような御意見などもあって、造成後相当時間を経過しているわけでありまして、なかなか進展していないというのが現状であります。

今後の進め方をどうしていくかということでありまして、基本的には公園の整備につきましては、今後とも市民の皆さん、それから企業、行政がパートナーシップを組んで、グラウンドワークにより進めていくことがやはり基本であろうというふうに考えておりますけれども、地域の皆さんが本当にどういう公園を必要とするのか、整備手法、整備後の維持管理はどのようにしていくかなど、利用する地域の皆さんとも十分話し合いを再開して、それぞれ役割分担をしながら、できるだけ早く公園の整備を進めていけるように、我々として努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

また、公園の供用開始までの維持管理につきましては、御指摘のように、公害の元凶やら、犯罪の源とならないよう、地域、また地域住民の方に不安を与えることのないように、これまで同様、市で管理をしていく所存でありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

第5点目、最後でありますけれども、街路樹及び公園の樹木の管理・維持について御質問がございました。

まず、市で管理しております街路樹の種類と本数というお尋ねでありますけれども、ソメイヨシノ、ケヤキ、サルスベリなど43種類の樹木がございます。本数については全体で7,451本というふうになっております。

街路樹は都市の景観形成の上でさまざまな役割を担っているわけでありまして。お話にもありまし

たように、樹木が人工的な景観を和らげ、潤いのある景観をつくり、市民の皆さんに安らぎを与える心理的な効果、そして樹木の葉からの水分蒸発によって気温の上昇を緩和し、涼しさを与える効果、また二酸化炭素や二酸化窒素の吸収により大気汚染を緩和する効果などいろいろ挙げられているわけでありす。

また、具体的にそのほかには、車道と歩道を分離することによって、ドライバーに道路の形状をわかりやすくして、事故を未然に防止するという効果、沿線沿道の住民の方々に対して、道路からの騒音をさえぎる効果などなど、さまざまな役割を担っているわけでありす。その必要性は多大であるというふうに認識しているところでありす。

御指摘ありました樹木の種類が適していないのではないかなというふうなお話でありすますが、樹木の選定については、これまでも地域の関係団体の方々からの御意見などを取り入れて選定、決定しているところでありす。今後の計画については、御指摘の点、さらにはその後の維持管理の面などについても十分考慮をして選定に生かしていきたいというふうに考えているところでありす。

また、今後の公園の管理運営についてでございますけれども、除草、清掃などの一般的な公園の管理については、これまでも公園の近隣の町内会と、地域の方々をお願いしているわけでありす。最近、地域の方々の間でも自分たちの地域は自分たちできれいにしていきたいという機運、考えというものは大分根づいてきているように見受けられます。そういった面もありまして、積極的に管理を行っていただいているところでありすますが、こうした機運については、我々としては大変大事にして、お願いをしていきたいというふうに考えているところでありす。

また、公園の樹木や街路樹の管理で専門性のあるもの、さらには高いところで危険を伴う管理などについては、景観の維持、病虫害の防除、日照、通風等、樹木の健全育成、視界・越境等障害等の除去の目的のもとに、樹木の整枝剪定、病虫害防除等については、これからも市で行ってまいる所存でありす。

さらに、今年度からは新たに街路樹及び公園樹木等の管理において、通常管理分とは別枠で重点的に管理が必要な区域に対して、ローテーションを組みながら継続的に整備を行っていくことにしているわけでありす。今後におきまして、市民の皆さんからの御意見なども十分取り入れながら、望まれる環境を整備すべく、スピーディにかつ柔軟にさまざまな対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでありす。

以上でありす。

高橋勝文議長 石川議員。

石川忠義議員 第1問に対するお答え、ありがとうございました。

いろいろ前向きな姿勢で取り組んでいくというような回答であります。もう少し具体的に意見を交換するということで、第2問目に入らせていただきます。

まず1番の都市計画全般について、市長は、いろいろなこれまでも時代の流れとともに、変えるものは変えるというような明確な返答がありましたが、私もそういうますますこれから時代が世間と同じように変わるスピードが速くなるのかなというようなことで、やっぱりその時代にマッチした都市計画の見直しというものも、当然これはやっていってもらいたいというような思いであります。

それで、2番目の都市計画道路の落衣島線でありますけれども、ちょうど私が市会議員をさせてもらっていた平成11年5月に新しくなったわけですけれども、9月議会で今のほなみ団地の場所、いわゆる天童大江線から西根小学校までの落衣島線ですね。それ早く切るべきではないかと。陵東中学校までということなんですけれどもね、それを。そうしたら、当時の市長が、その1.2キロ大江天童線から1.2キロ区間は非常に良好な宅地造成をしながら進めていきたいというような答弁でございました。当時あの地区の方は農業も非常に熱心で、今も熱心ですけれども、反別収入も非常にうがいということで、いろいろな民間の宅地造成の方もいろいろこうやったらどうかというようなことがあったんですが、なかなか地権者が農業にこだわるというようなことで、なかなかそれにはならないというような場所でありまして、私は非常にこれは区画整理するのは難しいのではないかと。地権者の了解が得られないだろうというようなことでありました。結果的に120名の地権者があるわけですけれども、どうしても区画整理をしないと、脅迫ではないけれども、道路切らないということまで言って、いろいろその当時、じゃあどうしましょうかというようなことで世話人会をまずつくって、西根と寒河江の両方から3名ずつつくりまして、それで市の意向を十分とお聞きしてもらって、それで8カ月かかったかな、その世話人会の話が。それでいろいろ市の方でも、「市でやってくれと、区画整理を」、そしたら、市は「現在駅前の区画整理しているから、二つもやれないと。何とかだから民活でやってくれと、市の方では一生懸命手伝いますよ」ということで、世話人会が動きまして、じゃあ理事会を結成しなければならないなというようなことで、理事15人をお願いして、やったと。ちょうどそれから10年たっているわけですね。10年たって、それを並行して仕事をやった。あれは平成15年からですかね、組合を設立して区画整理が発足したのが。その準備期間が非常に長かったということもありますけれども、10年かかっている。10年でやっと今の幹線道路の進捗状況。

ですから、第1問で申しあげましたけれども、落衣島線、これはやっぱり循環道路でやっぱり寒河江の西側と東側を結んでいく、交通アクセス、生活環境、いろいろな面で動脈をなすということで、これはいち早く完成するべきだというようなことでやったんですけれども、今現在の状況になっている。

ですから、第1問でも申しあげましたけれども、9月の中ごろ、全面開通になると。ただ、丸菱さんから後藤商事さんまでは、片側交通をしながら、整備に入ると思うんですけれども、それができるにはまだちょっとかかりますけれども、そのように実施計画をつくってからでもそのくらいの

長期スパンのあれが非常に期間がかかると。

ですから、今そこにお住まいしている方々もやっぱり家にかかる方も結構いるわけですよ。「いつするんだと、前に説明受けたんだけど、やっぱりおれはまなぐの黒いうちに、来るのか」という方も多々あるので、優先順位は当然あると思いますよ。おっしゃるとおり。しかしながら、やっぱりせっかく工業団地から陵東中学校まで切ってもらって、今1.2キロ、工業団地まで来て、その中間をやっぱりあけておくということは、非常に幹線道路としての使命が果たせない。いろいろな面で、一刻も早く優先順位をお願いして、やっぱり循環線をとにかく回していただくというふうな私どもは思いを持っているわけでありませう。

いろいろ市長もその道路も区画整理を考えながらという視野に入れてということありましたけれども、なかなか今区画整理しても、ほなみ団地も非常に売れませうので、区画整理するということもいいんですけども、やっぱり県の方でももうそういう県主体の区画整理はしないというようなことで、整備協会も去年でしたか、解散しましたものね。ですから、知事が変わったから、どういう方向に行くかわかりませうけれども、なかなか今区画整理をしても売れないというようなことで、何とか道路を先決して、計画してもらえば、寒河江市の文化交流も非常に変わるんじゃないかというふうに思うわけでありませう。その辺をもう一度市長からお考えあれば御答弁をお願いしたいと思ひませう。

あと、スマートインターチェンジについては、やっぱり非常にそういう担当の方から難しいというようなことで、たしか、最初は1日の通行量が600台あれば申請しますよというような話を聞いておったんです。しかし、今聞いてみると1,000台だと。400台いつごろからぐっとグレードアップして、なかなか到達できない目標値がそこまでされれば、一生懸命我々も東京から来るときに、寒河江でおりないで、スマートインターでおりて、何ぼでもしましよというふうなことで、いろいろ市の方も一生懸命実績を伸ばすというふうなことで、非常に努力していることが見受けられますけれども、やっぱり600台ということが最初決まったら、時代の変化が変わったとしてもそれは別問題だと思うんですね、これは。台数の通過量というのは、これを簡単にこういうローカル線で400台もアップするというふうなことは非常に至難の業で、日、祝祭ですか、1,000円になったとしても、このくらいの300台ぐらい、これぐらいやとアップだと。

そういうふうなことで、とにかく一番困るのは、土地勘のない人がスマートインターというふうなことで、うちのスマートインター非常に複雑で、最初入ってもどこから来るかなというふうなことが、ちょっと迷うところかなと、構造的に、というふうなものもございませうし、10時以降あそこに入って出られないとなつた場合、またお客さんに対して非常に不安感を与えたりしているわけでありませう、今は。

結局はおっしゃるとおり民主党の政権で、全部解放と、段階的にという文言変わりましたけれども、ローカルの方からやるということもございませうけれども、それはそれとして、何とか一刻も早くそういう緊急の場合とか、いろいろありましたが、そういう意味からも何とか当局から交渉していただきまして、24時間オープンにもってきてもらえればというふうなふうに思うわけでありませう。

それから、都市計画決定公園の例の公園の問題ですけれども、グラウンドワーク方式で寒河江市、本当に市民総出でフラワーロードから始まって、公園のそういう造成、あとは花咲かフェア、本当に全市民がそういうボランティア精神で寒河江の町をきれいにしたり、いろいろなあれでやってきたというふうなことは、これはいろいろな宮崎賞とか、いろいろな賞をもらって、これは非常にいいこと

だと思っております。

しかしながら、この公園については、私もずっと話を聞きまして、三、四年前に行ったときに、すごい萱というか、1間以上もずっと生えて、非常に環境的にもああいう住宅地の真ん中でああいう場所があるということをやっと私は驚いたんですが、最近はおっしゃるとおり、市の管理ということで、きちんとそういうものもなくて、草はありますけれども、前よりはよいなと思うんですけれども、いつ行っても、だれ一人あそこで遊んでいる子供はいないし、やっぱり異様な風景なんです。1,200坪というその面積ですね。それもやっぱり地元住民の方がグラウンドワークをやりたいという気持ちあるんだけれども、そういう地域の人数の問題とか、あるかどうかなんです、なかなかグラウンドワーク手法のあれにのれないという現況のようなんです。

ですから、市当局として、この10年間ぐらいの間、ずっと地域の人とお話をしながら来たと思うんですけれども、やっぱりその話し合いが本当にお互いの意思疎通ができたのかどうかという問題があるのかなと私なりに思っているところであります。

ですから、市長もこのグラウンドワーク方式で、この公園も整備に持っていきたいという考えであるとすれば、地域懇談会もやっておりますけれども、聞くところによると2月だと、今度の地区では。ということでありましたけれども、いろいろな機会を見て、やっぱり話し合いをして、やっぱりお互いの了解のもと、早く完成をしていかないと、ずるずるべったりになって、いつ解決するかわからないというようなことになると、これは非常に大変なことになるなと思っているわけでありまして。そういうことで、この辺についても再度お考えがあれば、御答弁をお願いしたいと思います。

あと、最後の街路樹及び公園等でございますが、本当に今いわゆるこのたびの緊急雇用対策事業ですか、そういうことで、今までなかなか管理ができなかった街路樹、公園等は今はあれですけれども、本当に視界が開けてやっぱり飛び出すとか、そういうことも防がれるようすし、交通標識等、そういうものもきちんと見られるようになったということで、市民ともども喜んでおります。ただ、これも民主党政権になって、緊急雇用対策、いわゆる第4次補正の予算がきちんと4兆円幾らあったやつを3兆円凍結するというふうなことで、ちょっとどうなるのかなというふうな心配があるわけですね。当然、当局としてもこの資金を6月の答弁ではきちんと予定に入れて、来年は公園事業の……、やりたいということでありましたけれども、これが凍結されて、見直しするということになると、来なくなるわけですね、これ。そういうことがあっても、やっぱりきちんとそういう管理を市でやっていただきたいと。

これは私どもこの質問をいろいろな人から提案されたとき、ずっと公園ある程度回りました。市長も回っていると思っておりますけれども、やっぱり名前を言うとあんまりあれなんですけれども、広大な1ヘクタールぐらいある公園が最初はきちんと整備して、きちんとあったんですけれども、中に入ると、草はぼうぼう、樹木は虫だらけ、害虫だらけですね。そういう箇所が結構あるんですね。ですから、1回つくって、グラウンドワークでも市の施行でも、つくって、地域の人にお任せするということがあったとしても、なかなか地域の方が動かないということもありますし、今のいろいろ話を聞きますと、このグラウンドワークの関係で今まで一生懸命いろいろな植栽、草取りに参加した方も「高齢化になって、なかなか行かれないのよ」と。それで、「若い人いたべ」と言うのと、「いや、おれの息子、娘は3交代でいないのよと、朝には。来たと思うと夜勤で寝ているべしと。



というようなことで、なかなか難しいのよ」という方もちらほら聞くんです。

ですから、グラウンドワークの精神をやっぱり減少するということは、これはできないと思うんですけれども、そのグラウンドワークのやっぱり今までの手法を少しずつ若い人にもそういう生活環境が変わっていますから、そういう方から協力できるような、やられるような、そういうようなやっぱり形態に少し変えていかないと、お年寄りだからいつでも暇だからしてくれるんだべやという、単純なものではないみたいなことです。

そういうことで、グラウンドワークについても……。

高橋勝文議長 石川議員、残りわずかです。

石川忠義議員 それで、最後ですけれども、この寒河江の緑豊かな場所に、やっぱりこの街路樹でいいのかな、例えばケヤキなんです。ケヤキはやっぱりご存じのとおり、どんどんと上に伸びる。仙台みたいに大きい道路はいいんですけれども、寒河江市の街路樹、場所によりますけれども、本当にケヤキでいいのかと。やっぱりケヤキのわきに畑なんかがあると、日が当たらなくて、作物がおがらないと。これは問題は、生き物ですから、いかに管理するかということに私はかかっていると思います。何の街路樹がいいとか悪いとかということではなくて、これはこの1点に私はあると思うんですが、その辺も今後植林なさるときはお考えをお願いしたいということであります。

時間もないようですから、第2問を終わります。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 時間もあれですので、お答えを申しあげますが、落衣島線については、大変重要な路線であるという認識は先ほど申しあげたとおりであります。また、それ以外の路線についてもいろいろ課題があって、整備を進めなければいけないという路線もあるわけでありまして、そこら辺を我々としてはできるだけ早く優先順位を決めて、それを市民の皆さんにお示しをして御理解をいただきながら、順次進めていくということに努めてきたいというふうに思っているところであります。

それから、スマートインターチェンジについては、政権交代後どういう政策展開になるかということに注視していかなければなりませんので、まずその状況を見つつ、また、先ほど申しあげましたとおり、8月では878台と、1日平均でありますので、さらに我々としても利用拡大に向けていろいろな機会を通じてPRしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、落衣前の第1号公園については、やはりちょっと時間が経過しているということもありますが、やっぱり改めて我々の方としてもできるだけ胸襟を開いて、地域の方々と意見を交換し、また、率直な御提案などもさせていただいて、行政も、地元の方々も協力して、その公園を整備していく方法について、話を早急に進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、グラウンドワーク手法については、私もフラワーロードの植栽時、またはクリーン作戦のときに回らせていただきましたが、やはりお年寄りの方が多いいわけであります。また、若い方も出てきていただいているというところでありますので、そこら辺のいろいろな地域ごとの課題などもあるようでありますから、そこら辺は我々としても地域の皆さんとともに、お話し合いをさせていただいて、皆さんで地域をどういうふうにきれいにしてくかという1点は共通しているわけありますので、そこら辺でそれぞれの役割分担というものを担いながら、また、地域の方々も若い方の参加に向けて協力していただくというようなことも必要でありましようし、そこら辺は行政も一緒になって協力してグラウンドワークの精神というものをさらに引き続き育てていくということが大事だろうというふうに思います。幅広くその精神というものをとらえて柔軟に取り組んでいきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

## 工藤吉雄議員の質問

高橋勝文議長 通告番号2番、3番について、5番工藤吉雄議員。

〔5番 工藤吉雄議員 登壇〕

工藤吉雄議員 おはようございます。

空が高く感じられる季節になってきたきょうこのごろでございます。

さて、ことしの季節変化は少し狂っているようです。新聞によれば、原因はエルニーニョと報道されていきました。相次ぐ豪雨災害、東北地方の梅雨明け宣言の断念、日照時間は記録的な短さ、日本列島で続く天候不順。こんな日々の積み重ねのうちに、お盆も過ぎ、夜には秋の虫の音も心地よく感じられるところになりました。私は新政クラブの一員として、また市民を代表し、通告している課題について質問させていただきます。

市長並びに、農業委員会会長の答弁をよろしくお願いいたします。

通告番号2番について、今春鶴岡市七五三掛地区において、地割れ、地すべり等、頻繁に報道されました。広範囲にわたり地面の移動の跡が表面化し、避難も余儀なくされました。国、県の緊急対応策としての水抜き工事等々の事業が功を奏し、現在は鎮静化しているようであり、他事ではあるが安堵しているところであります。

さて、目を転じて我が寒河江市を見れば、既に皆さんに御案内の地すべりが醍醐、箕輪地区に発生しております。この箇所については以前においても地すべりが発生し、高速道路の土取り工事により、地すべり対策工事を完了した箇所であったと認識しているところであります。現場頂上まで登って確認してみれば、幅50メートルから60メートルくらいの斜面が割れて、5メートル前後が滑り落ちしている状態を目の当たりにしたところであります。この沢の下流域には人家もあり、心配されるところです。

雪解け期を過ぎ、梅雨の時期を過ぎ、梅雨明けのない夏を過ぎ、これからは秋の長雨、そして台風の時期を迎えようとしております。これまでは大事なく、大きな変化も見られなかったようであるが、これからも大事ないとは言えないのです。地すべりの傷口に多量の雨水が入り込む、あるいは湧き水がその中で影響を与える等のことを考えると、寒気のする思いがあります。

最近のメディアをにぎわした梅雨末期の大雨（中国地方）、台風9号による大雨洪水の様子、土石流が民家、施設へ突然流れ込む様子、その惨状は説明できないほどであります。当地区にはそのようなことが起きないだろうと考えたいが、起こり得ると考えるべきではなからうかと思うのです。

同時に、考慮しなければならない事柄に周辺地域一帯は山形盆地断層帯北部の一部として位置づけられているところです。地震を感じてはびくっ、雨が降ってはびくっ、地域の方々はおっかないのです。毎日を安心して暮らしていけないと思うのです。

そこで伺います。

ここの地割れ、地すべりは現在どのような状況にあるのか。

危険度5段階でいうならばどの程度なのか。

現在も地面が動いているのか、どの程度なのか。

現在、市としてどのような対応をされているのか（調査、防止策）。

今後の計画はどのようになっているか。

地区住民の方々への経過説明と対応の説明はどうなっているか。

以上の事柄について伺います。

次に、通告番号3番について。

70歳代、男性、農業。こうした形の高齢農業従事者は私の住む地域には大勢おられます。また、こうした年齢層が現在の農業を支えているのも事実であります。農林水産省の農林業センサスによれば、農業従事者年齢別割合では、75歳以上25%、65歳から74歳までが34%、55歳から64歳までが19%です。さらに、平均年齢では、平成7年59.6歳、平成12年62.2歳、平成17年64.2歳、平成20年64.6歳となって、年を追うごとに年齢が高くなっております。

さて、寒河江市においても、こんなことを耳にするようになりました。「70歳代、男性、農業、病気入院、あるいは病気死亡、この春に果樹園で剪定作業を見たけどな、田植えを終わったら病気で田んぼ、畑に行かれなくなったは」など、このような内容であります。

私はこのような家庭の家族の方とお話をする機会を得たときでした。「田は人をお願いすることができました。しかし、畑は手がかかるからと引き受け手を見つけることができなかった。仕方がなかったから、そのままにしている」と言っておられました。何だか将来の耕作放棄地の始まりを見たような気がしたところです。

先ごろ新政クラブで、アグリビジネススクールを実施されている自治体の視察研修を終えたところです。I、J、Uターン者、定年退職者等の就農研修です。年間を通じて座学、実践とビジネスに通じるまでの逸材を育てようとする試みのようでした。ビジネスまでは至らないとしても、健康保持・増進のため、あるいは余暇時間の活用とする土、作物とのふれあいを目的とする農業があってもいいのではないかと感じます。

そこで、当市においても遊休農地、耕作放棄地の実態を調査されていると思いますが、おのおのどの程度の面積か。そして、その数字の変化はどうなっているのか。それぞれの農地に対してこれまでどのような対策を実施されたでしょうか。

耕作放棄地再生利用緊急対策として、平成21年から平成25年までの事業があるようですが、市の取り組みを伺います。

近年に聞くことの多い問題として、例を挙げましたが、現在耕作できなくなった優良農地の耕作引き受け手（個人、組織）を探すことができないことへの対策はどのようなものがあるのでしょうか。

さらに、新規就農者対策としてですが、JAさがえ西村山において、新規就農者等、または農業を理解していただくことを趣旨とした農業実践講座なるものと事業として取り組んでおられると聞きます。昨今の製造業の低迷による離職者、あるいはI、J、Uターン者等への農業の勧め、PR作戦はないのでしょうか。なるべく多くの方々から農業への関心を引き出し、土地の利用（耕作放棄地解消）につなげられないものかと考えますが。同時に団塊の世代の皆さんの大きな力を活用できないかということです。自然動態調査によれば、本市においても同世代は2,168人の方々がおられると計算されているようです。健康保持増進、余暇時間の活用等、さらにはビジネスにつながるような活躍のできる年齢ではあると思います。農地保全、環境美化、食糧増産、耕作放棄地解消の一助になると思うが、農業委員会の見解を伺って1問とします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 工藤議員から防災対策について御質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

箕輪下山地内で発生しております地すべりについてでありますけれども、御案内のように、地すべり箇所の近接地域には、平成9年6月末の台風8号豪雨により、土砂崩れが発生し、これらの対策工事とあわせて、東北中央自動車道上山東根間の建設の土砂採取場として、平成10年から13年にかけて整地と切り土斜面の保護工事が行われた箇所があるわけであります。箕輪下山地内の地すべりにつきましては、鶴岡市の先ほどお話にありました七五三掛地区の地すべりとほぼ同時期のことし2月下旬に住民の方から「土砂採取場の斜面の崩落が見られる」という御連絡がありまして、雪の状況を見ながら、3月初めに斜面上部の山林を登ったところ、幅約50メートル、長さ約100メートルの範囲で、高さ約5メートルの滑落した斜面、そして長さ約10メートルの陥没帯のほかに樹木の倒木や地面の亀裂が連続して見られ、また、約4メートルほど移動したと見られる箇所もあって、土砂採取場斜面の一部を含め、全体的に箕輪の住宅地に流れる沢方向に動いていると見られる地すべり状況を確認しているところであります。

市におきましては、地すべりの動きを観測するために、現場内5カ所に観測用の丁張を設置し、インターネットにより地すべりの変動量を常時パソコンで監視できる伸縮計2台を設置いたしますとともに、1時間に10ミリメートル以上、1センチ以上の動きがあった場合は、地区の関係者、市の防災担当者、建設課の職員に携帯電話による緊急メールが入る24時間の体制を整え、さらに巡回による監視を行ってきているところであります。

現在の地すべり箇所の状況ということではありますが、3月上旬と比べ、土砂採取場斜面の崩落範囲は7月中の雨により、少し広くはなっておりますが、斜面上部に位置する地すべり部分の亀裂や倒木の状況には、大きな変化は見られない状況であります。伸縮計を設置した直後の3月中旬から下旬にかけては、雪解け水の影響で、1日約2センチほどの動きを観測したときもありましたが、4月からはほとんど動いていない状況となっているわけであります。しかし、7月に入りまして、例年のない長雨の影響で、7月末から8月初めにかけて、最大で1日約4から5センチほどの動きを観測したときもあり、巡視による現場監視を強化してまいっているところであります。現在はほとんど動きはなく、比較的落ち着いた状況が続いていると考えているところであります。

御質問のありました、現在の危険度を5段階であらわした場合、どのくらいになるのかということではありますが、伸縮計の観測値による動きの速度から見て、あえて5段階であらわしたとすると、現在のところは1程度ではないかと考えているところであります。しかしながら、微量ではありますけれども、動いている状況にありますことから、今後とも注意深く見守っていく必要があると考えているところであります。

次に、現在の市の対応ということではありますが、さきの6月議会におきまして、ボーリング調査を初めとする一連の調査と対策工法設計のための調査設計業務委託、さらに伸縮計による地すべり監視業務委託、そして地域住民の安全確保のための緊急避難用の警報装置設置工事についての補正予算を御可決いただいたところであります。現在はこれらの調査や工事を実施中であります。

て、警報装置設置工事については、9月中旬の完成予定となっております。また、調査設計業務委託については、12月中旬に完了予定ということになっているところでもあります。

一方、県におきましては、地すべり箇所の下流となる下屋敷沢に砂防ダムの設置を計画しているところでありまして、現在測量調査を実施中ということでもあります。今年度は用地取得まで計画しているというふうに聞いているところでございます。

次に、地区住民の方々への対応について御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

緊急の場合に、避難対象となる9戸の世帯の方々に対しまして、これまで2回の説明会を開催しています。1回目は3月20日でありまして、写真による地すべりの状況の説明、そして緊急時の対応、避難の場合の伝達体制の確認などについて、説明会を実施しているところでもあります。また、2回目については、5月29日に行いました。地滑りの状況説明、そのほか地すべりというのはどういうものかと。箕輪で起きている地すべりの特徴などについて地すべりに関する専門家によって説明をさせていただいて、また、緊急時の対応や今後の対策予定についての説明会をさせていただいたということでもあります。2回目の説明会においては、出席者の方からは「危険ということについては変わりはないけれども、まずは一安心した」というような声もいただいているところでもあります。

このほか、地区全戸に緊急避難用の警報装置設置に関するお知らせとあわせて、インターネットを利用して現地に設置してあります伸縮計のデータを見る方法などについて、文書配布をさせていただいているところでもあります。

今回の地すべりにつきましては、これまでも県の関係機関との地すべり対策調整会議というものを5回ほど開催いたしまして、対策について助言などもいただきながら、さまざまな対策を講じてきたところであり、今後につきましても、この調整会議を通して、県の関係機関と十分に協議を図って進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

また、地区民の方々の安全・安心を確保するというためにも監視体制の強化や避難誘導につきまして、万全を期していかなばならないというふうに考えているところでもあります。

以上であります。

高橋勝文議長 芳賀農業委員会会長。

〔芳賀靖夫農業委員会会長 登壇〕

芳賀靖夫農業委員会会長 おはようございます。

ただいまの耕作放棄地について御質問がありましたので、お答えいたします。

耕作放棄地の調査につきましては、平成17年度から「農地と担い手を守り活かす運動」の主要な活動として各地区の農用地利用改善組合と合同で、農地パトロールを実施してまいりました。調査は主に恒常的に耕作が行われている農用地の区域を中心に行ってまいりました。その結果、耕作放棄地は、平成18年度において、約38ヘクタール、19年度は約40ヘクタールで、そのうち5ヘクタールを解消しております。

また、平成20年度は長年にわたり耕作放棄されている山間部の奥地などを除いて、全域を対象に実施いたしました。その結果、耕作放棄地は約66ヘクタールとなりましたが、そのうち5ヘクタールを解消しております。

今年度におきましても、8月と9月を農地パトロール月間として調査を実施しているところでございます。

次に、これまでの解消対策ですが、農業委員会では、調査後に耕作放棄地の所有者に対して、耕作放棄の要因と今後の活用計画について、意向調査を実施しております。その意向調査の結果を踏まえて、農業委員会の本来の役割である農地のあっせんや管理、耕作の指導に力を入れ、耕作放棄地の解消に取り組んできたところであります。また、荒廃した樹園地を農用地利用改善組合が中心となって復旧し、解消したり、補助事業を活用しながら、耕作放棄地を未然に防止した事例もあるところでございます。

昨年度分の意向調査の結果は、遊休農地となった原因は、耕作者の高齢化などによる労力不足が約半数ではありますが、一つの原因として、相続問題、また個人のプライバシーの問題も一部ありまして、我々農業委員会としても苦慮しているところもございます。

その意向調査の結果ですが、農地を貸したい、農地を売りたいという方も約半数ありました。今後におきましても、調査結果をもとに、農業委員、農用地利用改善組合、農協などの連絡調整を密にし、所有者への農地保全を働きかけるとともに、荒廃している農地については、耕作放棄地再生利用推進交付金事業を活用しながら、農地が有効利用されるよう、賃貸借や売買のあっせん、調整を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、耕作放棄地再生利用緊急対策事業への取り組みについてお答えいたします。

昨年実施した調査結果で、耕作放棄地は全国で28万ヘクタールあり、そのうち、再生可能地は15万ヘクタールであり、国では農用地区域を中心に10万ヘクタールを当面のターゲットに絞り、解消を図るべく「耕作放棄地再生利用推進交付金事業」を実施しているところであります。

その内容は、再生利用可能な農地に復旧する事業費に対して補助するもので、荒廃の程度に応じて、事業費が10アール当たり6万円以上10万円未満までは3万円、10万円以上の場合には5万円、重機等を用いて10万円以上を要する場合は、2分の1を補助するというものであります。

さらに、土壌改良が必要な場合は、10アール当たり2万5,000円を最大2年間、また、営農定着支援として作付についても10アール当たり2万5,000円の補助を組み合わせることができるものであります。この事業を実施する場合は、地域耕作放棄地対策協議会の設立が義務づけされており、本市では、この事業を実施すべく準備中であり、現在、協議会の規程について県と協議していると

ころでございます。

今後の予定といたしましては、早々に協議会を立ち上げ、本年度中に事業計画を策定し、平成22年度に着手してまいりたいと考えているところでございます。

次に、耕作できなくなった農地の引き受け手対策ですが、農業委員会としても、耕作放棄地解消対策の基本は御質問の中にありましたが、耕作放棄地を出さないこと。すなわち労力不足などで耕作を断念した農地を新たなつくり手につなぐことであると考えており、隣接する所有者や認定農業者等にあっせんしてきたところであります。今後におきましても、農業委員や農用地利用改善組合による賃貸借等のあっせんを考えていますが、そのほかに関係機関が協力し、農地を貸したい、売りたい、または借りたい、買いたいというデータを管理し、気軽に相談できる組織の構築など、耕作放棄地を出さない方策を研究してまいりたいと考えております。

続きまして、離職者、I、J、Uターン者に対して、農業を勧めてはどうかとの御質問がありましたので、お答えいたします。

御質問のとおり、農業者が増加すれば、耕作放棄地の解消にもつながると思いますし、担い手不足や農業の発展にも寄与するものでありますので、新規就農者対策は大変重要な課題であると考えております。離職者やI、J、Uターン者の方が新たに就農していただければ大変ありがたいことだと思っております。新規就農に至るには、本人の動機、意思、意識づけが最も重要だと考えております。農業を営むには、農地、技術、農機具等が必要であり、まずは技術を身につけることが先決であるとは思いますが、初めての方には、農業を見て、聞いて、体験し、農業に対する魅力や興味を抱くように導くことも大切なことだと思っております。そのため、JAで実施しているアグリヘルパーや、営農講座、県の農業普及課で実施している農業実践者セミナーなどで体験し、本格的な就農に結びつけられたいと思っております。

ただいま申しあげました講座等につきましては、チラシ等で広報しておりますし、当面は新規就農する場合の支援制度の紹介や研修先のあっせん、農地確保の手立てなど、関係機関が一体となって、受け入れ態勢の構築を検討してまいりたいと考えております。

また、本市では都市と農山村の交流事業の中で、都会の大学生へ本市農業の魅力をアピールしているところでございます。

関連して、退職者の労力活用についてであります。退職したとはいえ、まだまだ若く、体力もある団塊の世代の退職ということで、多くの方の労力が潜在するということは、大変貴重な労力資源であると思っております。退職者の所有地の耕作復帰や営農拡張、あるいは離職者、I、J、Uターン者の方と同様に、新規就農者に結びつけられたいと思っております。

以上でございます。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、11時15分といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時15分



高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番工藤議員。

工藤吉雄議員 第1問に対して御丁寧なお答えをいただきましてありがとうございます。

番号2の件につきまして、今調査も進められているというふうなことで県主導で砂防ダムを準備しているというふうなことを伺いまして、非常に喜んでいるところでございます。

ところで、8月25日の山形新聞報道によれば、鶴岡市七五三掛地区の地すべりはGPSの観測でもってはかってみると、降雨量との関連が非常に大きいということと、先ほど市長より答弁ありましたこの箕輪地区の地すべりがこの鶴岡市七五三掛地区の地すべりと非常に似ている同じタイプの地すべりというふうなことを伺いまして、あらっというふうな心配度合いが少し増したような気がします。現在のところ動きがないというふうなことを伺いしても、これからの台風、あるいは秋の長雨というふうな事態を考えますと、降雨量との関連というふうな部分を考えますと、もっと早く腰を上げなければならないんじゃないかなというような気がしますけれども、この辺についてどのようにお考えをお持ちでしょうか。

続きまして、通告番号の3番についてでございますけれども、これも大変御丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。質問の内容の件については、さまざまな報道、研究、検討されているようで、非常にありがたいと思っております。

ところで、先般の改正農地法によれば、農地権利取得に当たっての下限面積が現在原則50アールになっていきますけれども、この50アールが地域の実情に応じ、農業委員会の判断でこれを引き下げられるというふうにあります。この条項を適用させることのできるような地域には、農家になるための必須条件50アールの権利取得面積を20アールなんかにしたとすれば、従来のハードルでは高過ぎたと感じられた方でも農家になるための条件を軽々とクリアできるのではないかと。より多くの方が農家になれるのではないかとというふうに考えるわけです。農地の所有者になれば、次世代者も食糧生産の大切さも知り、その継続の意味も理解し、農地の環境整備向上、ひいては耕作放棄地解消にもつながるものと考えますが、この辺の見解を伺います。

さらに、農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業生産者以外の法人にも拡大することができるとありますが、別種業法人、例えば株式会社などの参入もあり得るのか、参入できるとすれば、優良農地の引き受け手になるかも知れないと。あるいはこれもまた耕作放棄地の解消の一助になり得るのではないかとというふうに考えますが、農業委員会の見解を伺って2問とします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 お答えを申し上げます。

箕輪の地すべりの原因として、降雨量との関係性というお尋ねであります。議員、御指摘のように、8月25日の山形新聞朝刊において、鶴岡七五三掛地区で発生いたしました大規模な地すべり災害について、地すべり災害と降雨量との間に強い関係性があると。山大の農学部奥山武彦教授など、地盤環境を専門とする研究者6人が共同でまとめた論文についての記事が掲載されておったところであります。

そこで、箕輪地区の地すべりはどうかということでもありますけれども、地すべり観測業務受託者の方から現場一帯は以前に地すべりが発生したと見られる地形に加え、地すべりが発生しやすい地層となっており、1月下旬ごろの雨と2月中旬ごろの気温上昇に伴う融雪により急激に地下水位が上昇したために発生したものと考えられるという報告を受けているところであります。

また、7月末から8月初めにかけて動きを観測しているわけでもありますけれども、これについては、7月25日から26日にかけての強い雨の後に変化しているわけでもあります。箕輪地区の地すべりにつきましても、雨などによる地下水位の変化が影響しているものと考えているところであります。

これから御指摘のとおり、秋の長雨、そして台風、また来春には融雪期ということで、地すべりを誘発すると考えられる時期を迎えようとしているわけでもあります。我々としては、現在行っている調査設計業務も早急に完了させ、対策工事の実施についてできるだけ早く関係機関と協議していくとともに、万が一の場合の地区民の方々の安全と安心を確保するというためにも、今回設置しております警報装置のサイレン音が鳴った場合の緊急避難訓練等も実施しながら、万全を期してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 芳賀農業委員会会長。

芳賀靖夫農業委員会会長 ただいま下限面積の緩和について御質問がありましたので、お答えいたします。

御質問にありましたように、現在、農地の権利を取得する際の下限面積は50アールとされているところであります。この下限面積につきましては、今回の農地法改正により「地域の実情に応じ、農業委員会の判断で引き下げることができる」とされたところであります。緩和の方法としましては、営農条件がおおむね同一と認められる地域単位で行うものと、遊休農地解消のために行うものになっております。これまでは県において実施してきたものですが、県内では8市町において、旧町村界単位で緩和しているようであります。

遊休農地解消のために行う緩和の条件としては、一つは、農地の遊休化が深刻で、下限面積要件の弾力化により、農地の保全、有効利用が必要な地域であること。二つ目は、小面積での農地利用者が増加しても、周辺地域の営農に支障を及ぼすおそれがない区域となっております。農業委員会では、昨年度から要件緩和についてさまざまな角度から検討してきたところでありますが、メリットとしましては、耕作放棄地が解消されやすくなる。新規就農者等農業参入の門戸が広がるなどが挙げられ、デメリットとしましては、担い手等の面的集積に支障が出る。また、農地のつながりに支障が出ないか。50アール未満で農業経営が成り立つのか。等の意見が出されたところであります。

下限面積の緩和につきましては、御質問にもありましたように、農業に入りやすくなるなどのメリットがあるわけですが、デメリットをどのようにクリアするか、字単位などの、地域ごとに設定することが可能かどうかを含めて地域の実情をよく踏まえながら、さらに調査検討してまいりたいと考えております。

続きまして、株式会社等の農業参入についてであります。御質問にもありましたように、法改正により、農地の貸借について要件を満たすものについては、農業生産法人でなくてもできるとされたものであります。この要件とは、一つが、農地を適正に利用していない場合に、貸借の解除をする旨の条件が契約に付されていること。二つ目が地域の他の農業者との適正な役割分担のもとに継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。三つ目がその業務執行役員のうち、1人以上の者が農業に従事すると認められることであります。

まだ、実施要綱等は示されておりませんが、この要件を満たしていれば、農業に参入できると理解しているところであります。

株式会社等の農業参入につきましては、そのことによって、耕作放棄地が解消されれば、大変ありがたいと思いますが、条件のよい優良農地への進出が考えられ、担い手などへの農地集積への障害、不採算などによる撤退などが懸念されるところであり、今後示される要綱等に沿って、的確に対処してまいりたいと考えております。

農業委員会では、農業の持続発展のため、農地の面的集積を図り、農業の担い手を中心とした集落営農を進めておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

農業を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、本市農業の持続・発展のため、農用地利用集積や担い手の育成など、さまざまな課題について今後とも市当局と連携を図りながら、農業委員活動を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

高橋勝文議長 工藤吉雄議員。

工藤吉雄議員 はい、2問に対しても大変御丁寧にありがとうございます。

2番につきまして、県で大きくこの仕事をしてくださる事業をしてくださるということと、あと市では、市民に対して、心の安全というか、ケアといいますか、そういうようなものも実施して下さるというようなことで、非常に安心しておるところでございます。しかしながら、やはりそれにもまして、やはり水との関連が大きくかわるということを知った以上、1日も早い手の打ち方をしていただきたいと。県に対して、この対策を強くお願いしていただきたく、要望いたします。

次に、3番の件につきましては、大変いろいろと難しい問題にもなるかとは思いますが、いろいろ熟慮していただいて、農業の継続発展のために、あるいは耕作放棄地の解消等に御尽力されたいというふうに思います。皆様の日ごろの努力に対しましては、本当に感謝を申し上げます。

なお、寒河江市でも、私、農林業センサスなんかも経験しましたがけれども、年々農業人口が減少しているということも事実のようでございます。そして、これから社会変化と同時に、先ほど質問しましたように、農業に向かうハードルが非常に高いような部分と、あるいは、農業にもっと門戸を開いたような形にするというふうな部分と、非常に難しい部分が多いというふうな部分が予測されますので、今後農業委員会の皆様には、ますますその辺の見きわめというか、検討といいますか、熟慮していただくようにならうかと思っております。今まで以上に仕事量も増加すると思われましても、時代の変化と同時に合うように早急に的確にその辺の体制を組んでいただけるようなことに強く要望して、私の質問としたいと思っております。

## 石山 忠議員の質問

高橋勝文議長 通告番号4番について、3番石山 忠議員。

〔3番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 通告番号4番、行政施策の推進策についてお伺いいたします。

佐藤洋樹市長が「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」を政策目標に、平成21年度の施策を推進してこられてから半年を迎えようとしています。これまで、市内全域における地域座談会の開催や地域担当制の導入などの地域社会との一体化の推進、就学前の乳幼児医療費無料化、高齢者のふれあいサロン事業の充実などの少子高齢化対策、小中学校の耐震化対策、木造住宅耐震診断・改修事業の新設や中学校給食実施への検討、紅秀峰の里づくりと、トップセールスの実行、仙台圏域との交流を図る仙台寒河江会の創設など、教育文化の振興、産業の活性化など、寒河江市の未来づくりに積極的にスピーディーに取り組んでおられます。その間、1年前の9月15日、アメリカの大手証券会社であるリーマン・ブラザーズが破綻し、世界金融市場は百年に一度と言われる世界的な金融危機と景気の失速を招き、我が国の経済も冷え込み、猛烈な逆風が吹き荒れています。

本市においても、「市内企業においても、製造業を中心に、製品生産調整を余儀なくされ、雇用不安や所得減収が生活を圧迫している。そのような中、本市の財政状況を前年度と比べてみると、歳入の自主的財源では、市税のうち市民税個人分については、不況による給与所得者の所得減少や住民税の住宅借入金等特別控除制度の創設などにより、1.1%減少し、法人分については金属製品製造業や電気機械器具製造企業の法人市民税が落ち込み、15.9%と大きく減少している。固定資産税については、家屋では1.2%増加しているが、償却資産では大規模償却資産を所有している中央工業団地企業や償却資産リース会社等の償却資産課税標準額が落ち込み、6.8%減少している。」と、厳しい財政運営が続くことを予想し、創意工夫に努めた事業実施を平成20年度の歳入歳出決算意見書でも求めています。

平成21年度においても、この厳しい状況は続くことが予想されますが、本年4月から6月期のGDP（実質国内総生産）は、前期比0.9%増、年率換算で3.7%増と、5四半期ぶりに、プラス成長となったものの、これを主導したのは、中国向けを中心とする輸出であり、設備投資は低調で、雇用・所得環境に不安も残り、市民生活においても好調感はなく、内需拡大にも結びつかず、景気回復は力強さを欠いています。

さらに、総務省が8月28日に発表した労働力調査によりますと、7月の完全失業率は調査以来最悪の5.7%となり、有効求人倍率は0.42倍、完全失業率も5.7%と、過去最悪を更新しており、地方における数値はさらに厳しいものとなっています。

このような状況を反映し、国の税収も3年連続の予算割れとなっていますが、本市においても市税、国民健康保険税の収納率が低下しています。

市長を初め、当局の御努力は承知していますが、市民おのこの事情は多岐にわたることから、きめ細かな対策を行使できるように、市の収納業務を一元化した「収納相談課」といったセクションを設けてはいかかかと提言させていただいたことがあります。今では、公金について、民間の専門的な方に委託徴収を依頼する例ができることになっています。そのほか、「団塊の世代が公共サ

ービスを消費するだけの存在になれば、都市はどう頑張ってもつぶれる。しかし、第一線で活躍した人材がサービスを提供すれば、新たな可能性を持つ。その道具が「コミュニティビジネス」との考え方を基本に、団塊の世代に対応した起業支援対策、また、心と体の豊かさを市民にもたらすため、「ジュニアから元気老人まで、多世代にわたるスポーツ振興策」について、(仮称)スポーツ会館の実現について、さらに、一般家庭などから排出されるバイオマス資源である廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再生するバイオマス燃料への取り組みと支援についてなどを御提案、御提言申しあげてまいりました。

平成20年12月定例会の一般質問において、6期24年間にわたり市政を担ってこられた前寒河江市長に、継続的事業への考え方についてお伺いする中で、「市長が交代する場合は、地方自治法及び地方自治法施行令の規定により、事務引き継ぎを行うことになっておりまして、事務引き継ぎに際して、処分未了や、未着手の事項については、処理の順序と方法、さらにはこれに対する意見を記載しなければならないとされております。現在継続となっている事業は、市民の強い要望があるところの優先度の高い事業ばかりであり、議会でも審議され、予算化されているところでありますので、これらの事業について新市長に自治法にのっとり引き継ぎを行ってまいります。」との答弁をいただいております。

そこで、お伺いをいたします。

以上、申しあげましたように、社会経済環境が一段と厳しさを増し、少子高齢化が進展するなど、課題が山積する中で、第5次寒河江市振興計画の基本構想、基本計画に基づく実施計画を策定する上で、前任者からの事務引継事項のほか、これまで議会において多くの先輩議員や同僚議員各位から提言、提案された事項について、改めて精査なされ、今後の市政運営に生かされてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤市長は、これまでマニフェストの実行、実現のため、大いに御努力されてこられたことは、さきに述べましたが、その中で、地域座談会を初めとし、各種会議や会合において多くの市民の声を聞いてこられたと思います。これからいよいよ平成22年度以降の実施計画を策定し、予算編成に入っていくわけですが、事業を計画する上で、市民の声、議会における提案、提言をどのように取り込まれるお考えなのか。また、その推進策についてお伺いし、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 石山議員から行政施策の推進策ということで、大きく2点御質問をいただいたというふうに思います。

まず、一つ目は、これまでいろいろ議員の皆さん方から提案、提言された事項について、改めて確認することが大事と考えるが、どうかということと、それから、来年度の22年度の事業の推進にどう生かすかという2点だというふうに思います。順次お答えをさせていただきたいと思います。

これまで多くの議員の皆さんからさまざまな提言、提案というものを議会の場を通じ、また議会外の場でもいろいろな場面を通じて御意見をいただいているわけでありまして、そうした事項につきましては、その時点において、その内容や規模、さらには優先度合いなどを検討しながら、実行に至ったもの、あるいはまた種々の事情によって検討課題とされているものがあるわけでありまして、

また、検討課題とされているものの中には、社会情勢の変化に伴い、必要性が薄くなったのではないかと言われるもの、また、いまだ実施の時期に至っていないものがあるというふうに、さまざまな状況があるのではないかと考えているところであります。

私は、先ほどお話にありましたけれども、市民の皆さんの声をあらゆる機会を通じて十分お聞きしながら、目の前にある課題解決をまず優先的に進めていくということで考えているわけでありまして、議員の皆さんからのこれまでの提言、提案の中で現在の今日的な課題解決に資するものがあるということであれば、我々は真摯に受けとめなければならないというふうに思います。ふるきを訪ねて新しきを知る温故知新という言葉があるわけでありまして、これまでいただきました提言、提案につきましても、議会を通じた市民の皆さんの声であるわけでありまして、我々としては、例えば議事録などに記載されているわけでありまして、議会の場で提言、提案された事項については、改めて拾い出しをして、先ほど申しあげましたように、今日の課題に沿うものであるかどうかというものを検証させていただいて、今後の市政運営に大いに参考にさせていただきたいというふうに考えているところであります。

私は、就任以来と申しましうか、公約の中でも「開かれた市政」「開かれた市長室」というものを目指しているわけでありまして、議員の皆様方からは、いつでも新たな提案、提言を新市長により多くをお願いをしたいというふうに思っているところであります。

次に、実施計画と予算編成という関連についての御質問であろうかと思いますが、今年度の事業につきましては、行政の継続性というものを十分踏まえながら、さらに私のマニフェスト実現に向けて、就任以来これまでさまざまな課題解決に向かって市政運営を行ってきたところであります。そして、これから来年度以降の実施計画の策定、そして予算編成というふうにとりかかる時期を迎えようとしているわけでありまして、より多くの市民の皆さんの御要望、御意見というものをいろいろな機会を通じてお聞きをして、それを市政にできるだけ反映させていくということが私のまちづくりの基本であるというふうに思っているところでありますので、地域座談会の開催、毎週開催などもその一環であります。座談会においては、市民の皆さんからいろいろな御意見をちょうだいしているわけでありまして、直ちに対応できるものもあれば、予算を伴うことから、次年度以降の検討課題としてお答えをしているものもございます。22年度以降の実施計画の策定、

あるいは予算編成に当たっては、こうした多くの市民の皆さんの御意見というものを踏まえた上で、市長として施策を判断し、策定していきたいというふうに考えているところであります。

その際、先ほどお答えしましたように、議会における議員の皆さんからの御提案、御提言についても、同様に尊重して対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

社会経済情勢、御案内のとおり、依然不透明であります。また、政権も交代するなど、今後の市政運営に当たっても実施計画の策定やら、予算編成については、多くの混乱と申しましょうか、課題も想定されるわけであります。また、厳しい財政状況を踏まえた上での政策判断ということになりますので、事業の優先度合いを的確に、そして総合的に判断する必要があります。市民の皆さんの御要望、御意見がありましても、なかなか実施できないと判断せざるを得ない場合もあろうかと思えます。そうした場合、私はできるだけ要望などの実現が難しい場合には、現在の状況、理由というものをきちんと説明することもやはり責務であろうというふうに認識しております。いろいろな市民の皆さんの声、議会の皆さんの御提言、御提案を十分踏まえながら、政策を的確に判断をして、もし実施ができないということであれば、その説明責任を果たす。このような姿勢を忘れることなく、市政運営に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 0 分

---

再 開 午後 1 時 0 0 分



高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

第2問に入らせていただきます。

第1問でも触れましたが、この厳しい状況は、現時点では好転材料を見つけることは難しく、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。景気対策や子育て支援、雇用の場の確保から、米価の低迷や、後継者不足に悩む農家の支援などなど、景気を初めとする生活環境の悪化は、待ったなしのところまで来ており、可能な限り住民の生活支援策を講ずるために、政府はもとより、地方自治体も独自の対策をスピーディーに進めなければならないと思います。しかし、市の財政環境もまだまだ厳しい状況が続くことが予想されていることから、大型のプロジェクトや事業を組むことはなかなか難しいことだと思いますので、次に述べるような事例を参考に、絶えず動いている市民生活にきめ細かい政策を実施してほしいと思います。

まず、今検討が進められている中学校給食について、地産地消の観点から農家の方からのお話がありました。農家経営者の高齢化や後継者不足対策には、効率的な農業として売れる作物づくりが肝要で、販売確保のための委託栽培を地産地消に絡めて、学校給食で取り上げていただければ、まだまだ農家には魅力がある。さらに野菜が高騰した今年の夏、話題になった規格外の品物でも加工することによって提供できるようになる第6次産業化を進めるための支援を願いたいというものでした。

また、地域の文化、伝統行事によって引き継がれてきた祭りについて、荘銀総合研究所の調査によりますと、2007年に行なわれた東北の6大祭り、青森ねぶた祭り、秋田竿灯祭り、盛岡さんさ踊り、仙台七夕祭り、相馬野馬追い、山形花笠祭りで、観光客が支払った金額は、総額で1,747億円、山形花笠祭りでは1万7,500人の延べ宿泊数で180億円の観光消費支出額があったと報道されていました。祭りの効果は、金銭的な価値だけではなく、祭りをきっかけに世代や地域を越えたコミュニケーションの輪が築かれ、地域住民同士の結びつきを強めることにもつながっていると結んでいました。今月は、まさに寒河江まつりが開催されますが、仙台圏との交流事業として、15日には直行イベント列車が運行され、流鏝馬を初めとした祭りを楽しんでもらうことになっています。

八幡宮の門前町である六供町では、流鏝馬通りと愛称を決め、開発によるまちづくりを進めていますが、祭りを盛り上げるためにも、流鏝馬公園として、馬場を整備した公園化を望む声があります。

さらに、ことしの春に運行されたSLに乗車された親子が寒河江駅に降り、待ち時間を利用し、1時間ほどの小さな旅を試み、案内を訪ねたところ、「何も無いな、近くに足湯がある」との返事だったそうです。足湯なら楽しみと探しましたところ、案内看板も見つけることができず、そのまま上りのSLに乗って帰られたとのことでした。

そのほかゼロ歳児保育に関して、民間施設の活用は考えられないかとか、公共施設の耐震化について、学校を優先的に進めているが、耐震化が難しい。あるいは費用が多額である市庁舎について改修を考えるよりも、県において組織の見直し検討に合わせ、合同庁舎など、建物の統廃合も視野に入れているということを知ったことがあるので、ぜひ検討してはかがか。県と窓口を並べた

方が住民の利便性は高くなる。他県で実施している例もある。などの意見をいただいています。

国においては、平成22年度予算概算要求が8月末に締め切ることによって作業が進められていたが、政権交代によって、予算の決定や道筋、その内容は不確定であり、その影響は地方自治体にも大きく作用すると予想されます。このような大変厳しい不案内な状況下ではありますが、先ほど市長からも申されましたように、地域座談会や各種会合における市民の声と議会を通しての市民の声をぜひ施策に反映され、市民の生活の向上のための事業推進に努めていただきますようお願いし、第2問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 お答えを申しあげたいと思います。

ただいま石山議員からは、中学校給食に関しての地産地消の観点からの農家の方の御意見でありますとか、流鏝馬公園の要望、さらには駅前の案内看板のこと、そして市庁舎としての県施設の活用などといったさまざまな御意見等、具体的な例としてお話をいただきました。石山議員の御提案と受けとめさせていただきたいというふうに思います。

お話がありましたとおり、私も地域座談会などを通していろいろな市民の方の御意見もちょうだいしているところでありますし、議員のお話を聞いて、市民の方、皆さんいろいろな御意見をお持ちだなというふうなことを改めて感じたところであります。また、行政だけではどうしても見落としがちな問題、さらには気がつかないこと、市民の皆さんはしっかりと見ていらっしゃるんだなというふうなことも感じた次第であります。私としては賛成の御意見も、また反対の御意見も含めて、いろいろな御意見をお聞きした上で市民生活に直結する施策を第一に市長として判断をしていく考えであります。そして、直ちにできることは迅速に対応していくということで、今後も務めさせていただきたいというふうに思います。

今後ともあらゆる機会を通して市民の皆さんの御意見というものをお聞きしていくということに努めていくわけでありますけれども、議員の皆様にはこれからも引き続き日常生活の中で寄せられた市民の皆さんの声をぜひ私どもの方にもお聞かせいただいて、行政と議会が車の両輪として市民生活の向上に向けた、そしてきめ細かな事業推進が図られるよう努めていきたいものだというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申しあげ、私の答弁とさせていただきます。

高橋勝文議長 3番石山議員。

石山 忠議員 それでは、第3問といたしますか、お願いといたしますか、述べてみたいと思います。

行政は人材の活用だと思えます。少しさかのぼりますけれども、2005年6月3日の山形新聞夕刊のコラム「気炎」に掲載されていた「地方公務員」と題した一文を紹介したいと思います。原文のまま申し上げます。

「地方公務員には優れた人材が多い。県内の高校を卒業し、県外のいわゆる有名大学に入り、就職のために山形に戻ってこようとしても、実力を十分に発揮できる大手の企業は県内に少なく、したがって公務員になる者が多い。すなわち、県庁、市役所、町村役場には一流企業並みの人材で構成されているはずである。ところで、市民はこのような人材集団である公務員の方々が作成し、実行している自治体の事業に満足しているのだろうか。不満も多いのが実情ではないか。その原因は個人と組織の双方にあると考える。個人としての問題は、公務員が市民の方を向いていないことにある。公務員の多くは自分の出世を第一と考えるためか、上司の考えに合致する事業を提案している。また、市民を教育しようという発想で考えていて、市民の目線に立っていない。これでは本当の市民のためのアイデアが出てこない。一方、組織としての問題点は、縦割りのため、他の部署の仕事の領域を侵すことを極端に嫌う。その境界領域にこそ自治体が抱える問題の新たな解決策が転がっている。しかし、行政は前例がないことはやりたがらず、その結果、新しいことができない。また、専門家が多過ぎるのも問題である。専門家は自分の経験に自信を持っているだけに、部下の意見を取り入れることができない。加えて、市町村に多く見られるが、県内の自治体と比較することも少ない。よい点は、自治体の現状に対応させて、真似をしてもいいはずではないか。これからは市民一人一人が自分の住む自治体を選ぶ時代である。人口に差が出るのは当たり前になることであろう。早く自分の殻を打ち破った自治体が生き残ることになるであろう。」

辛口の論評と感じるとかは別にして、地方公務員に対する見方は今も変わっていないと思います。「これからは市民一人一人が自分の住む自治体を選ぶ時代であると。早く自分の殻を打ち破った自治体が生き残ることになる」との後段のくだりが示唆するまちづくりに、市民とともに優秀な職員の英知を結集して、この難局を乗り越えて行かれんことを願いながら質問を終わります。

ありがとうございました。

## 杉沼孝司議員の質問

高橋勝文議長 通告番号5番、6番について、6番杉沼孝司議員。

〔6番 杉沼孝司議員 登壇〕

杉沼孝司議員 私は、新政クラブの一員として、議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について通告番号に従い、一般質問に入らせていただきます。

通告番号5番、寒河江市のイメージアップとPR作戦について伺います。

まず初めに、本市のPR活動の推進についてお伺いいたします。

最近、他の市と比べ、本市の宣伝、PRが不足しているのではないかと市民によく言われております。特に、本市の特産品であるさくらんぼに関してのものが多く、近隣の市でのさくらんぼの時期に一流の有名選手を招いての大規模マラソンや、ロゴマークやさくらんぼの名称を多くの商品や施設に使用し、宣伝効果を上げていることに対する本市の「日本一さくらんぼの里」としてのブランドに不安と不満があるのではないかと思います。春先のさくらんぼの時期に特に言われることが多くあります。

しかし、それはことしの場合、アメリカアカデミー賞外国語映画賞受賞の映画「おくりびと」これらの撮影地の酒田市や庄内地方とか、NHK大河ドラマ「天地人」による米沢市のようなことにはいかないが、本市では「日本一さくらんぼの里」に合った初夏のさくらんぼ囃子パレードを初め、30万人近い入場者のある花咲かフェアの開催、関東、関西圏へのさくらんぼ「紅秀峰」の市長みずからのトップセールスと、多くのイベントを開催しながら、寒河江市のさくらんぼは山形県のトップブランドであると本市のPRに努めていることを話し、理解を求めているところであります。

私どもといたしましては、これら一連のPR活動に努めていることに対し、大変喜んでいるところであります。

また、本年9月に実施される予定の隣県宮城県との仙台交流事業、仙台寒河江間直通列車ジョイフルトレインこがね号には、84人の参加枠に、現在68名ほどの申し込みと聞いており、県境を越えた本市のPR活動となり、大成功となるのではないかと大変うれしく思っているところでありますが、仙台寒河江会の組織化とその進捗状況はどうなっているのか。

また、町のイメージアップのためのPR活動については、第1弾が成功したのを受け、第2弾、第3弾と連続して打ち出し、その町を強く印象づける必要があるのではないかと思います。

そこで、第2、第3弾として、今後どのような施策を考えているのか、市長の御所見を伺います。

2番目に、車のドライバーや助手席に乗っている人は、前を走っている車やすれ違う車がどこの県や地域の車か、ナンバーかをよく注意して見るものです。そして、和泉だ、品川だとか、そのナンバープレートで大阪からか、あるいは東京から来たのかと。そしてよくその土地の観光や物産のことを話題にするものです。先日私は、沖縄ナンバーの車を見たが、海を越えてよくそんなに遠くから来たのかと驚きもし、感心したものでありました。

車だけでなく、最近はおバイクでのツーリングも多く見受けられるようになりました。車やバイクのナンバーというものは、町の中を走りながらナンバー表示の県や地域を宣伝しているものと思われる。寒河江市の原動機付きバイクのナンバー交付申請は、年間300台ほどあるようであり

ます。他の市等でも行っているようでありますが、原付バイクのナンバープレートを市独自のロゴマーク入りのオリジナルプレートとし、作成・交付、走る広告塔としてはいかがでしょうか。市民が自信と誇りを持ち、楽しみながら市民参加のPR、宣伝活動ができれば、大変すばらしいものと思われませんが、本市としてはどのように考えておられるのか、市長に伺います。

次に、通告番号6番、地上デジタル放送への対応について伺います。

地上デジタル放送は、携帯電話の急速な普及などにより、電波の効率的な利用を促進することや放送サービスの高度化を実現するために、国の施策として電波法の一部が2001年7月25日に改正されたもので、それに伴い、現在放送中の地上アナログ放送は2006年中にすべての地上波テレビ局がデジタルでの放送を開始し、現在、デジタル放送とアナログ放送の両方式で放送されております。本市においても、既に地上デジタル放送は受信できるようになっております。この地上デジタル放送は、アナログ放送よりはるかに高画質な画面が楽しめ、音質もCD並みに向上しております。また、さまざまな便利な機能も利用できるようになっております。

例えば、スポーツ中継の延長時などに、メインチャンネルで時間通りドラマを見ながら、サブチャンネルでスポーツ中継を引き続き楽しむことができる、「多チャンネル放送」、ニュースや天気予報等の情報を画面に呼び出すことができる「データ放送」、テレビを通じて放送局とやり取りができる「双方向サービス」など、地上デジタルはこれまでになかった高度な放送サービスです。

このことから、現在のアナログ放送は2011年7月24日までに終了、停波となります。それ以降は今のアナログテレビでは見ることができなくなります。しかし、せっかくの大変高度な放送ではありますが、難視聴もあるようです。UHFのアンテナが地上デジタル放送の送信所に向いてないとか、アンテナが向いていても設備の構成上、デジタルの電波は通らないなど、全く死角がないわけではなく、当市内にも難視聴地域があるようです。また、テレビ等で、2011年7月でアナログ放送は終了し、地上デジタル放送へ完全に切りかわり、今のテレビそのままでは番組が見られなくなることを何度となく放送していることから、老人世帯では、デジタル放送をよく理解できず、地上デジタル内臓テレビとか、チューナーとかは何ぞやと、テレビが見られなくなるといった不安を持つ世帯が多くあるようです。寒河江市内で、現在難視聴のため、共同受信施設により受信している地域が企業、個人、任意団体、市所有ビル等合わせて28カ所、1,439世帯となっております。これは当市の11%の世帯数となります。そのほかに、高齢世帯があるわけですから、相当な数の難視聴世帯となるのではないかと思います。

2年後の7月に混乱を来たさないようにするために、当市内での地上デジタル放送の難視聴地域への対策と、高齢世帯への対策はどのようにとられているのか、市長の御所見をお願いし、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 杉沼議員からは寒河江市のイメージアップとPR作戦、そして地上デジタル放送への対応ということで、大きく2点の御質問をいただきました。順次イメージアップとPR作戦の方からお答えを申しあげたいというふうに思います。

寒河江市は、御案内のとおりこれまで「日本一さくらんぼの里寒河江」というものをキャッチフレーズとして掲げて、さくらんぼにこだわったまちづくりを展開してきたわけでありまして。そして、市民の皆さんが一丸となって取り組んだ結果、名実ともに、「日本一さくらんぼの里寒河江」のまちづくりが確立してきたものというふうに認識しているところであります。

しかし、最近、他市に先行されて、少し埋没してきているのではないかという励ましにも似た御意見を私も耳にするわけでありまして、そういった声については、真摯に受けとめて、改めて寒河江の情報を内外に強く発信していく、そうした固い決意を持っているところであります。そのためには、ほかのところでは真似のできないような斬新な取り組みというものもしていかなければならないというふうに考えているところであります。現在いろいろと準備、検討を進めているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

それから、お尋ねの仙台寒河江会の組織化とその進捗状況ということでありまして、これまで寒河江市と仙台圏域というのは、高速道路で直結されておるわけでありまして、1時間という比較的近い地理的要件を生かしながら、観光客の誘客でありますとか、仙台での物販など、交流が図られて来たわけでありまして。しかし、今後の寒河江市の発展というものを展望していきます際には、より一層寒河江と仙台圏域との交流を活発化して、経済の活性化を進めていくということが必要でありますし、まだまだその余地は残っていると、多くあるというふうに考えているわけでありまして。その人的交流パイプの役割を担う、仙台圏における寒河江市のサポーターとして、仙台と寒河江の交流組織、(仮称)でありますけれども、仙台寒河江会の創設を進めているところであります。

これまで、仙台圏域におきます寒河江高等学校の卒業生で組織をする仙台長陵会でありますとか、在仙山形県人会の会員の方々に対して交流組織の創設と入会の御案内をお送りして、会員の応募を募っているところでありますし、また、市報や市のホームページ、さらには新聞による報道などで周知を図り、会員募集を行ってきたところであります。

さらに、寒河江の温泉協同組合、そして、寒河江料理飲食業組合などの御協力をいただきまして、店頭などに会員募集のチラシを設置していただいているところであります。このような取り組みの結果、現在までに約200名の方に申し込みをいただいているところであります。今後につきましては、11月上旬をめどに総会を開催したい。設立を行っていきたいということでありまして。引き続きそれまで、その後も会員募集を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

さらに、きょうの地元の新聞に記事として載っておりますけれども、仙台寒河江会への入会申し込み者を対象としたイベントということで、JR東日本の協力をいただきまして、仙台寒河江間直通列車の運行を寒河江まつりに合わせて、9月15日に実施する予定にしているところであります。内容としては、豪華な設備を持ったジョイフルトレインこがね号を利用した直通列車の旅を楽しんでいただくということでありまして、寒河江においでいただいて、芋煮会やら、勇壮な流鏝馬を楽

しんでいただく。そして、寒河江の物産の紹介などを通して、参加者にはさらなる寒河江のファンとして、応援団としてなっていて、仙山交流の輪を広げる役割を担っていただきたいというふうに考えているところであります。

また、先月30日には、仙台市の市民広場と勾当台公園において、みこしの渡御を実演して、寒河江まつりをPRさせていただいて、仙台圏からの誘客PRに努めてきたところでございます。

第2弾、第3弾のPRはどうかというお尋ねでございますけれども、今後の展開につきましては、まずは観光客の受け入れ態勢の整備に合わせたPRを基本に適宜実施していきたいというふうに考えているところであります。

具体的に申しあげますと、寒河江市のトップブランドでありますさくらんぼについては、今後とも継続してPRを強化していくことはもちろんであります。慈恩寺、チェリーランド、温泉、そば、そして産直施設、祭り、イベントといった観光資源を活用して、市内周遊の観光ルートの設定と創設というものを考えていきたいというふうに思います。

特に、仙台圏域の人々は山形のそばというものについて高い関心を持っておられるわけでありますので、コース設定の際の重要なポイントになるかと思えます。そういった意味で、そばの情報発信に力を入れた取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

一方、中長期的な視点に立った広域観光の振興策の構築というものも大変重要であります。西村山地方の各町の連携強化のもとに、振興ビジョンを練り上げながら、地域の観光資源を組み合わせ、観光の魅力アップや地域としての集客力を高めていく方策を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。その際、重要な視点として仙台圏域の人が山形を訪れる目的の一つに「いやし」というものを求めているということでありますので、そのためには、寒河江におきましてはつつじ公園でありますとか、古松の小径があります寒河江公園、さらには背景に月山や朝日連峰が連なる二の堰の親水公園や三色の花の里、そして最上川を生かしたふるさと総合公園とか、最上川フットパス、さらにはもう少し広域的に考えれば、葉山、月山、そして神通峡といった、西村山地域全体の豊かな自然を活用していくということが重要であるというふうに思いますし、地域の全体的なイメージアップにもつながっていくものというふうに思っているところであります。いずれにいたしましても、西郡全体でその観光資源、観光振興に取り組んでいくということが今後大変重要になっていくのではないかと考えているところでございます。

次に、原付バイクへのオリジナルナンバープレートの作成・交付という御質問でありましたけれども、今地方分権、あるいは地方主権ということが強く叫ばれているわけでありますが、まちづくりへのこだわりというものはますます重要になってきているのではないかと考えているところであります。まちづくりにこだわっていくということは、市民の皆さんと共通の目標を設定していくことでありまして、市民の皆さんのまちづくりへの参画意識を高め、住んでいる町に誇りを持ち、生き生きと生活指針と、郷土愛を育む上で大変重要な要素であるというふうに考えているところであります。

寒河江市におきましては、来年度において寒河江市第5次振興計画の見直しというものを予定させていただいているわけでありますので、その際に寒河江市を端的にイメージでき、自信と誇りを持って象徴できるまちづくりの目標、さらには市民の皆さんと共有できるシンボルマークなどを作成する。そういったことを通じて、具体的なイメージアップの取り組みを進めてまいりたいという



ふうに考えているところであります。

御質問の原付バイク等へのオリジナルナンバープレートの作成・交付についてでありますけれども、現在、寒河江市には排気量125cc以下のバイク、それから農耕用作業車などの対象車両約3,300台が登録されているわけでありまして、しかも毎日相当な台数が市内外で運行されているという状況であります。そうした中で、寒河江市を象徴するようなシンボルマークをナンバープレートに表示するということになりますと、多くの市民や寒河江市を訪れる方々が目にし、また触れる機会がふえてくるわけでありまして、そういった活用の方法として大変有効ではないかというふうに考えているところであります。ぜひ実現に向けて努力してまいりたいというふうに思っているところであります。

最後に、地上デジタル放送への対応ということですが、先ほど杉沼議員の御質問にもありましたが、平成23年7月からテレビ放送が地上デジタル放送に切りかわるということから、その対応というものが求められているわけでありまして、特に、難視聴となっている地域の受信障害解消のための共聴施設が必要であります。山などが原因の辺地共聴施設と建造物が原因の都市型共聴施設というのがありまして、この共聴施設については、地上デジタル放送に対応できるように改修工事をする必要がございます。寒河江市においては、地上デジタル放送の難視聴対策について、辺地共聴施設のデジタル化改修工事につきましては、既にNHKにおいてすべて完了しているわけでありまして、そして、市の建造物が原因の共聴施設については、学校関係については改修をすべて終わっているところであります。学校以外の建造物5施設関係につきましても、本年度中に改修工事を完了させる予定であります。

一方、一般企業、それから個人建造物が原因の共聴施設については、改修がどの程度進んでいるかどうかということについては市の方で把握できていない状況でありますけれども、総務省のテレビ受信者支援センター（通称デジサポ）におきまして、10月1日に文化センターを会場にしてまだデジタル化未改修の企業や個人の方々を対象に説明会を開催することになっております。市といたしましても、会場確保でありますとか、市報でのPR等で御協力し、説明会への出席を呼びかけまして、民間施設の都市型共聴施設の早期改修を推進しているところでございます。市といたしましては、総務省テレビ受信者支援センターと一体となりまして、地上デジタル放送完全移行に向けて普及、促進を進めているところであります。

また、デジタル化によって新たに電波を受信できなくなる難視聴地域が発生する場合もあるようでありまして、寒河江市におきましては、該当地域は確認されていないところであります。

また、高齢者世帯への対応という御質問でありますけれども、総務省テレビ受信者支援センターにおいて、8月に市内一円で高齢者向けに「地上デジタル放送を楽しむための地デジ説明会」を開催したところであります。市におきましては、会場提供やら、市報によるPRを行ってきたところでありまして、説明会では、地上デジタル放送を視聴するためには、何をどう準備したらいいか、高齢者の方にもわかりやすく、プロジェクターを使用しながら、説明を行ってあったところであります。

また、会場内には地上デジタルテレビ、チューナー、アンテナなどが展示されまして、参加者の個別の相談にも対応していたということでありまして、

さらに、今年秋以降、NHKが経済的に困窮度が高い世帯、具体的にはNHKの放送受信料が全

額免除である世帯に対しまして、地上デジタル放送を視聴するために必要最低限度の機器、簡易なチューナーということになりますが、の無償給付等を行う支援を開始することになっております。この支援は、対象世帯からの申し込みというものが必要になってまいりますので、対象世帯に対しまして、支援の存在をお知らせすることが重要でありますので、いろいろな機会を通しまして、市としてもPRに努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 第1問に対する前向きな御答弁をいただきました。それらを踏まえて第2問に入らせていただきます。

仙台寒河江会の組織化についての質問に対する回答、大変ありがとうございました。仙台との交流をより活発にし、本市の経済をより発展させるため、市長が昨年の選挙戦のマニフェストに掲げた仙台寒河江会の組織化も仙台長陵会や在仙県人会、温泉組合や飲食店会等の協力により、会員数が200名になったと。また、JRの協力により、寒河江まつりに合わせた直通列車を運行できるなど、大変喜ばしいことと思います。過去に私も商品販売のため、新聞社や共同通信等のメディアの声により、全国に情報を発信し、会員が1,000数百名にもなる会員組織を立ち上げた経験がありますが、その中で、何回かのイベントを開催し、参加者を募ってもまいりました。遠くは静岡や大阪、関西圏からや多くのリピーターもできましたが、イベントに対する参加者は多くて5%程度でありました。なかなかこの参加者を募るといことは大変なことだと思います。

また、まだスタートしたばかりではありましようが、仙台寒河江会の会員が200名ほど、今回のイベントの参加申し込みが68人というのは、参加率が37.7%ということで、一安心していることとは思いますが、何回もやっているとマンネリ化も出て、必ず参加者が落ち込んでまいります。イベントへの参加者をより多くするためには、分母を大きくする必要があろうかと思えます。

また、情報発信の一つの手段としての仙台寒河江会の組織化でもありますので、情報発信の相手方が少なければ、その効果が上らないと思えます。したがって、相手方をふやす。より多くの方へ寒河江市の情報を発信するため、会員募集にも何百人、何千人とかいう目標をきちんと立てて行くべきと思うのでありますが、その目標はどうなっているのかをお伺いしたいと思えます。

次に、本市のイメージアップのためのPR活動等に対する質問についてお答えいただき、大変ありがとうございます。日本一さくらんぼの里としてのキャッチフレーズが他の市に先行され、少し埋没してきているのではないかという意見を市長も耳にしているとのこと、小さいこととは思いますが、市民の不満や不安感を市長も耳にし、真摯に受けとめていただけることというのは大変ありがたいと思えます。

そこで、第2、第3弾のPR活動についてであります。慈恩寺や産直施設、そば、そして祭り、イベントなどを入れた観光ルートの設定ということであるようではありますが、観光をメインとした第2、第3弾のPRと西村山地域の各町との連携してきた広域的な観光を目指すということは、今一緒になれなくとも将来を見据え、さまざまな方面から広域連携をしていくことも大変いいことというふうに思えます。

また、PRの内容についても仙台圏域の人が求めている「いやし」とこれらにこたえるためには、西村山全体の資源を生かすことも最も必要なことだろうというふうに思っております。

そしてまた、幾ら優秀なスタッフがそろっていても、人数や費用に限りもあるかと思えます。そこで、組織や個人など、多方面へのいろいろなアイデアを募ることも一つの方法ではなかろうかと思えますが、そんな計画はないのかどうか、伺っておきたいと思えます。

次に、走る広告塔として原付バイクへのオリジナルナンバープレートの作成・交付についての質問に対し、実現化してまいりたいというふうなお答えをいただきました。大変ありがとうございました。

した。来年度の第5次振興計画の見直し、これらに合わせた本市のシンボルマークを作成するということは、大変いいことと思います。それに合わせ、シンボルマークのPRのためにも、オリジナルナンバープレートの作成・交付は本市のPRに有効な効果があると考えていただいたこと、大変ありがたいと思います。ぜひ実現し、オリジナルナンバープレートの交付を本市のイメージアップ活用にしていただきたいというふうに思います。

さらに、一步踏み込んで、先ほどの観光にもありましたけれども、西村山地域の広域連携をさらに深めるため、他の町とも協議し、各市町のシンボルマークや特産品等、五つのシンボルマークを入れたナンバープレートを作成・交付したなら、西村山1市4町のすばらしい連携強化と宣伝効果になるのではないかと思います。それほどのシンボルマークを入れたようなナンバープレートは、これまでも見たこともないし、経験したこともございませんので、ぜひこれらについても実現できるように、佐藤市長のリーダーシップを発揮していただくことをお願いしておきたいと思います。

次に、地上デジタル放送移行への対応についての質問に対する御回答をありがとうございました。地上デジタル放送の難視聴地域の対策、辺地共聴施設については、NHKにおいてすべて完了したとのこと、大変よかったと思っております。

また、市の建造物による難聴共聴施設の改修も学校関係については既に改修が終了し、ほかについても本年度中に完了の予定と、早い対応で大変ありがたいことだと思っております。きのうも、市の建造物にかかわる共聴施設利用者が不安と心配をし、私にお話をいただいております。「心配するな、ことし中に終わらすんだから」というふうな話をしましたけれども、せっかく改修するわけですから、共聴施設を利用している方々のリーダー等へ年度内に改修工事が完了する旨知らせていただければ、市民の安心感も完了するのではないかというふうに思います。市民へ安心感を与えていただければ、大変ありがたいと思います。

また、先月30日の早朝のTBS放送で、この地上デジタル放送移行対策についての放送がなされておりました。総務省の先ほどありましたけれども、デジサポセンターによる全国での説明会の開催や高齢世帯や低所得者への対策、さらにねらわれやすい高齢世帯等への悪徳商法の発生増加が懸念されることなどでありました。アナログ放送の停波を2年後に控え、スムーズな移行になるよう国も放送局もメディアも騒ぎ出しているように見えます。市民生活を守るため、行政としてこれらへの対策にも万全を期していただくことを願ひまして、第2問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点か御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

最初に、仙台寒河江会でありますけれども、現在200名程度の会員でありますけれども、私どもは500人ぐらいを当面の目標というふうに掲げて今募集をしているところであります。11月の発足時までにはその程度まで達成させていきたいというふうに思っているところであります。

列車については、定員がありますものですから、なかなか全員というわけにはいきませんので、そういったことは御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

それから、観光PRも含めて、市民の皆さんからいろいろなアイデアをちょうだいするような仕組みづくりをしたらどうかというような御意見でありました。ぜひ私どももいろいろな市民の皆さんの御意見をちょうだいするようなことも考えていきたいというふうに思います。なかなか観光というのは予測できないことがあるわけでありまして、いろいろなことを想定外のことが結構観光のPRにつながるなどということもあるわけでありまして、いろいろ市民の皆さんの御意見もちょうだいをしたいというふうに思います。

それから、バイクのナンバープレートでありますけれども、1市4町のマークを一緒に入れてというような御意見であります。いろいろ検討していきたいというふうに思います。大きさもあるわけでありまして、そこら辺どうなのかということもありますから、そこら辺は検討させていただきたいというふうに思っているところであります。

それから、地上デジタル放送について、市の建造物が原因であります共聴施設の整備については、その工事の完了の予定というものについては、何らかの形で対象の世帯の方にお知らせするようなことで努めていきたいというふうに思います。

それから、デジタル放送に関連して悪徳業者が出てきているというようなことも耳にします。テレビ調査員でありますとか、工事事業者と名乗って、不正請求をしたり、また、郵便による振り込め詐欺を行ったりする例が全国的には起こっているようであります。この対策といたしまして、市の方ではことしの5月に寒河江市町会長連合会の第1回役員会や市の民生児童委員協議会の場で地上デジタル放送の普及の協力とこういった被害に遭わないよう高齢世帯への注意喚起を行っていただくようお願いをしたところであります。今後、消費者団体であります寒河江市消費生活研究会の場でも機会をとらえて、注意喚起を促してまいりたいというふうに考えておりますし、市報の方でも広く周知を図っていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 大変ありがとうございました。

ナンバープレート1市5町のロゴマークを全部入れるというのは大変難しいこととは思いますが、自分のところだけじゃなくて、他の行政のことでもあるわけですから、難しいわけですが、ぜひ全国に類のないようなものもひとつ寒河江から発信するというふうなことで、ひとつ市長の特にリーダーシップを発揮していただければ、かたくなになっているところのものも他市町にはあるのではないかというようなことがありますので、その辺を解きほぐす一つのいやしにもなるのじゃないかというふうに思いますので、御検討、御努力をお願い申しあげ、私の質問を終らせていただきます。

大変ありがとうございました。

散 会 午後1時58分

高橋勝文議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成21年9月7日(月曜日)第3回定例会

出席議員(17名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
12番	石川忠義	議員	13番	新宮征一	議員
14番	伊藤忠男	議員	15番	佐藤暘子	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	鈴木賢也	議員			

欠席議員(1名)

11番	松田孝	議員
-----	-----	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長
山田敏彦	花・緑・せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長
清野健	生涯学習課 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
安孫子政一	生涯学習課 生涯学習課長	犬飼弘一	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

平成21年9月第3回定例会

議事日程第3号

第3回定例会

平成21年9月7日(月曜日)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ



## 再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は松田 孝議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

高橋勝文議長 日程第1、9月3日に引き続き、一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成21年9月7日(月)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	市政全般について	「市民参加のまちづくり」の現状と課題 市長がめざす協働のまちづくりとは 新たな視点に立った行財政改革について 第5次振興計画の中間見直しについて 市政執行の基本姿勢について	16番 川越孝男	市長
8	新型インフルエンザ対策について	感染予防と早期対策について	15番 佐藤暘子	市長
9	市立病院の経営健全化と医療の確保について	未収金の原因と対策について ジェネリック医薬品の使用拡大について 医師の確保について 人工透析の診療科を設けることについて		市長
10	発達障害者への取り組みについて	発達障害者への支援体制について 発達障害の早期発見として5歳児健診の導入について	17番 那須稔	市長
11	乳幼児健康診査の取り組みについて	3歳児健診に視能訓練士による視覚検査の導入について 新生児における聴覚検査の公費助成について		市長

## 川越孝男議員の質問

高橋勝文議長 通告番号7番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。

いよいよ来年度の予算編成が本格化してまいります。市長は、3月の施政方針で、18年度から始まった第5次振興計画の中間年度における見直しや、現在進められている行財政改革大綱も来年度で終了することから、今年度中に新たな行財政改革大綱を策定することが明らかにされています。加えて、先月30日に行われた第45回衆議院議員選挙において、国民は、現政権にノーを突きつけ、政権交代を求めた結果、与党の惨敗、野党が圧勝しました。16日には、鳩山民主党代表が首班指名を受け、連立内閣が誕生することは明らかであります。このことによって、国の政策が大きく転換されることが想定されるわけであります。

したがって、私は、これらの状況を踏まえ、基本的なことについて通告に基づき順次質問いたしますので、市長の率直な見解を伺いたいと思います。

通告番号7、市政全般について。

の「市民参加のまちづくり」の現状と課題、市長の目指す協働のまちづくりについて、3点伺います。

一つは、本市では積極的なボランティア活動とともに、市民と企業、団体、行政が一体となり、計画の策定、建設や整備などの実行、完成後の維持管理を含むグラウンドワーク手法によって、地域の公園整備などが進められています。3日の質問でも指摘がありましたが、この手法をさらに推進する上で、当局はどういった課題があるかとらえているのか伺います。

二つには、7年目を迎えた花咲かフェアINさがえ、延べ5,983名のボランティアが協力されたとのことですが、実人数は何人か。また、団体の取りまとめでない自発的なボランティアは何人協力いただいているのか伺います。

三つには、市長が目指す協働のまちづくりとは、どういうものかお伺いしたいと思います。

次に、新たな視点に立った行財政改革について伺います。

本市ではこれまで昭和61年、平成8年の二度にわたって、行政改革大綱がつくられ、さらに、平成18年度には、現在の行財政改革大綱がつくられました。その中では、行財政改革大綱の方向性を次のように述べています。

「今後の自治体運営は、これまで以上にコスト意識を念頭に置いた行政資源の活用が求められていること。計画に対する評価を行い、常に財政の総枠を踏まえて、事務事業の見直しを行うとともに、単に削減だけでなく、知恵を出し、より質の高いサービスを提供するよう努めること。また、地方分権社会における自立した寒河江市の創出は、単に行政だけで実現できるものでないこと。地域、企業、団体を含めた市民もまちづくりの主体となり、多くの人々と協働によりつくり上げていくものである。そこで、まちづくりの目標を共有し、それぞれが責任と役割を分担し、相互に協力し合い、豊かな未来を築いていくというふうに、市民と行政の新しい関係づくりを目指すこと。さらに、厳しい財政状況の中で、市民の要望や時代の要請に的確にこたえ、市民サービスの向上を図るとともに、業務にかかわる職員の意識改革を進める。」としています。

その方向性に沿って行財政改革の視点として、効率的で生産性の高い行財政基盤の確立 市民と行政の協働による行財政運営の推進 市民サービスの向上と意識改革の三つを盛り込んだものとなっています。この大綱も一定の成果をおさめ、来年度で終了するわけであります。

市長は「今年度中に新たな行財政改革大綱を策定し、新たな視点に立った行財政改革に努めたい」と言われています。

そこで、3点について伺います。

一つは、市長の言われる新たな視点とは、どういう視点か端的に伺います。

二つには、これまでの削減一辺倒のマイナスの発想でなく、将来を見通しての投資も必要だと思います。まずは人材の確保と人材育成です。職員の研修、教育は不断になされるべきだと思います。特に、今日のように国の政策転換が想定される中であって、市民生活の向上に結びつく行政を行うためには、必須の課題だと思います。市長の御見解を伺います。

三つには、健全財政を確立するには、3カ年ローリングの実施計画による財政計画や自治体財政健全化法による健全財政判断比率や公営企業の資金不足比率だけでは不十分だと思います。それは、例えば、市庁舎などの公共施設の耐震工事は、平成27年までの6年間で完了しなければならないことになっています。小中学校だけ見ても、24棟の耐震工事が必要であります。毎年均等に実施しても来年度から毎年4棟ずつ工事をしなければなりません。さらに、市庁舎などもあるわけでありませぬ。加えて、橋の改修なども出てきます。

したがって、健全財政の確立には、中長期の財政計画が必要だと思います。確かに補助金や交付金など、今後どうなるか不確定要素はあります。市税についても、景気の動向など、予測が困難なことも確かであります。しかし、歳入、歳出を含めた中長期の財政計画をつくるのが無理にしても、必ず支出をしなければならない財政需要見通しを示すべきだと思います。その上で、歳入を確保しながら、それに合った事業選択をすることが今極めて重要になっていると思います。このことをしないで、財政健全化は不可能だと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、第5次振興計画の中間見直しについて伺います。

政権交代に伴って、国の政策転換も想定されるわけでありませぬが、そのような中で行われる中間見直しについて3点伺います。

一つは、見直しの目玉と申しますか、ポイントは何か。また、数値目標の設定はなされる考えなのか伺います。

二つは、見直しに当たってのスケジュールはいかようなものなのか。

三つは、協働のまちづくりの観点から、見直しの手法についてどのように考えておられるのか伺います。

次に、の市政執行の基本姿勢について2点伺います。

一つは、市職員組合に対する市長の基本的な考えを伺います。

二つには、議会や市民の多様な意見に対する市長の基本的な考え方を伺います。

以上、端的に質問しましたが、市長の率直な御見解を重ねてお願いし、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

川越議員からは市政全般についての私の基本的な姿勢というものについてのお尋ねであります。順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、市民参加のまちづくりの現状と課題という点の御質問でありましたけれども、御案内のとおり、寒河江市におきましては、市民の皆さん、それから企業の皆さん、そして行政がそれぞれの役割を果たしながら、市民の皆さんが主体となって地域社会の形成を図っていけるようにしていくということで、市民参加の協働のまちづくりを第5次の振興計画に掲げ、グラウンドワーク手法でありますとか、ボランティア活動によって、フラワーロード、さらには花いっぱいまちづくり推進活動、公園の整備等のハード事業でありますとか、公園等の維持管理、河川の清掃活動、花咲かフェア開催事業、さらにはこれから始まりますみこしの祭典等のイベント事業、そしてほたる祭り、さらには水辺の夜会等のソフト事業などが行われてきているというふうに認識しているところであります。

特に、グラウンドワーク手法により、整備をされました公園につきましては、平成9年に寒河江市のグラウンドワーク推進の基本的な考え方を示した市民参加のうるわしい快適環境づくり基本計画を策定して以来、15カ所に及んできているわけであります。これもひとえに市民の皆さんの自治意識の高揚によるものというふうに感じているところであります。改めて感謝申し上げる次第であります。

活動団体としては、町内会の皆さん、それからPTA、各種の有志団体に御活躍、御活動をいただいているわけですので、全町内会、さらには全市民の皆さんから何らかの形で御協力をいただいているということになるかと思えます。市民の皆さんには、複数の団体に所属されているというために、御負担に感じられておられる方も中にはいらっしゃるかも知れないところであります。つきましては、我々としては事業の必要性や効果などについて十二分に御説明をさせていただいて、御理解をいただいた上で、御参加いただくというのが基本であり、大切であろうというふうに思っているところであります。

そして、自分たちの住んでいる地域は自分たちで何とかしたいと。自分たちにできることはないかというような気持ちを具体的な行動として起していただくことがいわゆる自発的なボランティアとしてさらに育っていくことではないのかというふうに考えているところであります。

御指摘のような課題ということでもありますけれども、例えば、公園の整備維持管理などについては、御案内のような人口減少、高齢化ということもあって、新たな公園の整備に伴う維持管理、そういう負担がふえてくるというような懸念もあるわけであります。こうしたことにつきましては、特定の地域だけが過大に負担にならないように、事業計画において、市全体の公園配置のバランスを検討するとともに、維持管理に関する地域の皆さんの意向、将来の見通しを十分に確認した上で、採択の可否について判断したいと思っているところであります。

また、現状につきましても、必要に応じて調整を図っていかねばならないというふうに思っているところであります。

次に、協働のまちづくりについての御質問でありましたが、申しあげましたように、これまでグラウンドワーク手法やボランティア活動による市民参加のまちづくりに取り組み、内外に誇れる実績を重ねてきたものと認識しているところでありますが、私はさらにこれまでの市民参加型のまちづくりから、市民主体のまちづくりへと進化をさせていきたいというふうに考えているところであります。そのための一環として、地域座談会なども開催させていただいているところでありまして、行政と地域住民の方々がお互いの情報を共有して、交換し合いながら、地域の課題を話し合い、解決策を検討していく。そして、できることからスピーディに実践するなど、市民の皆さんにも大いに協力していただく。そして、市政をより身近なものにさせていただきたいというふうに考えているところであります。

一つの例として、御案内かと思いますが、最上川緑地のグラウンド整備ということをやっているわけでありまして、これまでの手法でありますれば、市が直接整備を行う大規模な公園につきましては、市が原案を策定して、地元説明会などによって市民の皆さんに御意見をお聞かせさせていただいていくという方法というものを進めてきたところでありますけれども、今回のケースにおきましては、地元の組織でありますフラワーランド推進協議会と一体となって整備計画、その段階から一緒になって策定をいただいているということでもあります。今後はこうしたワークショップ的なやり方をいろいろな場面で導入し、市民の皆さんが主体となり、行政が協力をしていくというまちづくりを進める。いわゆる協働のまちづくりをさらに展開していきたいというふうに考えているところであります。

次に、行財政改革についての御質問であります。

現在の行財政改革大綱は、御案内のように、平成18年から22年までの5カ年を計画期間として平成17年に策定したものでございます。これまでの取り組みによって、大綱で示しているある程度の部分が実施済みということでもあります。財政効果額も目標を上回る成果を上げているところであります。しかしながら、社会、経済情勢、国等の施策も大きく変化をしようとしているところでありますし、また、20年度の寒河江市の決算を見ますと、大変厳しい財政状況は依然として続いているわけであります。こうした状況をかんがみ、今年度新たな行財政改革大綱を策定することとしているところであります。

現行大綱は、策定時の時代の要請から、財政改革に重点を置いた内容となっているところもあり、その結果、一面として職員の新たな事業に向けた自由な発想を生かせる機会が少なくなっていたのではないかと、私も聞いているところであります。行財政改革の取り組みは、簡素効率的な行政運営と経費の削減というのはもちろんであります。市民の皆さんが安心して暮らせる行財政の基盤をつくる。そのための市民本位のものでなければならないというふうに思っているところであります。

市民の皆さんの行政に対するニーズは年々複雑、高度化しているわけでありまして、また、御案内のように、政権も交代し、国の制度も大きく変化をしてくるとおられます。さらに、地方分権が急速に進展する状況の中で、限られた職員ではありますが、職員が誇りを持って、そしてみずから考え、市民の皆さんの要請に的確にこたえていくためには、自由な発想のもとで、能力の開発と資質の向上、さらには意識改革が重要なことは私も大いに認識しているところであります。このような意味からも、御指摘もありましたように、職員研修に関してもこれまで以上に充実推進してい

なければならないというふうに考えているところであります。

20年度の職員研修の状況を申し上げますと、市の独自研修、さらには市町村研修協議会等主催の研修を合わせますと約160名の職員が研修を受け、市職員としての資質向上に努めてきたところであります。中でも職員が自分の研修テーマを設定し、国内の先進市町村を訪問して、自己研鑽する国内派遣研修は、職員のモチベーション向上に大変寄与していると思っているところであります。

また、昨年度から6年ぶりに新規職員を採用したところでありますが、若手の中堅職員との意見交換会などを実施いたしまして、新規職員の士気を醸成していく、そういうことに役立てているところであります。

さらに、私就任して以来、風通しのよい職場環境づくりの一環として、全職員とのミーティング、意見交換会を設定いたしまして、職員との意識の疎通を図っているところであります。

これまでも知恵を出し合いながら、効果的な職員研修に努めてきたところでありますが、職員が市民の皆さんのさまざまな要請、要望に対してスピード感を持って志高く、積極的に対応していくため、そしてまた市民に信頼される市役所としていくためにも、厳しい財政環境ではありますが、職員の研修の充実については、新たな行財政改革においても、一層取り組んでいかなければならない重要な視点の一つではないかというふうに認識しているところであります。

また、組織や人員の配置につきましては、これまでも職員の定数管理や組織の改編等については、業務の民間委託や電算化等の取り組みによって、業務の省力化に合わせて、適切に実施してきたところであります。新たな業務が加わったり、国等の制度が変わり、業務量が大幅に増加した場合などについては、当然に業務量に見合った人員配置と組織については対応していかなければならないというふうに思っております。今後は、特に今後の国等の動向を十二分に見きわめながら、適切に対応していきたいというふうに考えているところであります。

次に、健全財政確立に向けた中長期的な計画、とりわけ財政需要の見通しの策定についてどうかというお尋ねであります。

今のところ政権が交代をして、今後の国の財政制度等がどのように変化してくるかというのが不透明な状況であります。財政計画の策定というのは、なかなか難しい状況にあるわけであります。しかしながら、持続可能な健全財政を堅持していくためには、中長期的な財政見通しは当然立てておかなければならないというふうに考えておりますので、先ほど来申し上げておりますとおり、不確定な要素が多々あるわけではありますが、できる限り、現時点での確かな情報をもとに、財政需要の見通しも含め、策定していかなければならないというふうに思っているところであります。

次に、第5次振興計画の中間見直しについての御質問でありますけれども、第5次振興計画については、平成18年から27年までの10年間の計画であるわけではありますが、来年度は5年目の中間年ということになります。この間、少子高齢化の一層の進展や景気の後退の局面など、社会経済情勢が大きく変化をしてきております。また、市民の皆さんが市政に求めるものも変化してきているのではないかとこのように認識しております。さらなる寒河江市の飛躍のために、ちょうど5年目の中間年に当たります来年度において、第5次振興計画の見直しを行っていきたいというふうに考えているところであります。

加えて、何回も申し上げますが、政権交代によって、国の政策が大きく変わるということが予想されます。それに伴って、市の施策も変わらざるを得ない部分も生じてくるというふうに思われま

すので、見直しの必要性は高まってきているというふうに認識しております。

中間見直しのポイントはどこかということでありまして、見直しについては、地域座談会なども含め、市民の皆さんの御意見を十分踏まえて行っていく考えでありますし、また、国の政策の変化を見きわめる必要があることから、現時点では、まだ明確にお答えする時期ではないというふうに思っておりますが、社会経済情勢の変化する中で、市民の皆さんが望む施策として、雇用の問題でありますとか、少子高齢化、子育ての問題、安全安心の確保といった面などがまず考えられるのではないかとこのように思います。

それから、施策の展開についても、市民主体という観点を盛り込んでいかなければならないというふうに思っているところであります。

数値目標の設定はどうかという御質問でありますけれども、御案内のように、現振興計画は施策の大綱を明らかにする基本構想と施策の大綱に基づく計画の方向性を示す基本計画、そして具体的な事業、施策を示す実施計画で構成されているわけでありまして、実施計画部分については、毎年3カ年のローリングで策定するものでありますので、中間見直しということになりますと、主に基本構想と基本計画の部分ということになるかと思っております。これらについては、施策の基本的な方向性を示すというものであるわけでありまして、大枠としてとらえ、また、柔軟に対応できるものにしておいた方がいいという声もあるわけでありまして、個別、具体の目標を設定するということになりますと、なかなか難しい面もあろうかと思っております。しかしながら、今の計画において言いますれば、基本目標として掲げている部分などについては、ある程度数値目標の設定は可能ではないかということで検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、見直しのスケジュールと手法についてでありますけれども、このことにつきましては、現在、正直検討中でございます。市民の皆さんの広範な御意見を踏まえて、見直しを行っていく考えであること、また、先ほど述べましたように、市民主体のまちづくりとしていろいろな場面で計画段階から市民の参画を求めていく考えであることから、できれば今年度中に市民の皆さんを対象にしたアンケートなどを実施していきたいというふうに考えておりますし、また、振興審議会の委員につきましても、市民の皆さんから公募をして、学識経験を有する委員として任命することなども検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、市職員労働組合との関係についてでありますけれども、市政を執行していく上で、実際に市民サービス業務を担う職員につきましては、職務を誠実、公平にかつ能率的に遂行できるように、職場環境を整え、整備していくこと、これも私の職務の一つであるというふうに認識しているところであります。そして、職員が組織する市職員労働組合については、よりよい職場環境を整備する上でのパートナーであるという認識をしているところであります。組合とは、それぞれの立場を理解、尊重し、信頼関係を構築することが、ひいては市政運営のために、望ましいと考えているところでありまして、お互いに率直に意見を交換し、取り入れるべき意見は取り入れ、主張するべきところは主張するといういわゆる是々非々で向き合える関係を築いてまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、議会や市民の皆様から多様な意見に対する対応はどうかということでありまして、私は前にも申しあげましたけれども、賛成の意見もまた反対の意見も内容とその根拠というものを十分にお聞きした上で、長として総合的に判断をし、その結果についてはきちんと説明責任を果た

していきたいというふうに考えているところであります。そのためにも、公平な公正な判断を行うことができるよう、さまざまな御意見をお聞きしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをお願いを申し上げたいというふうに思っているところであります。

以上であります。



高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 私1問目でさまざまな質問をしましたけれども、今日の状況をとらえて、より市民のための市政をつくるためにという立場でキーワードは二つだったんです。その一つは、市民に対する市の行政サービスはやっぱりだれがやっているのか。担っているのはだれかという点です。もちろん市長も議会もさまざまな施策を決定する。あるいは進めていくという部分ではそうでありませけれども、直接市民に接しているのは職員の人なんですね。したがって、その原点は、やっぱり再認識する必要があるのではないかという思いを持って1問目で質問をさせていただきました。全くこの点については、市長の答弁がやっぱり今日の市政の中に生かされるように、先ほどの答弁は全く私賛成でありますので、生かされるようにお願いをしたいというふうに思います。

それから、二つ目のポイントは、市民参加による協働のまちづくりの関係についてだったんです。それで、寒河江市でもグラウンドワークの積極的な推進や、それからボランティアのこれまた積極的な活動の推進で、市民参加型の市政をつくり上げてきたというようなので、地域のさまざまな活動、公民館や地域の公園などの部分では、非常にその部分が生かされているんですね。そして、その中で、最も必要なのは、構想をつくる段階、計画をつくる段階から市民も一緒に参加してやるんだという、このことが極めて重要だというふうに思うんですね。ところが今市内では、それぞれの地域でやっている公園づくりなども、グラウンドワークでやったのは15地区でというふうな報告もありました、こういうふうに地域でやっていると同じように、寒河江市の行政の本体、基本の部分、ここにもこの手法を取り入れてほしいということなんです。地域の部分だけでなく、寒河江市の基本となる、例えば法に基づく一番基本になるのは、寒河江では振興計画ですね。こういうふうな部分。確かに寒河江市でも振興審議会がつくられて、いろいろな層から人が入ってきてやっているわけでありませけれども、まだまだ行政が主になっているような部分があるので、まちづくりの基本という部分については、そういう地域でやっていると同じように、寒河江市の本来主体の部分、ここも同様に住民参加型の手法を取り入れていくんだというふうな理解を私はしているわけでありませけれども、その点だけ2問目で、確認の意味で、地域の部分だけでなく、寒河江市の振興計画やなんか、基本になる部分も住民参加で構想の段階から計画の段階から、住民の声、あるいは住民が参加をしてつくり上げるんだという、こういう手法を佐藤洋樹市長は住民参加による協働のまちづくりというのはそういう意味なんだよというふうに理解しているのかどうか、私はそういうふうに理解をしたわけですがけれども、再確認の意味で、2問目でお尋ねしたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 お答えを申し上げます。

まちづくりの憲法ということに振興計画はなろうかと思えます。来年度見直しを予定している中で、先ほど来申しあげましたとおり、市民の皆さんと協働してまちづくりを推進していくための計画をつくるわけでありますので、当然のことながら、市民の皆さんと一緒にその計画もつくっていくというふうになろうかと思えます。振興計画の中で、特に市民の皆さんのまちづくりに関する部分などは、やはり市民の皆さんの声を反映させるということが必要だと思えます。これからいろいろな手法を検討していく、そのシステムを検討していくということになりましょうが、先ほど来申しあげましたとおり、振興審議会の委員のメンバーの中にも市民の皆さんから当然のことながら参加をして、いろいろな議論に加わっていただく、発言をしていただくというようなこともやっぱり参加の一環ではないかというふうに考えております。

具体的な手法については、これからいろいろ検討させていただきたいというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 1問目の答弁なり、今の答弁で全く基本的な部分で市長と一致、私しています。それで、ぜひそういうふうな形をお願いをしたいというふうに思いますけれども、振興計画の中の見直しについても、今あったようなことで、私はいいわけでありますけれども、そこで、市民参加とって、振興審議会をつくる。そこにはこの次には公募制も検討していきたいと、委員の選出に当たってはね、したいというふうなことであります。ただ、これまでの状況を見ますと、往々にして寒河江市のさまざまな審議会、委員会というのは、役所でつくった原案諮問なんですね。しかし、そこをもう一度やっぱり見直す必要があると思うんです。

協働のまちづくり、先ほど市長が言ったように、市民と行政、市民としての団体や企業、こういう人も一緒になって構想、計画をつくるというふうなことからすれば、審議会や委員会で物事を決めるのも、役所でつくったものを諮問するのではなくて、一緒にそこをつくり上げるという、このことが今極めて重要だと思うんです。確かに、上でつくったものを下に落とす上意下達のシステムとファッショ的なシステムと民主主義というのはおのずから違うわけです。これはそういう形で効率で比較すれば、民主主義というのは手間ひまがかかって、非常に非効率的な制度だというふうに思いますけれども、やっぱりそこには最初の原案をつくる段階から市民でみんなで検討する。そして、そこで行政も市民も一緒に成長していくということが、その地域全体の力がつくんだというふうに思うんです。このことが今極めて重要であり、地方分権というか、地域主権、これも明治維新、そして敗戦後の改革、そして平成のこの前の改革が3回目の改革であったわけでありましてけれども、まさに制度上は地域主権ができる関係になったわけです。

しかし、財政の部分などが伴っていないというので、不十分さはありますけれども、これについても、政権が交代する中で、その辺に期待も持てます。しかし、それを今度実際移すためには、市町村に受け皿をきちんとしなければならぬ。そのためにはやっぱりさまざまな見直しが必要でありますから、人的な配置とそれからそれを受けて、市民でつくり上げる市民参加型のまさに、市民が原案の段階からするという、こういうことが非常に重要だというふうに思いますので、先ほどの1問目、2問目の答弁にさらにつけ加えて、そういうふうなことを心して、受けとめて、行政執行に当たっていただきたいというふうなことを強くお願いをしたいというふうに思います。

それから、首長としての意思決定、これも先ほどのことでそのとおりで、そういうふうなすることによって首長としての意思決定は意思決定する前に、多様な意見を聞くことによって、より柔軟で、より確かなものになるというふうに私も思います。したがって、この逆の場合は、もう賛成反対の硬直した議論きりできないわけでありまして、ぜひそういうふうなことをも受けとめていただいて、配慮していただいて、市政運営に当たっていただきたいというふうに思います。

今また3問目でいろいろ申しあげましたけれども、市長の所見あれば、お答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 振興計画の策定に当たりましては、やはり市民の皆さんの多様な、そして建設的な意見をできるだけその計画の中に反映させていくと。市民の主体の振興計画、まちづくりの憲法というふうに基本的にはもちろん考えて、そういう計画をつくっていきたいというふうに思いますので、あらゆる機会を通じて、市民の皆さんがいろいろな場面で計画づくりに参加できるように検討していきたい。今から準備をしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、いろいろな市政の基本的な方針を決めていく際には、やはり幅広い御意見を事前にちょうだいしながら、また、こちらの方からも御説明をしながら、間違いのない市政運営に取り組んでいかなければならないというふうに基本的に思っているところであります。そういった意味で、いろいろな機会を通じて、市民の皆さん、あるいは議会の中でも御意見をお伺いしながら、市政運営を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

## 佐藤暘子議員の質問

高橋勝文議長 通告番号8番、9番につきまして、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は日本共産党を代表し、今世界中に猛威を振るっている新型インフルエンザ問題と寒河江市立病院の幾つかの課題について、市民の要望や意見をもとに質問をいたします。市長並びに関係当局の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、新型インフルエンザ対策について、感染予防と早期対策についてお伺いいたします。

メキシコを中心として人への感染が拡大している新型インフルエンザは、海外への渡航などを通じて、我が国にも感染者が発生し、瞬く間に感染が広がっていきました。ウイルスの毒性はそれほど強いものではないということですが、感染力が強く、8月24日から30日までの1週間で、1,330件の集団感染が発生したとの報道が出ています。

また、ぜんそくや糖尿病、心臓病などの疾患を持っている人や妊婦、幼児、高齢者などは感染すると重篤化し、死に至ることもあり、9月3日時点で、我が国での死者は12人になったと報道されております。全国的に感染が広がると予告はされていましたが、よもや寒河江市でこんなに早く感染者が出るとは予想しておらず、夏休み明けの小学校で集団感染が発生したとの発表に、ついに寒河江市にも発生したかと、衝撃を受けました。幸い寒河江市では、早い段階に新型インフルエンザ対策本部を立ち上げており、即座に学級閉鎖などの対処をしたため、感染の拡大を防ぐことができたようですが、これから冬にかけて、感染が拡大すると予測されております。感染予防と早期対策が何よりも大事と思います。

そこで、質問いたします。

現在、寒河江市の新型インフルエンザの感染状況はどうなっているのか伺います。

秋から冬に向かった集団感染が心配されますが、免疫力の弱い幼児施設や高齢者施設、病院、小学校などでの予防対策としてどのようなことを考え、また実施しているのか伺います。

もし、感染患者が発生した場合は感染の広がりを防ぐ上からも、迅速な対応が求められますが、小学校や幼児施設などは学級閉鎖や休園、休校などが考えられますが、病院や高齢者施設などについてはどのような対応を考えているのか伺います。

また、在宅のひとり暮らしや高齢世帯などで、ぜんそくや糖尿病、心臓病などの病気を持っている方、または病気がちの方などについては、感染すれば重篤になる危険性があります。早期発見、早期治療が何より大切かと思いますが、こういった方への見まわりや安否確認を常にも増して重視する必要があると思います。具体的な対応をどのように考えているのか伺います。

また、患者を受け入れる医療機関の受け入れ態勢はどのようになっているのか伺います。

次に、市立病院の経営健全化と医療の確保についてお伺いいたします。

寒河江市立病院は、自治体病院として、市民を初め、近隣住民の健康と医療を担う核として重要な役割を果たしております。しかし、医療を取り巻く環境は、小泉政権以来続けられてきた構造改革のもと、医師不足、薬価基準や診療報酬の引き下げ、受診抑制などにより、経営が成り立たない

ほどの大きな打撃を受けています。寒河江市立病院も平成16年を境に、患者数が減り続け、平成19年度と比較して20年度の患者数の激減、そのことに比例する医業収益の減少は危機的な状態であることが今議会に提案されている決算書に示されています。寒河江市は、この危機的な状況の打開策として、病院経営改革プランを策定し、可能な限りの改革と努力を続けてきたことは周知のとおりです。そのような状況の中、寒河江市立病院を地域医療の拠点として、その役割を存分に発揮できるよう、行政、議会、市民が一体となって考え、努力していかなければならないと強く思っているところです。

そのようなことから、経営改善に向けて、取り組まなければならない幾つかの課題と市民の要望などを取り上げて質問をいたします。

初めに、平成20年度の入院、外来患者の未納金の額と件数について伺います。未納になっている理由はどのようなことか、そのことに対してどのような対策、対応をとっているのか伺います。

次に、ジェネリック医薬品の使用拡大について伺います。

ジェネリック薬品の使用の拡大については、共産党市議団がこれまでも再三にわたり使用の拡大について取り上げています。効果が同じで、値段の安いジェネリック薬品をまずは市立病院での使用をふやし、患者の負担をなるべく軽くすべきでないかという趣旨です。最近、厚労省が率先して利用拡大を勧めるようになり、ジェネリック薬品の普及が進んできたのかなと感じていますが、市立病院での使用の状況はどうなっているのか。また、薬剤が院外処方になったことで、院外薬局に対する啓発などはどのようなようになっているのか伺います。

次に、医師の確保について伺います。

患者数の減少は、病院経営に致命的なものとなりますが、患者は適切な医療を提供してくれ、信頼関係が築ける優秀な医者がいることによって集まってくるのであって、医師の確保は最大の課題です。平成20年度寒河江市立病院決算書によりますと、患者の減少が最も大きいのが内科であり、入院、外来を合わせた患者の数が19年度では年間3万9,587人であるのに対し、20年度では3万2,499人と、7,088人17.9%の減となっています。さらに、20年度は5名体制となっていた内科医が1名減員となり、4名になっていることからしても、優秀な内科医の確保が急務と思われませんが、医師確保に対する見通しはどのような状況がお伺いいたします。

次に、市立病院に人工透析の診療科を設けることについて、市長の考えを伺います。

市立病院に人工透析のできる施設をという意見は、市民のかねてからの要望であり、今もその声は消えることはありません。近年糖尿病の進行などに伴い、人工透析を余儀なくされている患者はふえていると聞いています。高齢化した患者が市外の病院まで通院しなければならないとなれば、その負担は大きなものがあると思います。寒河江市立病院で透析ができるようにならないのかといった市民の声が私のところにも寄せられています。寒河江市民はもとより、近隣の大江町、朝日町、中山町などの医療圏も視野に入れた人工透析の診療施設を設けることについて、市長の考えを伺います。

以上、お伺いいたしまして、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 佐藤議員から新型インフルエンザ対策、それから市立病院の健全化の問題について御質問をいただきました。順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

新型インフルエンザにつきましては、まず発生状況ということで、若干御説明をさせていただきますが、ことしの4月24日にアメリカでの豚インフルエンザの患者の発生から瞬く間に世界各国に拡大し、6月12日には最高の警戒レベル「フェーズ6」の世界的大流行になったわけであります。国内でも8月に入りまして、「全国的な流行に入った」と宣言が出され、感染拡大が続いているわけであります。

県内におきましても、全国で最も遅かったわけでありますけれども、7月の14日に初めて患者が確認され、その後一時は鎮静化の様相を呈しておったわけでありますが、8月5日に初めての集団感染が確認されてからは、国内の発生状況と同様に、県内各地で次々と発生しているという状況になっております。

寒河江市の状況についてでありますけれども、さくらんぼの時期や花咲かフェアの期間の発生は幸い免れたわけでありますけれども、県内の発生の増加と同様に、新学期初めの8月23日に、小学校で7名の集団感染が確認され、6年生の1クラスが24日から28日まで学級閉鎖を行い、また、3年生の2クラスが同じく学級閉鎖を25日から31日まで行ったところであります。

また、8月24日に、保育施設においても7名の集団感染が確認され、24日から30日まで休園を行ったところであります。

なお、同じ保育施設では、その後新たに6名の感染が確認されたところでありますが、現在のところ、その他の施設での集団感染は報告を受けていないという状況であります。

次に、市のこれまで行ってまいりました対応について、その概要を申し上げたいと思います。

去る5月1日でありますが、関係課長等によります対策会議を開催し、対策を講じたのを皮切りにいたしまして、5月9日には国内での感染者が発生したところから、11日に、全課長等で構成する対策本部を設置し、市が一丸となって対策を講じていくことにいたしました。これまできめ細かな、そして各般の対応を行ってきたところであります。

具体的には、感染予防と医療機関への受診方法等の周知のための全戸への予防チラシの配付、ホームページへの掲載、さらには相談窓口の設置、学校や保育所、幼稚園等への注意喚起、市役所を初め、ハートフルセンターなどへの消毒液の設置、そして、観光施設やイベントの開催など、不特定多数の人々が集まる箇所への消毒液とポスターの設置、それから高齢者の方々、それから障害者の方々など、要援護者世帯への予防の啓発を民生児童委員の方を通じて実施してまいりましたし、さらに、マスクの備蓄というものも行ってきたところであります。

そして、先ほど感染状況で申し上げましたが、8月23日に寒河江市の小学校等で集団発生の報告を受け、緊急対応として当日の23日中に、市内の小中学校に対し、登校時の観察と検温を含め、注意の喚起を行うとともに、あわせて、発生した学区の保育所や認可外保育施設へも注意の喚起を行ったところであります。

また、翌24日には、対策本部・本部員会議を開催いたしまして、情報の収集と対応策についての

検討を行い、25日に集団発生のお知らせと注意の喚起を図るためのチラシを全戸に配布いたしました。あわせて、市内の各企業に対してのチラシの配布を行ったところであります。また、保育所などの社会福祉施設に対する注意喚起も行うほか、ホームページでの注意喚起や消毒液の設置の確認などの対処を行ってきたところであります。

さらに、8月30日に行われました衆議院総選挙においては、各投票所への消毒液の設置など、現時点で考えられる拡大予防のための対応を網羅的に実施してきたところでありますし、8月31日には、県の主催でありましたが、市役所の会議室において、学校における新型インフルエンザ対策緊急研修会を開催し、養護教諭や保育所、幼稚園等の担当者など約50名の方に受講をいただいたところであります。

次に、今後の対応ということでもありますけれども、初めに、小中学校と高齢者施設等、そして市立病院での対応について申し上げたいと思います。

当然各施設におきましても、日ごろの徹底した予防というのが基本となるわけではありますが、もしも感染者が発生した場合には、感染拡大を防止するための緊急な対応が必要であります。8月20日に、県の方から示された「学校・保育施設等の臨時休業、活動自粛等を行う場合の目安」などを基準といたしまして、学校については、市が判断し、また、高齢者施設など社会福祉施設においては、県と市と協議を行い、もしくは保健所の助言をいただきながら、適切な対応を行う予定にしております。

例えば、学校で同一クラス内に2名以上の患者が発生した場合には、1週間程度の学級閉鎖の措置をとっていくことになりまして、高齢者施設などの社会福祉施設でも2名以上の患者が発生した場合には、1週間程度の通所サービスの休止や施設入所者への面会や訪問等の自粛を行っていくことになろうかと思っております。

次に、市立病院での対応について申し上げたいと思います。

市立病院における現在の対応は、院内感染防止の観点から、発熱のある患者の方が来院した場合、受付窓口で聞き取りを行い、マスクの着用を行ってから看護師が待機場所を指定して、ほかの患者さんと区別して、診察を行っております。

また、すべての入り口への消毒液の設置を初め、職員全員のマスクの着用、さらには乳幼児及び発熱、せきなどの症状のある方の面会自粛等の周知を図って、院内感染の防止に万全を尽くしながら対応してきているところであります。

今後、急激に感染が拡大した場合、診察時間や受診入り口の区分けなどの対応を図りながら、さらに入院を要する場合には、個室対応や病棟の一部を区切った対応ということを考えているところであります。

次に、ひとり暮らしや老夫婦世帯への対応ということでもあります。市といたしましては、これまでも感染の予防や受診方法についてのチラシを全戸に配布しておるわけではありますが、特に高齢者や障害者などの要援護世帯の方々に対しましては、民生児童委員を通じて予防の啓発を行っているわけでもあります。これからも主に民生児童委員の方々を通じて、声かけなどを怠りなく実施し、見守ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、基礎疾患を有するの方々への対応ということでもあります。

新型インフルエンザの特徴として、糖尿病やぜんそく等の基礎疾患を有する方が重篤化するおそ



れがあると言われておるわけであります。現在の国の考え方も重症化の予防及び重症患者の治療等に重点を置いているわけであります。具体的には、基礎疾患を有する方が医療機関で受診する場合は、基礎疾患のない方と違って、必ず事前にかかりつけ医師に電話をし、受診方法を確認してから受診するよう呼びかけておるわけであります。このことにつきましては、県と医師会から「インフルエンザ外来診療の手引き」というものによりまして、医療機関への通知をしているわけでありますが、市といたしましても、チラシや市報、あるいはホームページにより周知をしているところでもあります。今後とも基礎疾患を有する方々の受診がおくれ、重症化することのないよう、症状が出たらすぐ受診していただくように、あらゆる機会をとらえ、啓発してまいりたいというふうに考えております。

次に、医療機関における受診への対応ということで申し上げたいと思います。

今後、感染が拡大した場合、重症患者が入院している病院での院内感染を予防することが大変重要になってくるわけでありますので、そのために発熱などにより、初めて受診する場合は、かかりつけの診療所で行うことを勧めているわけであります。そういった意味で、診療所の役割というものはますます重要になってくるわけであります。

医療機関での院内感染対策の工夫として、診療所においては、つい立てなどによる受診待ちの区域分け、さらには病院等においてはマスク着用の徹底、せきエチケット、待合室での待機方法などについて入り口掲示板での周知などを考えているわけであります。

市といたしましても、院内感染のさらなる予防のために医師会を通じまして、一層呼びかけてまいりたいというふうに考えているわけであります。

以上が現在講じている、あるいは講じようとしている対策の概要でありますけれども、市といたしましてもこの大変な事態を乗り切っていくためには、ただいま申し上げた対応策のほかに、感染予防の徹底が最も基本的で重要でありますことから、これからも手洗いや、せきエチケットやうがいの徹底、マスクの着用、体調の悪いときは外出をしないなどの呼びかけを市報やチラシ、あるいはホームページなどで強力に行って行きたいというふうに考えております。

また、事業所、あるいはイベントなど、広範にわたる場所での対応を市民の皆さんの協力のもとに一丸となって行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、市立病院の健全化についての御質問であります。順次お答えを申し上げたいと思います。

最初に、未収金の原因と対策であります。

未収件数であります。20年度の決算にあらわれております未収金2億1,730万365円となっておりますわけでありますが、件数では945件ということであります。しかしながら、この中には2月、3月分の診療報酬分として国保連合会などから2カ月後には支払われるものが含まれております。したがって、いわゆる未収金となるのは、入院、外来診療に伴う自己負担分でありまして、3月末の件数は過年度分も含め930件、金額は3,064万5,080円となるわけであります。また、4月から7月までに144件、743万9,144円が納付をされておりますので、7月末の未収件数は786件、金額は2,320万5,936円ということであります。

未納の原因は何かという御質問でありますけれども、面談の際、あるいは電話などのお話の際

には、「借金もあって、支払いが大変だ」という方も多々あるわけでありませけれども、所得調査など、実態調査を特には行っておりませんので、正確な原因というものは現時点では把握しておられないというのが実態であります。

未収金解消の取り組みはどうかということではありますが、現在は毎月の文書による催告が主な取り組みであります。ほかに案件を絞っての電話催告や戸別訪問も行っている状況であります。

なお、平成20年度1月からクレジットカードによる納付や休日の窓口納付が可能ということで実施しているわけでありまして、20年度の実績はクレジット納付が714件で1,090万8,139円、休日納付は216件で496万8,385円となっております。患者さんの利便性向上を図るとともに、未収金対策としても一定の効果を上げているものと認識しているところであります。今後とも他の病院での有効な対策などを研究しながら、未収金対策に一層努めてまいりたいというふう考えているところであります。

次に、ジェネリック医薬品の使用拡大についての御質問であります。

市立病院におけるジェネリック医薬品の利用状況であります。平成20年度は市立病院での使用薬品929品目のうち、ジェネリック医薬品は63品目で、使用割合は6.8%であります。金額にいたしますと1億5,391万3,000円のうち、386万4,000円ということで、割合は2.5%ということになっているわけであります。昨年6月から外来患者の院外処方というものを実施しているわけでありませけれども、ことしの2月から8月までの外来処方箋の件数は全体で2万1,528件であり、このうちジェネリック医薬品への変更を不可とする件数が4,455件で、残りの1万7,073件、約79%の処方箋がジェネリック医薬品への変更が可能ということになっているわけであります。ジェネリック医薬品の使用につきましては、もちろん患者さんの御判断、希望というものによるわけでありませるので、どの程度使用されているのかということについては、病院が直接把握することはなかなか院外処方という観点からも難しい状況にあるわけでありませけれども、先ほど佐藤議員御指摘のとおり、国においては、制度を設けるなどして、使用促進を図っているところであります。市といたしましても、今後ともさまざまな機会を通じてその使用拡大に努めてまいりたいというふう考えているところであります。

次に、医師確保の問題であります。

市立病院の常勤医師につきましては、平成14年には15人体制であったわけでありませ、今年度は10人体制ということでありませ。このうち内科の医師については、平成14年から16年までが6人、17年には7人、18年には4人、19年、20年には5人、ことし21年には4人ということで、年々減ってきているという状況にあるわけでありませ。

市立病院の患者さんにつきましては、比較的高齢の方の割合が高い。さらに合併症を持つ方も多いということから、外科や整形外科医と内科医の協力が欠かせないということになっておりまして、内科医師の減少は内科の患者さんの数はもとより、病院全体の患者受け入れにも大変影響しているという現状にあるかと思ひます。また、医師数の減少により、当直回数もふえ、医師の負担増にもなっているというのが実態かと思ひます。市立病院にとりまして、医師の確保は最重要課題であります。これまで機会をとらえて、山大医学部を訪問しながら、医学部長初め、各科の教授などに要請、要望を行ってきたところであります。しかしながら、なかなか厳しい状況であることは御案内のとおりであります。平成18年度の医師数に関する調査、厚労省の資料でありますけれども、

病院に勤務する医師数は16年度に比較して、全国的には4,644人ふえているということでありますが、山形県ではわずかに27人の微増というふうにとどまっているわけでありまして。

また、平成16年度からの臨床研修制度などによりまして、大都会などに偏在する傾向があるわけでありまして。山形の各科医局も医者が足りない状況であるなどということをお聞きするわけでありまして。

県内の公立病院におきましても、県立中央病院、それから置賜総合病院、日本海病院など、大規模な病院についてはわずかにふえているわけでありましてけれども、その他の中小規模の病院については、ほとんどが減少傾向になっているという状況であります。こうした状況から、内科医師にとどまらず、限らず常勤医師の確保というのは大変厳しい状況であるわけでありまして。

医師の確保対策については、各自治体病院にとって、大変切実な問題でありますので、自治体病院協議会においても、最重要課題として国などに要望をしているところであります。

以上であります。

最後に、人工透析の施設の設置ということで御質問をいただきましたけれども、まず、市内におきます患者数であります。腎臓機能障害1級の手帳を所持者の方は88名というふうになっているわけでありまして。このうち人工透析を受けている人数、国民健康保険の被保険者で22名、後期高齢者で15名ということになっているわけでありましてけれども、市内全体の透析患者数、さらには受診する医療機関というのは、把握はできていない状況にあります。近隣で人工透析を実施している医療機関、寒河江市には1カ所、それから河北町には県立河北病院など2カ所、西川町立病院、東根市に北村山公立病院など3カ所、天童市に3カ所、山形市には10カ所というふうになっているわけでありまして。

患者さんにとりましては、近くに透析施設があれば大変便利だということで、市民の皆さんからも要望があるということは認識しているわけでありましてけれども、仮に市立病院に移設するというふうにした場合に、いろいろ課題があるということでありまして。特に、先ほど来申し上げましたとおり、一番の課題はやはり医師の恒常的な確保ということが最大のネックになるのではないかと、課題ではないかというふうに思っているところであります。また、そのほか、患者数がどの程度見込めて、採算性がどの程度見きわめられるかということもありません。また、施設の規模をどの程度にして、どこに設置するか、さらには機器の整備をどうしていくかなどということもあろうかと思っております。一番大きい課題というのは、やはり申し上げましたとおり医師の確保をどうしていくかということにつながっていくわけでありまして、大変重要な要望ということは十分認識しているわけでありましてけれども、今後の課題というふうに受けとめさせていただきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時05分といたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時05分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問目の質問に大変御丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。

新型インフルエンザについては、非常に適切に対応されているようでありますので、安心いたしました。このピークの時期が9月下旬から10月下旬にかけてになるのではないかなというようにことが言われておまして、通常の季節性のインフルエンザの約2倍程度ということで、国民全体の20%、5人に1人が罹患するであろうというような予測がされているようで、予防が第一かというふうに思いますけれども、このピークに達したときの重篤の患者の入院の施設の確保というのが非常に重要だというふうに言われております。公的医療機関で病棟の確保の措置をとらないと大変なことになるということが報道されておまして、その点で公的施設ということで市立病院では、この病棟の確保がどのようなつもりでられるのか、そのことをひとつお聞きしたいと思います。

また、インフルエンザの予防のためのワクチンですね。これは今厚労省の方でも急いでいるようですけれども、国内生産だけでは間に合わないということで、国外からの輸入なども考えて対応しているようですけれども、優先順位として今言われておりますのは、既往症、病気を持っている方、それから医療関係の従事者などを優先するというようなことが言われておりますけれども、このようにことに対しては、市立病院でもどのように受けとめてられるのか。

そして、このワクチンの接種時期がいつごろになるのかわかっていればお答えいただきたいというふうに思います。

それから、未収金の問題でございます。これについても今未収金になっている医療機関というのが全国的にも非常に多くなっているということで、これが深刻な問題になっているんですね。厚労省でも未収金問題に関する検討委員会というものをつくって、検討したということであります。それで、その未収金の原因になっているものは何かということで、何百かの医療施設でアンケートをとったそうでもありますけれども、そのアンケートの結果によりますと、未収金の原因になっているのは二つのタイプがあるということで、一つは、生活困窮者、またもう一つは悪質滞納者ということのようですけれども、悪質滞納者に対しては、社会的な規範にも反するわけですので、この方たちに対する集金というものはもう徹底して行わなければならないということは当然のことでもありますけれども、生活困窮者に対しては、各医療機関に対して、さまざまな相談にのって、そして情報を提供する必要があるというふうなことを言っておるわけです。この未収金検討委員会というものの中で、そういう文書が出ているわけですが、一つには、医療費の一部負担金減免制度というものがあるということを言っております。これは国民健康保険法の第44条に出ておまして、保険者は特別の理由のある被保険者に対して医療費の一部負担金を猶予または減免することができるというふうに定めているわけです。減免を認める個別の理由及び基準というものは、市町村が独自に定めるというふうになっております。私、これを見まして、寒河江市の例規集にはどのように出ているのかなということで調べてみたら、国民健康保険の規則の36条に、国民健康保険法第44条の規定による一部負担金の減免、減額、免除、徴収猶予という項がありました。そういうことで、生活困窮者になっていて、未納になっている方、そういう方にはこの項が適用できるのではないかなというふうに思っているところです。

寒河江市ではこの36条の項が載っているとともに、申請の様式もきちんとして出ているわけですね。ですから、これをやっぱり使えるような条項にしていく必要があるのではないかというふうに思います。これは市町村の判断によって、その減額の基準というものを定めることができるというわけで、全国の自治体では、かなりその制度を適用している。その条項をつくりまして、こういう方が適用になるということをつくっているわけですね。ですから、このことにつきましては、やっぱり市町村でできることについては市町村がやっていくというふうなことにすべきだというふうに思いますが、このことに対する市長のお考えを伺いたいと思います。

それから、ジェネリック医薬品のことですけれども、市立病院で扱っている医薬品の中で、929品中63品目6.8%ということで、非常にまだ使われていないのだなということを実感したわけですが、これは患者さんがジェネリックにしてくださいというふうな要求を出すということも必要であろうと思いますし、また、これに対してはお医者さんの理解というものも必要だろうというふうに思います。

今、国保の保険医療証の更新時期に合わせまして、ジェネリック医薬品にしてくださいというふうな意思表示ができるカードが送られてきました。これはお医者さんにかかったときに、「これをお願いします」というふうに口でなかなか言えない方に対してはそのカードを見せることによって患者さんの意思を伝えるというふうなことで皆さんに配布してあるのだというふうに思いますけれども、やはりそういうことをお医者さんからも理解をしていただいて、お医者さんの中にはやっぱり自分のポリシーといいますか、考え方を持っていて、なかなかジェネリックに切りかえることを認めたくないというお医者さんもいらっしゃるようですけれども、やっぱりこれは患者さんの医療費の負担を少なくするというところから、大変有効な制度だというふうに思っております。

それから、院外処方をしていらっしゃる薬局さんでも「この薬に対してはジェネリックがありますよ」というような説明をしてくれる薬局さんもあるわけですね。それで、「普通処方された薬とジェネリックとではこれくらいの差がありますよ」とか、「これくらい安くなりますよ」というふうな説明をしてくれる薬局さんもあるわけです。ですから、そういうところをもっとふやしていただきたい。やっぱり寒河江市がそういうところではそういう薬局さんに対しても啓発をしていただきたいというふうに思うわけですが、そのことに対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、医師の確保についてですが、これはなかなか本当に難しい問題だなというふうに思っております。どこの県、全国どこでもこのお医者さんが不足しているということが言われておまして、都心部にあってもやっぱりお医者さんが不足して、診療科を減らしたとか、診療しないというふうなところも出てきているというふうに聞いておりますけれども、長野県あたりでも非常に医師不足が深刻だということで、長野県自体がお医者さんを志している人たちに対しての支援としまして、医学生に対する奨学金制度、そういうものを設けているんですね。私ホームページで見ただけですが、そういう制度を適用しているところもあるということでありまして、山形県に対してもそういう制度なんかを勧めていただくということも提案をしていただきたいというふうに思います。

また、この医師不足というのは、一地方自治体がどうすることもできないという国の制度だというふうに思うんですね。医師の研修医制度の問題ですとか、あとこれまでずっとお医者さんの定員を少なくしてきたわけですね。国では医療費削減ということで、毎年自然増になる2,200億円のそ

という医療費を削減してきたと、社会保障費ですね、それを削減してきたということもありまして、なかなかこれまで医療とか、介護とか、そういった社会保障に関するものがどんどん削られてきて、私たちの生活が厳しいものになってきたということが言えるというふうに思います。

今、政権が変わりまして、そういう国の考え方というものも変わるであろうということが予測されるわけですが、これまでですと幾らもの言っても聞いてもらえないというような状態だったんですけれども、これからは地方からもものを言っていけば、それに耳を傾けてくれる。そして改善の方向に向いていくのではないかという希望を私は持っているわけです。ですから、医師確保についてなんかは、本当に重要課題でありますし、地方自治体の医療と健康を守るためには、絶対に医師不足を解消してもらわなければならないというふうに思うわけです。ですから、市長も「要望を申しあげているのだ」ということをおっしゃいましたけれども、重ねて市長会、あるいはそういう会合のあったときなどにはぜひ強力に医師確保についての要望をしていただきたいというふうに思っております。

それから、人工透析に対しても、やはりお医者さんがいないとだめだというふうな答弁でありまして、私もそれは納得いたしております。でも、これからの地域医療を守るためには、やはり住民の目線で、住民の要望していることをできるだけかなえていくということも必要だろうというふうに思います。市立病院の病院改革プランというものも23年度までですか、これあるわけですが、その後またそういう改革プランをつくって進めていかなければならない問題だろうというふうに思います。そのときには、やはりそういうことも見込んで、ぜひ検討課題にのせていただきたいというふうに思います。

それから、病院改革プランのことなんですけれども、もう一つ申しあげたいのは、今、医療を必要としている患者さんで、長く病院には置いてもらえないわけですね。寒河江市立病院の改革プランの中にも、21日が限度というふうに書いてあります。それ以上になりますと、どこかの病院に転院する。あるいは自宅療養をするというふうなことになると思うんですけれども、高齢者施設では、医療を必要とするそういう高齢者の方は引き受けてもらえないんですね。ですから、そういう高齢者の方を在宅で見るとするのは、非常に困難で、どこかで見ていただきたいと思っている家族の方がたくさんいらっしゃるわけです。「市立病院はあんなにベットがあいているのに、なぜもう少し長く置いてもらえないんだ」というような声が私のところにも届いているわけですが、やっぱりそういう今基準看護ですか、看護体制が10対1になっているので、そういうことができないのかなというふうには思っておりますけれども、改革プランをまた更新する時期には、そういうことも考えて、高齢者が安心して医療、そして介護を受けられるような市民に対しての本当に需要に見合ったような病院に改革をしていくということも必要だろうというふうに思いますので、ぜひそのこともお考えの中に入れておいていただきたいというふうに思います。

以上、2問といたしますが、市長の考え方をお伺いいたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点かお尋ねでありますので、お答えを申し上げたいというふうに思います。

最初に、新型インフルエンザの対策ということであります。

例えば、市立病院について、患者が大量に集団発生した場合に、入院施設としてどう対応していくのかということでもありますけれども、先ほども若干申し上げましたけれども、ある程度やっぱり感染を拡大してはいかんということでもあります。そういったことで、個室の対応でありますとか、病棟を区切った対応ということになるかと思いますが、ただ、それよりさらに大規模に集団発生した場合ということになると、やはり一つの病院だけでなく、いろいろな診療施設の連携をして入院、隔離、そういう対応をしていかなければならないというふうに考えております。

そういった意味で、寒河江市のみならず周辺の医療機関、県の医療施設とも連携をしながら、そういう場合に備えた事前の検討、準備というものをやっぱりきちんと、今の段階から進めていくということが大事だろうと思います。順次、このインフルエンザ対策については、県の保健所等とも連携をしながら対応しているところでありますので、さらにこれからの発生期を控えて、その準備をきちんとしていかなければならないというふうに考えているところであります。

また、ワクチンの確保ということでありましたけれども、新聞等で、その限られた国内産のワクチンについては、優先順位を決めて接種をしていくという方針が厚労省の方から示されているようでもありますので、我々としては県の指導なども得ながら、また、医師会とも連携を図りながら、適切な対応に努めていきたいというふうに思っているところであります。ちょっと今の時点でいつごろかということについては、そういう情報が我々の方にもまだ入ってきておりませんので、入ってきた時点で速やかに市民の皆さんにも情報を提供して、おくれることのないよう、優先順位を守りながら、やはり必要な方々に対して優先的に対応していけるようにしていきたいというふうに考えているところであります。

それから、未収金の問題でありますけれども、特に生活困窮者に対する何らかの措置はないのかということでありましたけれども、御案内のように、国民健康保険法の第44条に一部負担金の減免が規定されているわけでありまして、また、その手続きにつきましても、先ほど佐藤議員御指摘のとおり、国民健康保険規則第36条に一部負担金の減免等の申請書についての規定もあるわけでありまして、様式を定めているというところではあります。減免の基準については特に定まっていないということでもあります。

現在まで、一部負担金の減免申請というのはなされていない状況ではあります。申請がなされた場合には、当然のことながら法の趣旨に従って、また被保険者への給付と負担のバランスなどもありますので、申請者の収入だけでなく、保有資産とか、預貯金等の有無、扶養義務者の存否、あるいは他の家計収入との組みかえの可否などなど、生活実態、あるいは実質的な負担能力などを、個々のケースに応じて、具体的に調査、または審査させていただいて、総合的に判断していきたいというふうに考えているところであります。

なお、何らかの運用方針というものも必要であるわけであろうかと思いますが、国におきまして、今年度に国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業というものを実施予定しているところであります。その結果を検証しながら、22年度中には全部の市町村において適切な運

用が行われるよう一定の基準を示すという予定になっているということでもありますので、我々としてはモデル事業の実施後の国の動向を注視しながら、適切に対応していきたいというふうに考えているところであります。

それから、ジェネリック医薬品の使用拡大というお尋ねでありますけれども、やはり御案内のとおり、まだ市立病院の実態としても進んでいないというのが現状かというふうに思っているところであります。一面では、やはり先ほど御指摘ありましたように、医師の方々が使いにくいというようなこともあるようでありますし、また、一つの先発の薬品に対して幾つものメーカーがあって、有効成分が同じでも、添加物が違うなどということがあって、全く同じではないというようなところから、患者さんに対しては、丁寧に御説明をしていくということになるかと思えます。

院外処方におきましても、先ほど来申しあげておりますとおり、国において制度を設けるなどしているわけでありまして。薬局の方にもそういったことは周知がなされているわけでありまして、我々としてもできる限りそういういろいろな場を通じて、使用の拡大というものに努めていかなければならないというふうに思っているところであります。

それから、医師の確保についても、やはり県の方にもいろいろな機会を通じて要望していきたいというふうに思えます。県の方でもいろいろな努力をしているわけでありましてけれども、我々としても地方自治体として要望をしていきたいというふうに考えているところであります。

プランの見直しについても、御指摘の点も踏まえて、また現プランの進行の中でもできるところは適切に対応していきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 どうも御答弁ありがとうございました。

未納金の問題については、やっぱりなるべく未納を発生させないための手段だというふうに厚労省の方でも言っているわけですね。一部負担金の……。



## 那須 稔議員の質問

高橋勝文議長 通告番号10番、11番について、17番那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告してある件に関心を持っている市民を代表し、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号10番、発達障害者への取り組みについてお伺いをいたします。

発達障害とは、子供が成長とともにさまざまな能力を獲得していく過程において、何らかのおくれが生じたり、障害されたりすることを言い、その原因は脳の機能の成熟の仕方に先天的な障害があるために起こるものとされています。

発達障害には、自閉症や学習障害や注意欠陥多動性障害などがあります。発達障害者支援法が平成17年4月に施行されたことに伴い、これまで身体障害者福祉法や知的障害者福祉法、それに精神保健福祉法で行ってきた障害者福祉対策の対象外として、十分な支援を受けることができなかった発達障害者に対し、ようやく社会的に認識され始め、支援の取り組みが今進められています。国においても、法律が施行されたことに伴い、厚生労働省内に発達障害対策戦略推進本部を設置し、さまざまな角度から総合的な検討がされています。

そういう中であって、最近発達障害の子供を抱える保護者がまとまって、「発達支援ひろがりネット」などを組織し、多くの方にその存在を理解してもらい、同時にいろいろな課題の解決に向けて力を合わせて取り組もうとの動きが見られます。

そこで、お伺いいたします。

1番目として、本市においては、寒河江市障害者基本法に基づき平成19年度を初年度とし、平成27年までを目標に9年間にわたって進められています。この計画では、発達障害者に対しては、小中学校における人数の状況は明示されているものの、市内における発達障害者の状況、それと発達障害者に対する課題、施策の目標と方向の中で、身体や知的や精神が中心で、発達障害者への具体的な取り組みについては明示されていないのではないかと思います。発達障害者支援法に従って、基本的な計画を作成し、発達障害者への支援・方向をもっと明示すべきだと思いますが、どのように考えるのかお伺いをいたします。

2番目として、発達障害者への支援体制についてお伺いいたします。

一つには、関係課との連携による支援体制についてお聞きします。

発達障害者支援法には、医療、保健、福祉、教育、労働などについての課が連携し、幼児期から成人まで適切な支援をつないでいくことにより、発達障害者の社会的自立を促していくことが明記されています。そして、地方公共団体の責務として、適切な支援体制の整備について、迅速に取り組んでいくこととなっております。

そこで、お伺いいたします。

本市においては、発達障害者支援法が施行されて4年目になりますが、関係課との連携による支援体制についてどのように取り組まれているのか、現状と今後の取り組みについての考えをお聞きします。

二つ目には、発達障害についての理解を促すための取り組みについてお聞きします。

発達障害者の障害特性の理解と対応について、多くの人たちに周知してもらい、広く発達障害を理解していくことが求められています。発達障害の難しい点は、人の成長発達の仕方には個人差があるということ、法でいう発達障害はわかりにくいいため、どの程度、どの範囲までを発達障害ととらえていいのかなど。一般の人々に知的障害を伴わない場合の発達障害についての理解を促すのはなかなか難しいと思われます。そういうことでは、積極的に機会を利用し、啓発に努めることが必要だと思えます。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つ目には、市として発達障害についての理解を促すための取り組みをどのようにされているのかお聞きします。

二つ目には、行政を中心とした発達障害支援のネットワークの構築、また市のホームページや市民講座や市民のボランティア講座などにおける啓発の取り組みについてどのように考えるのかお聞きいたします。

三つ目には、発達障害に対しての福祉サービスなどの支援策の取り組みについて2点お伺いいたします。

一つ目には、発達障害児、者は、知的障害者や精神障害者の範疇ではとらえられない人が多く、大半が療育手帳や精神障害手帳が交付されず、福祉的支援が受けられない状況となっております。制度の谷間にあるこの発達障害者に対し、市独自の救済策は考えられないものかと思えます。例えば、知的障害者や精神障害者に準ずると医師により判断された発達障害者には、医師の診断書があれば、各福祉サービスが受けられるようにしてはいかがなものか考えをお聞きします。

二つ目には、医療の現場では、さまざまな課題が存在しています。それは、コミュニケーションに大きな問題がある自閉症児の場合、例えば、歯科医療だけでパニックを引き起こし、治療が思うようにできないなどのケースがあります。医師会、歯科医師会などの関係機関と連携され、個人情報には十分配慮しながら、(仮称)受診サポート手帳等の作成と普及に取り組むことが必要だと考えますが、いかがなものかお聞きいたします。

四つ目には、発達障害者への就労の取り組みについてお聞きします。

発達障害者支援法には、就学前から就労まで適切な支援をつないでいくことにより、発達障害者の社会的自立を促していくことが明記されています。この点については、関係機関で協議会を設け、個々にどのようにすれば雇用につなげていけるのかを検討していくことが求められています。そして、一人一人に合った雇用先を見つけ、就労への道を開いていくことが大切です。このように、関係機関で協議会を設け、発達障害者への就労支援対策を展開すべきではないかと考えますが、いかがなものかお伺いいたします。

3番目として、発達障害の早期発見への取り組みについてお伺いいたします。

ここ数年、増加傾向にある発達障害の早期発見を考えてみた場合に、3歳児健診から就学前健診までの期間の開き過ぎが指摘されています。発達障害の発見については、自閉症や重度、中等度の精神遅滞などについては、3歳児健診までに発見されることが多く、一方、注意欠陥多動性障害や学習障害などの軽度発達障害には、3歳児健診までには気づきにくいと言われております。3歳児健診までには、特に問題が指摘されなかったにもかかわらず、保育所や幼稚園で集団生活を行うよ

うになって、保育士から集団行動がとれないなどの問題を指摘される幼児がいるとのこと。それは集団生活をする年齢、つまり、5歳程度にならないと適切に指摘できないという脳の発達段階に起因していると言われていています。就学前健診で、発達障害児であると言われた保護者にとっては、大変なショックだと思います。あらかじめ就学1年前に健診をすることによって、保護者の受けるショックも和らげられるのではないかと思います。

このように、5歳児健診を行うことによって、指導療育が入れば、子供にとってもよりよい方向に判断されるのではないかと思います。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つには、3歳児健診における発達障害児への取り組みと、ここ数年間の発達障害児についての診断結果についてどのようになっているのかお聞きいたします。

二つ目には、乳幼児健診に発達障害の早期発見への取り組みとして、5歳児健診の導入についていかがなものかお伺いいたします。

次に、通告番号11番、乳幼児健康診査の取り組みについてお伺いいたします。

初めに、1番目として、3歳児健診における視能訓練士による視覚検査の導入についてお伺いいたします。

最近増加しております低体重の新生児や仮死状態で生まれてくる新生児は、現代医療の発達によって、大変喜ばしいことに命が助かるようになりました。しかし、このようにして生まれた新生児は呼吸や視覚の機能が整っていないことが多く、目に障害がある場合、そのまま放置をしておくと、視覚認識が発達しないため、生涯にわたり視力が出ず、弱視化や重いものでは目が見えなくなるなど、取り返しのつかない障害となるとの疾病例などが見られるようであります。そのような低出生体重児の障害発生率は、視覚異常では100人に2人、2%と推測されています。特に脳は3歳までに急速に発達・発育をし、その能力をつくる情報の90%は、目から入ると医学的にも証明をされています。そういう意味で、脳の形成にも目が最も重要だと言われております。子供の目の機能は、生後発達を続け、6歳にはほぼ完成されると言われています。遠視、近視、乱視などの屈折異常や斜視があると良好な視力が得られなくなります。そのため、こうした異常を早期に発見することが望まれています。

本市においての3歳児健康診査に際しては、視力検査が主である視覚検査が実施されております。それは各自にあらかじめランドルト環、眼科疾病発見のアンケート配布、それらのことを各家庭で実施した上で、健診会場に来てもらい、そこで健診担当医の小児科の先生や保健師が結果をチェックし、異常が疑われる場合は、眼科医に紹介し、精密検査をするとのことであり、現状では、3歳児健診の視覚検査で異常が発見されなかった場合、就学前健診までその検査の機会がないのが現状であります。3歳児健診での検査のあり方が早期発見につながるわけで、重要になると思いません。

そこで、お伺いいたします。

一つ目には、本市での3歳児健康診査での視覚検査についての検査結果について、どのような状況なのかお聞きします。

二つ目には、各自が家庭内でランドルト環による検査を行い、健診時に自己申告するという従来の検査方法については、一部の眼科医から発見精度が低いのではないかと疑問視する声があがっ

ております。3歳児では、発達に個人差があり、正確な意思表示ができるかどうか疑問が残る上、保護者の取り組みにもばらつきがあるためだと関係者は指摘しております。視覚異常などの早期発見による子供たちの健やかな成長を願って、3歳児健診の検査項目に専門医療スタッフである視能訓練士による視覚検査を導入してはいかがなものか御所見をお伺いいたします。

次に、2番目として、新生児への聴覚検査への公費助成についてお伺いいたします。

生まれつき耳が聞こえない。また聞こえにくいという障害を持つ子供は、出生1,000人の中に1人か2人の割合で産まれてくるそうであります。耳が聞こえないと言葉を覚えることができません。しかし、できるだけ早い時期に障害を見つけ、治療や訓練を始めることで言葉の発達のハンデを最小限に抑えることができるとのこと。そして、難聴を新生児段階で発見、療育すれば、正常児と同程度の言葉が話せるようになるなどの疾病例なども報告されています。今まで、新生児の聴覚障害はなかなか診断することができませんでした。最近新生児期の検査のため、新生児聴覚スクリーニング検査が用いられています。この検査は、比較的操作が簡単なもので、新生児が生まれて退院するまでの1週間間に、自然熟睡をしている間に検査しており、時間は数分でできるとのことであります。本市における聴覚検査については、3歳児健診を受験された子供さんを対象に、ささやき声やチンパノメトリーによる聞こえの検査を実施しており、検査結果については耳鼻科の先生により結果をチェックし、聞こえについて心配がある場合は精密検査を勧めているようであります。

そこで、お伺いいたします。

一つには、本市での3歳児健康診査での聴覚検査について、検査の結果どのような状況なのかお聞きいたします。

二つ目には、新生児の聴覚異常の早期発見、そして早期治療や訓練によって発達のハンデを最小限に抑えるための新生児の聴覚検査の促進と経済的な負担の軽減のために、新生児聴覚スクリーニング検査に対しての公費助成についていかがなものか御所見をお伺いし、第1問といたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 それでは、那須議員の御質問にお答えしたいと思います。一つは発達障害者への取り組みについてどうかと、もう1点は乳幼児健診の取り組みについてどうかと、こういうことでありましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

発達障害者への取り組みについての発達障害者への支援体制について御質問がありましたので、お答えを申しあげたいと思います。

初めに、市としての基本的な計画を策定して、発達障害者への支援、方向をもっと明示するべきではないかという御質問でございます。

御案内のとおり、平成19年3月に策定した市障害者基本計画は平成19年度を初年度として、27年度を目標年度としておるわけでありまして、障害者のライフステージ全体にかかわる施策の方向を定めたものであります。この計画における支援の対象者に発達障害者を明示して含めていることから、身体、知的、精神の3障害にかかわらず、広く障害者全般に係る施策の方向性について定めているところであります。したがって、私どもは発達障害者に係る基本的な計画としては、既に策定しているものというふうに考えているところであります。

また、国におきましても、発達障害者が障害者自立支援法の対象となることを明確にするなど、障害者の範囲の見直しを図れるようにということをしていただいております。今後は国、県の動向を注視しながら、より具体的な支援策の必要性について十分検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、関係課との連携による支援体制についての取り組みの現状と今度の取り組みについての御質問でございました。御案内のように、寒河江市におきましては、ハートフルセンターを拠点に保健、福祉、医療及び介護等の一貫したサービスを提供していく体制になっていることから、発達障害者支援法の趣旨を踏まえて、日常的にそれぞれの部門との連携を取り合いながら、必要に応じて教育委員会等との連携も図る中で、発達障害者等からの各種相談に適切に対応している状況であります。したがって、門前払いを受けたとか、たらい回しにあったというようなケースはこれまでも生じておらないわけでありまして、今後におきましても、日常的に連携を、連絡を取り合う中で、積極的に支援を努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、発達障害についての理解を促すための市としての取り組みはどうかという御質問であります。これまではハートフルセンターの窓口にパンフレットやチラシを準備し、啓発に努めておりますし、また、各種の健康教室や子育て支援センター等の事業の機会を利用して、発達障害についての理解を促すよう図ってまいりましたが、今後ともさまざまな機会を活用して、一層啓発に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、支援のネットワークの構築、さらには市のホームページ、市民講座、ボランティア講座等における啓発の取り組みについての御質問がございましたが、まず、支援ネットワークの構築につきましては、既にこの4月に地域自立支援協議会というものが設立されておりますので、その中で具体的に対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

さらに、市のホームページ、市民講座、ボランティア講座等における啓発の取り組みについては、他の市の状況などを見ながら、今後順次検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、制度の谷間にある発達障害者に対して各種福祉サービスが受けられるようにする市独自の救済策について考えられないか、知的障害者や精神障害者に準じるとの医師の診断書があれば各種福祉サービスが受けられるようにしてはどうかということでございますけれども、先ほども申しあげましたとおり、発達障害者も障害者自立支援法に基づく福祉サービスが受けられるように、現在国において障害者の範囲の見直しが図られようとしているわけでありまして。国及び県の動向を注視しながら、市町村事業として示された福祉サービス等については、支援策を鋭意検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、受診サポート手帳等の作成と普及に取り組むべきと考えるがどうかということですが、確かにおっしゃるとおり、意思疎通の難しい発達障害者の方が病気にかかったとき、スムーズに診察が受けられるようにするためには、研究すべき課題というふうに思っているところであります。しかしながら、利用している医療機関は市内や西村山地域内に限らず、山形市内を含め、広域的に利用されていることが実態として考えられるところでありますので、県全体に係る事業として検討されることがより効果的ではないかというふうに思っているところであります。

ただ、しかしながら、寒河江市だけでできるような方法があるのかどうかについては、保護者の皆さんや関係する医療機関等との話し合いの場を利用して、意見を聴取して考えてみたいというふうに考えているところであります。

次に、発達障害者への就労支援の取り組みについての御質問でございますが、発達障害者に対する就労支援につきましては、県における支援のあり方全体にかかわる検討の状況や動向を踏まえていくべきというふうに考えているところでありますけれども、これまでは、県総合療育訓練センターに併設されております発達障害者支援センターとの連携のもとに、障害者雇用の窓口機関でありますハローワークや自立に向けての就労等を支援している障害者就業・生活支援センター等の活用を図りながら進めてきたところであります。

そこで、関係機関で協議会を設け、就労支援策を展開すべきと考えるがどうかという御質問であります。先ほども申しあげましたとおり、この4月に地域自立支援協議会というものが立ち上がっておりますので、その場を活用するとともに、必要に応じて、関係機関にも入っていただくことなどによって、就労支援のネットワークを構築し、支援に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、発達障害の早期発見として5歳児健診の導入についての御質問でございますが、まず初めに、3歳児健診における発達障害児の把握についてと、ここ数年間の健診結果についてお答えを申しあげたいというふうに思います。

3歳児健診はあらかじめ保護者に健診調査票を郵送して、当日その調査票により保健師が父母と面接方式で質問等をしながら、聞き取りをして、調査票の記入確認をしております。さらには、子供に絵本を見せたり、積み木などを使って言葉の発達ぐあいやコミュニケーションのとり方、落ちつき、などの状況観察をして、調査票の内容を補足しているわけでありまして。その調査票に基づき、小児科の医師が診察をして、発達障害児の把握をしていただいているわけでありまして。

ここ数年間の健診結果でありますけれども、平成18年度は受診者数380人のうち、健診担当医師の判断により、軽い異常のあった要指導が1人、医師の診断や保護者の訴え、保健師の観察によりしばらく子供の発達、成長の様子を見ていこうと判断された要観察が17人、児童相談所での受診対象となった要精検が2人となっております。

また、平成19年度は受診者数387人のうち、要指導が1人、要観察が15人、要精検が3人となっております。

また、平成20年度は受診者数が384人のうち、要指導が3人、要観察が29人、要精検が3人という診断結果となっているところであります。

そこで、発達障害の早期発見への取り組みとして、5歳児健診の導入についてという御質問でございますけれども、御案内のとおり、発達障害は対人関係が苦手なことが多いために、集団生活の中でより目立つことから、集団生活の中で発見しやすいとも、また言われているわけでありまして、市内の幼児施設に入所し、集団保育を受けている児童の割合は3歳児健診受診者では84.4%、4歳児では95.7%、5歳児においては98.3%と高い比率になっておりまして、集団保育の中で発達障害児を発見しやすい環境にあらうかというふうに認識しているところであります。

こうしたことから、保健師や家庭相談員が幼児施設との連携をとりながら、発達障害の早期発見、早期支援に努めているところでございます。これまで、3歳児健診や幼児施設での取り組みの結果、就学時まで発達障害に気づかなかったというような事例は報告を受けていないという状況にあるわけでありまして。こうしたことから、5歳児の健診の導入ということについては、今のところ考えておらないという状況になっております。御理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、乳幼児健康診査の取り組みについてお答えを申し上げます。4点ほど御質問がありましたので、順次お答えを申し上げます。

初めに、3歳児健康診査での視覚検査の結果についてであります。平成20年度の結果について申し上げますと、受診者数が384人で、そのうち、要精密検査該当児は19人となっております。そして、精密検査受診の結果、異常なしが2人、医療機関で経過観察となった幼児が9人、要治療が2人で、医師の診察を受けております。

次に、3歳児健診の結果、視能訓練士による視覚検査の導入をどうかというふうな御質問でございますけれども、御案内のとおり、視能訓練士は視能訓練士法に基づく国家資格で、眼科医の指示のもと、視機能検査を行うとともに、斜視や弱視の訓練治療に当たる専門医療スタッフであると承知しているところであります。山形県内では30カ所、寒河江市内には1カ所の眼科医療機関に配置されているということを聞いております。人材的には大変少ない状況になっているわけでありまして、このようなことから、導入にはまだ少し時間がかかるものというふうに考えているところであります。

なお、県内では視能訓練士による視覚検査を導入している市町村というのはまだないようであります。

次に、3歳児健康診査での聴覚検査の結果についての御質問がありましたので、お答えを申し上げます。

平成20年度は受診者384名のうち、ささやき声検査、それからチンパノメトリー検査の結果を専門医療機関で診断してもらった結果、問題なしが304名、要指導が48名、要精検が13名、要治療、

治療中が19名となっておったところであります。そして、要精検対象者には無料受診券を交付して、受診勧奨をした結果、要精検受診者は9名で、そのうち問題なしが5名、要治療が4名という結果になっておりました。

最後に、新生児における聴覚検査に対しての公的公費助成についての御質問がありましたが、先天性聴覚障害は、早期に発見され、早期に適切な支援が行われれば、障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語発達が促進されると言われているところであります。特に、生後6カ月までに訓練を開始した場合、言葉の発達の程度はそれ以降に訓練を開始した子供に比べ、優位になるため、早期発見、早期療育が重要であるということでもあります。現在、市内において新生児における聴覚検査ができる、いわゆる新生児聴覚スクリーニング検査の実施医療機関は2カ所の産婦人科医院となっておりまして、当該医療機関での出生数は本市全体の約6割を超えているという状況になっているところであります。

また、市外での出生児につきましても、新生児聴覚スクリーニング検査が受診できる医療機関において、ほとんど出産をしているという状況になっているわけでもあります。このようなことから、聴覚検査は保護者の希望で受診するということになるわけではありますが、多くの乳児が新生児時期に聴覚検査を受けているのではないかというふうに思っているところであります。

今後とも機会をとらえて、積極的に新生児における聴覚検査の受診を勧めてまいりたいと考えておるところであります。

また、公費助成につきましては、新生児における聴覚検査の受診の状況、さらには妊産婦の意向なども踏まえながら、今後子育て支援策の一環としてその必要性について十分検討していきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。



高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 それでは、理解を深めるために、2問に入らせていただきたいと思います。

一つ目は、寒河江市の障害者基本計画でありますけれども、市長の方からお話がありました、平成19年にこれが策定されております。それで、この内容を見ますと、第1問でもお話ししたように、障害者の中でも、精神とか、あるいは知的とか、身体というのがほとんどこれ内容になっているようで、人数についても寒河江市内の発達障害者の実態というものがとらえられて、この計画を策定したのかなという疑問が残ります。特に、先ほど市長からもあった、施策の要するに方向性とか、あるいは課題、これは全部障害者に通じるわけでありますけれども、特に発達障害者というのは、先ほども1問でも申しあげたように、非常にとらえにくい部分、それから、市、あるいは県、国等々における補助事業と申しますか、助けと申しますか、そういうものがなかなか得られないものでありますから、平成17年にこの基本法ができ上がってスタートしたばかりだということで、寒河江市も19年にこれを制定しておられますけれども、これ法の趣旨をきちんととらえてつくったのかなという疑問が残ります。

ですから、そういう意味では、これから基本計画というのは9年間、平成27年まででありますから、当然これ計画というのは、途中でどういう形で進んでいるのか、あるいは当然国の法が改正になる可能性もありますので、その辺を見定めた上で、やっぱり中間点できちんとこの見直しをするということが私は必要ではないのかなと。ですから、そういう意味で、今ちょうど19年から21年、22年がちょうど中間点になりますけれども、その辺、この寒河江市障害者基本計画について、中間点でその見直しをする考えがあるのかどうかお聞きしたいなと思っております。

それと、先ほどもありました地域自立支援協議会、これがことしの4月から立ち上がったと。そしてこれはこの基本計画にもありましたけれども、一つの大きな課題でありました。平成19年につくったこの基本計画、この地域自立協議会がないために、どうしても各障害者に対しての支援サービスという点で思うように実態把握ができなかったということもあります。ですから、そういう意味で地域支援協議会が立ち上がったということは、大きな寒河江市内のこれからの障害者に対しての機会が出てくるのではないのかなと。

それで、問題点は、要するに協議会のメンバーを見ますと、十数名ほど協議会のメンバーおられますけれども、この中には発達障害者というような網羅された関係機関が入っていないということが私は挙げられるのではないのかなと。先ほど市長の方からは、市の方で要するに発達障害者をそれぞれ関係する方々をメンバーとする実態の中で、ネットワークを構築していくという話がありましたけれども、そのネットワークを構築していくためには、実態調査というものをきちんとすべきではないのかと。

ですから、この地域福祉協議会という中で、立ち上がるのであれば、そのメンバーの中に発達障害者に関係する機関、私はこれをきちんと入れて取り組んでいくことが大事なのではないのかと。市長からは、これから入れるという話が入っていくという、就労関係で話がありましたけれども、その辺、要するにどういうふうなことを考えているのか、特に発達障害者の場合は、先ほどあったように、障害者の中でもなかなかわかりづらい。そしてまた、家族会などもまだ市内には立ち上がっていないかと思っておりますけれども、その辺の家族会も市として、やっぱり手助けをしながら、きち

んと家族会も立ち上げていくということが私は必要ではないかと思えますけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいと思えます。

それから、これは支援の福祉サービスの件で話がありました。これは発達障害者については、今のところ国の方でもそれぞれいろいろなサービスについて検討なされているようで、市長からはそれを受けてサービスについてそれぞれ発達障害者に対しての取り組みをしていきたいという話がありました。そして、特にこの発達障害者については、先ほどあったように、知的、それから身体、そしてまた精神というような方の谷間にある方でありますので、国のサービスというものもこれは大事なところかと思えますけれども、私は市として、そういう方に対して、もしも国の方でどんなサービスかこれはわかりませんが、それに上積みしながら、きちんと取り組んでいく必要があるのではないかと思えますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思えます。これは国の方でまだまだ制度がはっきりしなければわからないと思えますけれども、今の時点での考え方をお聞きしたいと思えます。

それと、受診サポート手帳でありますけれども、この手帳につきましては、これは全国的にも年々増加する傾向にあると言われております。そしてこれは平成17年に千葉県が始めまして、先ほど市長からあったように、県全体として取り組んだということで、今では千葉県の各市町では、この受診サポートを使いながら、すべての障害者に対して歯科、医療関係で行った場合に、要するに余りパニックが起こらないような診療体制をきちんと組んでいると。そして、これは各全国の市、町におきましても独自でこの受診サポートを発行している地域があります。帯広とか、あるいは歯科関係だけだと、富山県が県を挙げて歯科関係の機関に対しての受診サポートなども発行しているということもあります。

ですから、私は先ほど市長からあったように、まだ研究課題ということでありまして、私は広域的な面もこれは大事かと思えますが、まずは寒河江市がやると。寒河江市がやることによって、周辺の自治体に影響を与え、ひいては、これは県の方も動かすということになると思えますので、その辺もこれは強力にやっぱり進めていただきたいなということをお願いしておきたいと思えます。

それから、5歳児の健診でありますけれども、この5歳児につきましては、3歳児で発達障害児ということがわかるというのは、やはり自閉症とか、中程度の非常に重いと言われる方は3歳児で健診のときにある程度発見できますけれども、問題は軽度の発達障害者です。これはなかなかとらえにくいと。先ほど市長の方からは保育所の保育体制で発見できるという話がありましたが、これは3歳時点でも専門の小児科でもなかなかわかりづらいということでありますので、そういう意味ではやっぱり専門の方にきちんと診査をしてもらう。健診してもらうというような体制が私は必要ではないのかなと。

ですから、そういう意味では、今のところ市の方でも例えば市の保育所などについては、これは年に何回か研修をやらせまして、その発達障害者を発見するための研修会、講習会をやらせております。ところが、これ子供さんの数を見ますと、幼稚園に通っている方も市の方の保育所の倍ぐらいおられます。ですから、その辺の方々について、幼稚園での体制、これは市の方ではなかなかとらえづらいかと思えますけれども、その辺の体制は、要するに大きな問題点になってくるのかなと。ですから、市の方はこれはきちんと職員の研修やら、いろいろなものをやっておられますけれ

ども、幼稚園に対して、その辺の指導というものはどういうふうになさっているのかお聞きしたいと思えます。

5歳児健診につきましても、これ全国的には、香川とか、静岡、熊本、長野関係で、それぞれもう既にこれは各市町村の方で実施されているものが多く出ておられます。そして、これは最初に始まったのが1996年です。これは鳥取県で始めたわけです。そして、鳥取県のある一つの町が5歳児健診をしたと。それが最終的には、鳥取県を動かすような健診体制を組んだわけでありましてけれども、この鳥取県の今の状況を見ますと、2007年の状況からしますと、約1,404名が対象者で、そのうち1,359名が受診されております。96.8%です。そして、そのうち軽度の障害者が9.6%見つかっております。そしてこれを見ますと、3歳児で約65%の発見があったと。そしてあとの35%はこの5歳児健診で発見があったという統計が出ております。

ですから、5歳児健診というのは、非常に大事なのかなと。ですから、まずはほかの地域とか、あるいは県内でどこもやっていないからやらないということではないかと思えますけれども、まずは寒河江として発信をしてみると。そしてそれがこの地域を動かし、県を動かすような健診体制を組むということになってくるかと思えますので、再度、その辺について見解をお聞きしたいと思えます。

それから、乳幼児の健診の中で、視能訓練士による視覚検査の導入ということであります。そして、これは先ほどもあったように、視能訓練士は国家資格です。そしてこれは全国で約7,000人を超える方がおられますけれども、山形県には30人と、寒河江市内には1名ということがありました。これ非常に少ないわけでありましてけれども、先ほど1問でも申しあげましたように、目の検査というのは非常に大事です。そしてまた、これは眼科の先生が3歳児健診の際に検査をするのではなくて、小児科の先生であったり、あるいは保健師の方が検査をされますので、その検査方法、あるいは親がそれぞれ最初にアンケートに記入しますから、検査方法にばらつきがあります。そういう意味ではやっぱり専門の方がきちんと3歳児健診の際に健診をすると。このような健診体制を私は組んでおかないと、やっぱり目の異常というものがあらかじめわからなくてしまって、その就学健診で発見した際には、もう遅いということがありますので、これも今後の課題のような形で先ほど市長からありましたけれども、私は早急に導入するように、要望したいと思えます。

それから、新生児聴覚スクリーニング検査、これ公費助成です。そして、これについては、市長の方からも今後の検討課題という話がありました。これについてもやはり先ほど市長からあったように、少子化対策の一環と。やっぱりこれは子供を産み育てるための経済的な負担の軽減と、これに大きな貢献ができるのではないかなと思えますので、その辺を含めながら、今後よりよい方向に検討をお願いして、2問目といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点か御質問でありますので、順次お答えを申し上げたいと思います。

最初に、障害者基本計画の見直しはどうかという御質問かと思いますが、当然のことながら、平成19年に策定した長期の計画でありますので、その期間の中でさまざまな状況の変化、制度の変化というものが生じてくるわけでありますので、当然のことながら、ある一定の期間になった段階では、これまでの計画の進行状況を検証し、また、見直すべきところは見直し、さらに後期の対策を講じていくという観点からすれば、当然中間段階あたりでの見直しというものを進めていかなければならないというふうに思っているところであります。特にこの基本計画の中での発達障害者への対策というものについても、さらに充実していくべき内容を具体的な方策として盛り込んでいくべきかというふうに私どもも認識しているところでありますので、必要な時期にその見直しを進めていくということになるかと思っているところであります。

それから、支援のための組織というんですかね、支援団体への市としてのさまざまなサポートをすべきではないのか。また、設立した支援協議会の中にきちりとそうした発達障害者の団体等も織り込むべきではないのかというような御指摘でありますけれども、この実施要領の中にも掲げておりますけれども、必要に応じて具体的に関係する団体の参加を求めていくという要綱にはなっているわけでありますので、現時点でもそうした発達障害に関係する者、あるいは団体の方の参加を求めてさまざまな協議をしていくということにはなろうかと思っております。そういった意味で、現在のこの協議会の中でも対応していけるというふうに考えておりますし、先ほど来申しあげておりますけれども、協議事項としては、寒河江市障害者基本計画の進捗状況についての協議ということも具体的に項目として掲げておりますので、発達障害者に関するいろいろな対策、状況というものも、この協議会の中で十分検討していきたいというふうに思っているところであります。

それから、市としての支援体制と支援を考えていくべきではないのかということでもありますけれども、議員御指摘のとおり、国の支援体制、支援の内容というものが明確になった状況を踏まえて、市としてのさらなる対応が必要なのかどうなのかというものを十分検討していきたいというふうに考えているところであります。

それから、受診サポート手帳の作成については、御指摘のとおり、他の自治体というんですかね、都道府県においては県を挙げて取り組んでいるという状況もただいまお聞きしましたが、また、自治体、市町村独自でも対応しているという自治体もあられるようでありますので、我々としてもそうした市町村での対応が可能かどうかということもつぶさに他の自治体の例なども研究して、寒河江市の場合どうかということを検討していきたいというふうに考えているところであります。

それから、5歳児の健診についてであります。これもなかなか鳥取県ですか、そういうところで実績があって、大変な発見というものの割合が高いという事例であります。ただ、我々としては、先ほど来申しあげましたとおり、ある程度幼稚園も含めた幼児施設の中で対応をできるのではないかという現状の認識を持っているところでありますので、この件についてはやはりいろいろな他の事例なども十分調査させていただいて、寒河江市としてどう取り組むかということを検討させていただければというふうに思っているところであります。

視能訓練士につきましては、やはり先ほど来申しあげておりますとおり、大変重要な職務、そ

う役割を担うべき職であろうというふうに思っているところであります。ただ、やっぱりいかんせんそういう資格を持っている人がなかなか県内に少ないという状況でありますので、これは市単独でというよりも、県を挙げて取り組むべき課題かなというふうに思いますので、我々としてはぜひ県の方にも申しあげて、全体としてそういう訓練士の養成というものに取り組んでいけるよう努力してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 市長からは何点が回答がありましたけれども、これ発達障害者につきましては、やはり法律ができ上がってから浅いということもありますので、なかなか市としても取り組みづらい点があるのかなと、このように思っているところです。

そして、これはちょうど発達障害者の法律ができ上がった際に、全国で何カ所かモデルということで事業を展開している市町村がありますけれども、その中で田辺市という市がありまして、その中では、モデル事業として発達障害者支援コーディネーター、これを配置して、きちんと業務の遂行を行っている。それから、当然連絡調整会議を配置して、医療、保健、福祉、保育、教育、労働、いろいろな発達障害に関係する連絡調整会議、これは先ほど言った地域自立支援協議会と同じような形になってくるんですけれども、その辺のところをきちんと立ち上げながら、発達障害を入れて、きちんと連絡協議会を調整を行っている。

それから、発達障害については、個別支援計画を立てている。ですから、要するに個別にどういふような支援が必要なのか。これは先ほど言ったように、発達障害というのはなかなかわかりづらいということから、個人的に個別支援計画を立て、その中できちんと取り組んでいるということでもあります。

それと市民の啓発関係などについては、講演会とか、あるいはボランティアにおける講演会、いろいろなふうに関きながら、発達障害の実態、あるいは発達障害に対して市民の皆様方に啓発をするという事業、そしてまた、関係する教育者とか、あるいはいろいろな方々に職員に対して、発達障害ということに対する研修会を何回も開いているというようなことで、事業に取り組んでいる。これが先ほどあったように、発達障害者のライフステージ、一貫した支援体制というものを整えるために行っているというような市の事例もあります。

ですから、こんなところを参考にさせていただきながら、寒河江市としても、これからの発達障害者に対する取り組みを一層取り組んでいただきたいと思います。とっております。

それと、先ほど市長からあったように、県に対しての要望、これも非常に大きいのかなと。ですから、県の動きがきちんと定まらないと、市の方の動きも定まらないというのが結構あります。ですから、県に対して、やっぱり声をあげていただくと。そして、県の状況が変わることによって市が変わりますので、あるいは市が発信することによって県が変わりますので、その辺のところでも市の方に対していろいろな要望と、それから発達障害者に対しての実態調査、これがなかなか私は寒河江市がまだ行っていなのではないかと。ですから、きちんと実態調査をして、その上でどういふふうに行くかと。実態調査をしないと何も始まらないんです。ですから、まずは実態調査、これに取り組んでいただいて、やっぱり発達障害者が生き生きと生きられるような寒河江市というものをつくっていただくことをお願いして3問を終わります。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 今那須議員からも御指摘ありましたけれども、この発達障害者への支援というのは、本当に歴史がまだ浅いわけであります。17年に法ができたということでありまして、そして、県の支援センターなるものも、本当に二、三年前の設立ということで、他県の今事例を披露していただきましたけれども、そういう意味では山形県全体的にまだおこなっているということが一面言えるのではないかというふうに思っているところであります。

そうした中で、大変障害を持つ方々の支援という意味で、重要な、そして子供の日常生活での発見でありますので、大変早期発見、早期治療というものが重要な発達障害でありますので、我々としても県と一緒に、できる限りいろいろな面で支援を強力に進めていきたいということで市の方からも県の方に申しあげて、県の方で何とか講じていただく部分については、積極的に対応していただけるように発言をしていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

高橋勝文議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会 午後1時43分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成21年9月18日(金曜日)第3回定例会

出席議員(17名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
12番	石川忠義	議員	13番	新宮征一	議員
14番	伊藤忠男	議員	15番	佐藤暘子	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	鈴木賢也	議員			

欠席議員(1名)

11番	松田孝	議員
-----	-----	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員長
芳賀靖夫	農業委員長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長
山田敏彦	花緑せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
清野健	生涯学習課 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
安孫子政一	生涯学習課 生涯学習課長	犬飼弘一	農業委員長

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任



議事日程第4号

第3回定例会

平成21年9月18日(金曜日)

午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成20年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成20年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成20年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成20年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成20年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 認第11号 平成20年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 12 議第60号 平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 13 議第61号 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 14 議第62号 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 15 議第63号 平成21年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 16 議第64号 平成21年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)補正予算(第1号)
- 〃 17 議第65号 平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- 〃 18 議第66号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 19 議第67号 寒河江市簡易水道事業の設置条例の一部改正について
- 〃 20 請願第5号 日米FTA反対、農家経営の危機打開を求める意見書の提出を求める請願
- 〃 21 請願第6号 政府備蓄米をルールに基づき買い入れることを求める意見書の提出を求める請願
- 〃 22 請願第7号 『所得税法第56条の廃止』に関する意見書の提出を求める請願
- 〃 23 委員会審査の経過並びに結果報告  
 (1) 総務委員長報告  
 (2) 厚生経済委員長報告  
 (3) 建設文教委員長報告  
 (4) 予算特別委員長報告  
 (5) 決算特別委員長報告
- 〃 24 質疑、討論、採決

- ” 25 議案第5号 日米FTA反対、農家経営の危機打開を求める意見書の提出について
- 日程第26 議案第6号 政府備蓄米をルールに基づき買い入れることを求める意見書の提出について
- ” 27 議案説明
- ” 28 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、松田 孝議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、昨日決算特別委員会終了後議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議案第5号及び議案第6号の2案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第25、議案第5号及び日程第26、議案第6号を一括上程し、日程第27、議案説明を省略し、日程第28で質疑、討論、採決と進めることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

高橋勝文議長 日程第1、認第1号から日程第22、請願第7号までの22案件を一括議題といたします。

## 委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第23、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務委員長報告

高橋勝文議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る9月8日、委員6名全員出席し、当局より副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

初めに、委員会傍聴の件について諮り、異議なく傍聴を許可することに決定いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第64号及び請願第7号の2案件であります。

審査の都合上、請願第7号から審査することについて諮り、異議なく決定いたしました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、請願第7号『所得税法第56条の廃止』に関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、質疑に入りました。

主な質疑、意見等を申し上げます。

委員より「請願文章の一部に事実と異なる疑義があること、さまざまな課題があること、政権党のマニフェストに扶養控除の見直しがあることなどから、継続審査が妥当である」との意見がありました。

委員より「今は現状の納税制度に従うべきではないかという意見も多いが、政権が交代しており、継続審査としたらいいのではないか」との意見がありました。

委員より「56条があるということは、これがないと困る人もいるはずである。もう少し情勢を分析する必要がある」との意見がありました。

請願第7号については、ほかに御報告するほどの質疑などはなく、質疑等を終結しましたが、継続審査の要求がありましたので、まず継続審査について諮ったところ、全会一致をもって継続審査とすべきものと決しました。

次に、議第64号平成21年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第64号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生経済委員長報告

高橋勝文議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。3番石山厚生経済委員長。

〔石山 忠厚生経済委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済委員長 厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月8日、委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第62号、議第63号、議第65号、議第66号、請願第5号、請願第6号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第62号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護従事者処遇改善臨時特例交付金というのは、保険料の引き上げ分に充当するということなのか」との問いがあり、当局より「介護料金の引き上げ抑制のための財源として交付されており、市としては一般財源として使うことにしています」との答弁がありました。

委員より「出産育児一時金は医療機関に直接支払うということなのか」との問いがあり、当局より「医療費と同じように医療機関において直接国保連合会に請求することになります」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号平成21年度寒河江市介護保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「償還金について、このような額を返さなくてはならないとすると、この後請求する際の影響というのではないのか」との問いがあり、当局より「給付費が24億円ほどで、そのうち1,600万円ほどになりますが、少なくもらって後で過年度分としてもらうということもあるのですが、平成20年度については給付費が増加していたものですから、足りなくなないように実績を見ながら対応してこのようになったものです」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第63号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「コンサルタントに委託することによって、病院の改革プランの内容も見直されるのか。また、実行支援は改革プランと同じように23年までつき合ってもらえるのか」との問いがあり、当局より「基本的には変更しないで改革プランを進めていきます。委託期間内で受けた指導、助言を並行して実行できるものは取り組んでまいりたい。また、改革プランが23年までになっていることから、場

合によっては次年度以降も推進策の指導、助言をいただくこともあろうかと考えています」との答弁がありました。

委員より「病院内の意見とコンサルタントからの意見を実効性のあるものにするための体制づくりをどう考えているのか」との問いがあり、当局より「現在の各セクションの代表による経営管理委員会によるか、強力に改革を進める別のチームを組織するかを検討し、院内全体の取り組みを進めてまいりたい」との答弁がありました。

委員より「入院患者の投薬指導を含めて、診療報酬が得られる業務の実施について、コンサルタントに委託する内容に入っているのか」との問いがあり、当局より「薬剤師のみならず各セクションを含めた依頼になります」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第65号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「出産育児一時金が引き上げられたが、産科医療補償制度の保険料はどうなるのか。寒河江市や近隣の産科医の加入状況と期間延長を国に働きかける考えはどうか」との問いがあり、当局より「産科医療補償制度の保険料3万円を含んだ改正です。加入状況は市内の3医療機関はすべて加入しています。期間の延長については県などを通じて国に働きかけてまいりたいと考えています」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第66号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号日米FTA反対、農家経営の危機打開を求める意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「今の農家の経営というのは非常に大変な状況で、なかなか担い手が育たないということもあります。日本の農業を続けながら日本の農業を大切に作る手だてをとらなければと思いますので、賛成の意見を申し上げます」との意見がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに質疑、意見等もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号が採択されましたので、意見書案について質疑、意見等に入りました。

主な質疑、意見等の内容を申し上げます。

委員より「この意見書の文章の一部を修正して提出をお願いしたいと思います」との意見がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開し、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

次に、請願第6号政府備蓄米をルールに基づき買い入れることを求める意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「農家の人たちの採算性も賄えるような価格にすることからも採択してほしいと思います」との意見がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号が採択されましたので、意見書案について質疑、意見等に入りました。

主な質疑、意見等の内容を申し上げます。

委員より「意見書の中で少し文言を変えた方がいいと思うところがあるので、意見書の文言を修正していただければと思います」との意見がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開し、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設文教委員長報告

高橋勝文議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。2番沖津建設文教副委員長。

〔沖津一博建設文教副委員長 登壇〕

沖津一博建設文教副委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月8日、委員5名出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第61号、議第67号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

議第61号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市簡易水道事業の設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「田代地区簡易水道が整備され、県から移管されてからの施設管理について、幸生地区と同じように簡易水道特別会計で行っていくのか、それとも水道事業会計で行っていくのか」との問いがあり、当局より「施設管理については、どちらの会計で行うのか、今後営業開始まで詰めていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「総事業費の2.5%が地元負担になっているようだが、どのような負担の仕方になるのか」との問いがあり、当局より「地元負担金については、当初同意した全戸の戸数割で負担することになっております」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、議第67号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



## 予算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。17番那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登壇〕

那須 稔予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月1日、委員16名出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第60号平成21年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

議第60号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、集落営農参加型園芸緊急拡大推進事業費の減額とやまがた園芸担い手チャレンジプラン支援事業費の追加の関係について。一つ、駅前交番の用地取得について。一つ、中心市街地活性化センター維持管理事業の内容について。一つ、さくらんぼ産地活性化緊急対策事業費補助金の内容についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、9月17日、委員16名出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

議第60号を議題とし、各分科会委員長より分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

主な質疑を申し上げます。

中心市街地活性化センター維持管理事業の委託先及び寄贈の際の約束についての質疑があり、厚生経済分科会委員長より答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第60号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 決算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。8番木村決算特別委員長。

〔木村寿太郎決算特別委員長 登壇〕

木村寿太郎決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月1日、委員15名が出席し、当局からは市長初め副市長、監査委員及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号から認第11号までの11案件であります。

11案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明の後、質疑に入りました。

最初に、認第1号平成20年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、市税の収納率の低下、不納欠損処理、滞納額増加の原因等について。一つ、固定資産税の予算額と調定額の関係について。一つ、新寒河江温泉の使用料の見直しについて。一つ、保育料の不納欠損処理の理由について。一つ、定額給付金の支給見通しなどについて。一つ、市立病院に対する負担金、補助金の限度額について。一つ、電子申請システム事業の利用状況について。一つ、自主防災組織の組織率について。一つ、市民浴場の障害者の入場者数について。一つ、林業振興事業の内容について。一つ、敬老会事業に対する交付金のあり方についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、認第2号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第4号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

保険給付費、療養諸費の不用額の利用等についての質疑があり、当局より答弁がなされました。

次に、認第5号平成20年度寒河江市老人保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第6号平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

滞納者の実態、保険証の発送方法についての質疑があり、当局より答弁がなされました。

次に、認第7号平成20年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成20年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第10号平成20年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申しあげます。

市立病院の経営、構造改革等についての質疑があり、当局より答弁がなされました。

次に、認第11号平成20年度寒河江市水道事業会計決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申しあげます。

水道施設及び老朽管更新の耐震化の推進についての質疑があり、当局より答弁がなされました。

以上で質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、9月17日、委員15名が出席し、当局からは市長初め副市長、監査委員及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

認第1号から認第11号までの11案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第1号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第2号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第3号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第4号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第5号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第6号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第7号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第8号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第9号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第10号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第11号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第24、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定することに決しました。

認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第2号は原案のとおり認定することに決しました。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員

の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員

の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第60号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので順次発言を許します。16番川越孝男議員。

川越孝男議員 おはようございます。

私は、市政に対する市民の信頼というのは、当局の努力だけで築かれるものでもなく、また市議会だけの努力で築かれるものでもないと思っています。市当局と市議会の双方が、常に市民の目線に立って真摯な議論を通じ努力し合う中でこそ構築されるものと考えています。そのような観点から問題点を指摘したいと思います。

ただいま議題になっています議第60号平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)は、1億2,718万8,000円を追加し、予算総額で歳入歳出それぞれ146億6,180万5,000円となるもので、その内訳は、これまで農家の要望が強かったさくらんぼの雨よけハウスの建てかえに対する県補助金に係る果樹園芸作物等生産振興対策事業費などの追加を初め、住宅手当支給に係る緊急特別措置事業費や耐震改修モデル事業費の計上、出産育児一時金に係る国保会計への繰出金、病院事業会計への補助金、勤労者生活安定資金預託金、街路樹再生事業費及び教育振興事業費などへの追加補正となっています。これらについては、市民の生活の安定、安全、安心のために極めて妥当な補正であり、大賛成であります。

ところが、第7款商工費に、美術館企画展示委託費用、中心市街地活性化センター維持管理事業費として599万9,000円計上されています。説明によると、委託料の529万9,000円は、市美術館の開館1周年企画として、郷間正観氏からの絵画の寄贈を受け、その額縁代などに460万9,000円と輸送費に69万円の予算で郷間氏に委託するもので、工事請負費の70万円は、寄贈された絵を展示するための改修工事費用とのことであります。私は、この提案を受けてから市民の方々の意見を聞いてまいりました。そこで出された意見や問題点は次のようなものであります。

一つは、財政が厳しいこの時期に、600万円近い一般財源を投じての企画展は必要なのか、もっと金をかけない方法があるのではないかと、なぜ600万円もの市の負担が伴う郷間氏からの寄贈を辞退できないのか不思議でならないなどの疑問であります。

二つには、郷間氏からの絵の寄贈を受けると額縁は市で負担するとの約束があると聞くが、本当なのか。事実なら問題であり、議会でただしてほしい。オープン時の寄贈のみならず、1年後の今回も額縁代を市が求められていることからすれば、明確にする必要がある。もし、約束があったならば白紙に戻すべきであるし、今後のためにも必ずただしてほしいというものです。

そして三つ目には、額縁の購入や運搬など絵の寄贈者である郷間氏に委託しては、透明性に欠け疑念が生じるのではないかと。また、そうさせないためには、郷間氏に委託するのではなく、郷間氏より額縁などの仕様書などをもらい、それに基づいて市が直接業者に発注するなど透明性を担保すべきで、そういったことを公開の場でただすのが市議会の役割であり、議員の任務であろうという助言もありました。

四つには、それらが明らかにされなければ、市民の代表である議員として賛成すべきでないとの厳しい指摘もいただきました。

一方、市長がこうした市民の声を受けとめ、予算執行に当たって市民に疑念を持たれることのない対応が明らかにされれば、賛成すべきだとの助言もいただいたのであります。私も同感であります。

したがって、私は議員として市民から寄せられている声にこたえるために、昨日の予算特別委員会の場においても当局の見解を求めましたが、できませんでした。確かに、先例集では委員長報告に対する質疑で、当局に対する質疑は好ましくないとされています。しかし、これまでも必要な場合には当局への質疑も認めてきたわけであります。今回のケースは、分科会で質疑された以外にも市民の疑問や意見があるわけでありまして、そのことについて当局の見解を伺えれば、市民の負託にもこたえられるのではないかと思います。しかし、残念ながら、市民から求められていた事項について議会の場で明らかにすることができませんでした。したがって、本議案には残念ながら賛成することができず、反対であります。

前段申しあげましたように、反対のための反対ではありません。佐藤寒河江市政に対する市民の信頼を確立するために、市民の疑念を払拭する立場からの反対であることを、市民の皆さんを初め、市当局や同僚議員の皆さんにも御理解をいただきたいと思っております。

残念ながら、美術館企画展示委託に関して、今議会で市長との間で市民の視点に立った議論を深めることができませんでした。市長には討論で申しあげたことを受けとめていただき、市民が抱いている疑念を払拭し、透明性のある市政執行をしていただくことを期待し、反対討論といたします。



高橋勝文議長 8番木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 私は、新政クラブを代表し、議第60号平成21年度寒河江市一般会計補正予算に賛成の立場から討論を行います。

本市は、第5次振興計画に「歴史と文化の織りなす 気品ただよう 美しい都市(まち)寒河江」を将来都市像に掲げ、まち全体が一つのミュージアムと言えるようなまちづくりを進めております。そんな中、市民待望の美術館が平成20年11月2日に中心市街地活性化センター「フローラ」にオープンしました。開館以来10カ月を経過するわけですが、入場者も2万9,000人を超えるにぎわいを見せております。特に市内の芸術団体などが作品を紹介する市民ギャラリーでは、これまでに書、絵画、生け花、彫刻などの展示を20回以上実施し、内容が入れかわるたびに多くの方が足を運んでおり、芸術や文化に触れる楽しさを実感しているのではないのでしょうか。当初、入場者は展示団体の関係者が多かったのですが、じわじわと芸術に関心のある市民が訪れており、展示内容の問い合わせも来ているとお伺いしております。来館者に飽きられないような展示内容を頻繁に入れかえしている事務局の支えも好評で、今、中心市街地の活性化が問われているときであり、私も一市民として、皆さんが市中心部に足しげく通っていただき、にぎわいが生まれるきっかけになればいいと思っております。

美術館の開館に当たっては、本市にゆかりのある東京在住の画家、郷間正観氏の常設展が決定したことから始まったことは御案内のとおりでございます。郷間氏は中国・上海の出身で、現在は日本国籍を持ち、水墨画と日本画、西洋画を結びつけた技法で人気を集めております。特に本市美術館入口にある「桜桃迎春輝」は、白い花をつけたさくらんぼの木を力強いタッチで描き、背景の月山と月、寒河江川の流れが幻想的な雰囲気醸し出しており、郷間氏がいつも感激して見ていたという寒河江市の風景をイメージして描いたと言っております。さらに、この作品が美術評論誌「美術の杜」の2009年春号で春麗日本画名作に認定され、ますます価値が上がっております。郷間氏の作品価値は、2009年美術家名鑑によると10号250万円と記されております。今回、寒河江市美術館の1周年に当たり、9作品31点、号数にして2868号という膨大な数字と価値になる絵画の数々を御寄贈くださることですが、今回の補正予算はその絵にふさわしい画装や諸経費と私は判断しております。

歴史と文化を有する風光明媚な本市にとりましても、郷間氏の作品の数々を拝見できることは、東洋の歴史と触れることができるとともに市民の芸術に対する価値観もどんどん上がっていくものと思われれます。そして、寒河江市美術館も確たる位置づけができ、JR寒河江駅にある「郷間正観ステーションギャラリー」とを結んだ文化の薫り高いまちづくりに役立つのではないのでしょうか。また、市民にとりましても、親しみのある美術館として充実されるものと考えております。

こうした観点から、平成21年度寒河江市一般会計補正予算は市民の負託に十分こたえるものと確信し、新政クラブの総意として賛成の意を表明する次第でございます。

以上をもって賛成討論といたします。

高橋勝文議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議第65号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第6号は採択とすることに決しました。

請願第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第7号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件について、総務委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第7号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

## 議案上程

高橋勝文議長 日程第25、議案第5号及び日程第26、議案第6号の2案件を一括議題といたします。

## 議案説明

高橋勝文議長 日程第27、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号及び議案第6号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第28、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時40分

高橋勝文議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成21年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 高 橋 勝 文

会議録署名議員 石 山 忠

会議録署名議員 那 須 稔